

第3期 おおむら子ども・子育て支援プラン

大村市こども計画 / 大村市子ども・子育て支援事業計画

大村市次世代育成支援行動計画 / 大村市子ども・若者計画

大村市子どもの貧困支援計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
大村市

はじめに

大村市は、多良山系や大村湾など豊かな自然環境に恵まれるとともに、長崎空港や高速道路IC、令和4年に開業した西九州新幹線といった交通インフラや、長崎医療センターをはじめとする充実した医療体制に支えられ、県央地域の中核都市として着実に発展を遂げてまいりました。

そのような背景の中、本市の人口は50年以上増加を続けており、令和7年度に10万人に到達する見込みです。

子育て支援については、平成27年度から第1期及び第2期「おおむら子ども・子育て支援プラン」に基づき、こどもの医療費助成、第2子保育料の無料化、ミライオン（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）の開設及びICT教育の基盤整備、そしてこども家庭センターや幼児教育・保育支援センターの設置等、医療・福祉・教育と多岐にわたる分野での取組を進めてまいりました。

一方で、少子化対策や世代間交流、保育園における待機児童解消や放課後児童クラブの不足解消、さらに児童虐待防止のための支援体制の強化など、多くの課題が依然として残されております。こうした現状を踏まえ、このたび令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期「おおむら子ども・子育て支援プラン」を策定いたしました。

本計画では、将来の担い手となるこどもたちを市民一人ひとりが応援し、健やかな成長を育むことで、誰もが安心して子育てできるまち“おおむら”を目指します。

結びに、大村市子ども・子育て会議委員をはじめ、多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。



令和7年3月

大村市長 園田 裕史

目次

第1章 《 総論

1

1 計画の策定にあたって	2
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画の策定体制	3
1-5 SDGsとの関連について	4
2 計画の背景	5
2-1 国の現状	5
2-2 本市の現状	9
2-3 子育て世代アンケート結果	16
2-4 長崎県子どもアンケート(小学生・中学生・高校生)	24
2-5 子どもの生活に関する実態調査結果	32
3 第2期計画の概要と評価	36
3-1 第2期計画の概要	36
3-2 第2期計画の評価	37
3-3 第3期計画策定にあたっての課題	45
4 計画の基本的な考え方	47
4-1 基本理念	47
4-2 基本目標	48

第2章 《 各論

49

1 基本目標ごとに取り組むこと	50
基本目標1 地域における子育て力の向上	51
基本目標2 親とこどもの心とからだの健康づくり	54
基本目標3 子育てと仕事の両立	57
基本目標4 こどもの未来を育む教育の充実	60
基本目標5 一人ひとりに寄り添った支援の強化	62
基本目標6 時代に即した少子化社会等への対応	64
2 「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標	66
3 ライフステージごとの施策一覧表	69

第3章 《 教育・保育に係る事業計画

75

1 教育・保育に係る圏域と人口推計	76
1-1 圏域の設定	76
1-2 圏域ごとのこどもの人口推計	78
2 サービスの見込み量と確保の量	79
2-1 教育・保育	79
2-2 地域子ども・子育て支援事業	87
3 市立園、幼児教育・保育支援センター	96

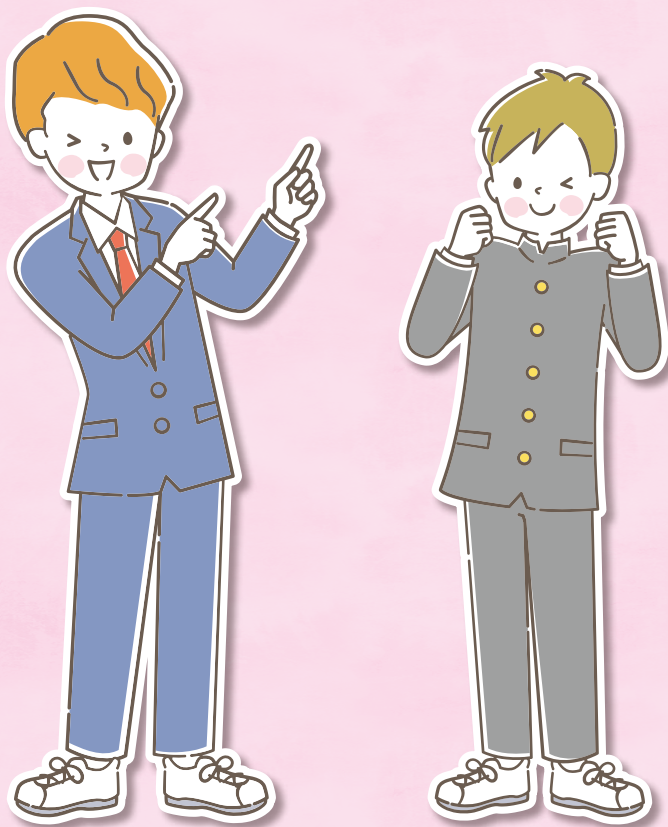
第4章 《 資料編

99

1 子育て世代アンケート結果(全体)	100
1-1 子育て世代アンケート調査結果	100
1-2 長崎県子どもアンケート(小学生・中学生・高校生)	129
2 大村市内の教育・保育施設等	141
3 大村市子ども・子育て会議	146



第1章 《 総論



1 計画の策定にあたって

1-1 計画の目的

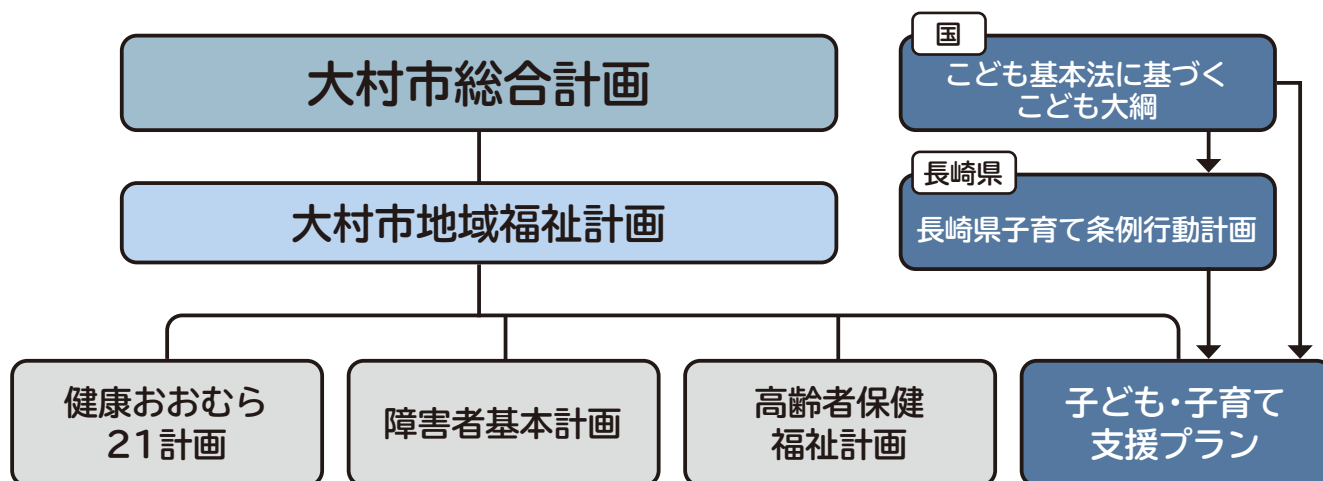
本市におけるこども・子育て支援の取組を総合的に推進し、本市の将来の担い手となるこどもたちを健やかに育むため、「第3期おおむら子ども・子育て支援プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 計画の位置付け

国は、令和5年12月22日に「こども基本法」に基づくこども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども基本法第10条において、市町村は、こども計画を既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画であり、こどもやこどもに関わる全ての人への総合的な支援を推進していくため、本市のこども・子育て支援、児童福祉、少子化対策、若者に対する各種支援等の関連する分野の計画を一体的に策定します。また、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画※¹、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画※²、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画※³及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画※⁴として位置付け、上位計画である「第5次大村市総合計画(後期基本計画)」(令和3年3月策定)及び「第2期おおむら支え合いプラン(大村市地域福祉計画)」(令和3年3月策定)との整合を図り策定します。

おおむら子ども・子育て支援プランの位置付け



※1 就学前の児童が利用する教育・保育及び18歳までのこどもが利用する地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、確保の内容及び実施時期を定める計画のこと。

※2 こどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するための事業の内容、実施時期及び目標を定める計画のこと。

※3 39歳までのこども・若者の教育、福祉、保健、医療等における施策に関する事項及びこども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項を定める計画のこと。

※4 18歳までのこどもの貧困対策について定める計画のこと。

1-3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

1-4 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、こども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されるよう、子ども・子育て支援法に基づき設置している「大村市子ども・子育て会議」をはじめ、広範囲な意見の集約を図りました。

(1) 大村市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法に基づき設置している「大村市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)の委員には、学識経験者、教育・保育関係者、子育て中の保護者等を選任しています。

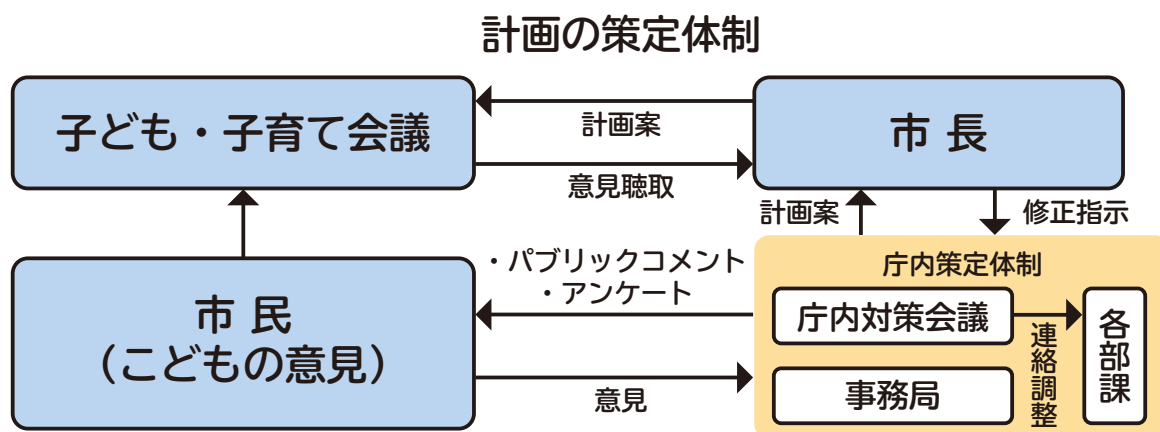
(2) 大村市子ども・若者政策に関する対策会議

子ども・子育て会議と連携し、子ども・子育て及び若者の総合的な施策を検討するため、市の庁内組織として、副市長、関係部長及び課長から構成される「大村市子ども・若者政策に関する対策会議」(以下「庁内対策会議」という)を設置しています。

(3) 市民アンケート及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、本市では、子育て中の市民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、令和6年度にアンケート調査を実施しました。

また、更に広範な市民の意見を反映させるため、計画案を市民に広く公表し、パブリックコメントを実施しました。



「こども」と「子ども」の表記について

子どもの権利条約では、18歳未満を「子ども」と定義しており、我が国においても、児童福祉法などで主に18歳までを「子ども」と定義し支援の対象としています。一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

1-5 SDGsとの関連について

SDGsとは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」の中核とされる17のゴールのことで、SDGsは、2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

我が国においては、平成28年に内閣総理大臣を本部長とした「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置され、地方自治体を含む、あらゆる関係者とSDGs達成に向けた取組が進められています。

本市では、SDGsの理念を踏まえながら、各取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と関連性が高いSDGsの目標は以下のとおりです。

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークを促進する。	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2 計画の背景

2-1 国の現状

我が国の総人口は、平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに減少に転じ、少子高齢化も急速に進んでいます(図1参照)。

年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期の昭和48(1973)年には約210万人でしたが、昭和50(1975)年に200万人を割り込み、それ以降、減少傾向となっています(図2参照)。

合計特殊出生率^{※5}をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25(1950)年以降急激に低下し、その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していました。しかし、昭和50(1975)年に2.0を下回ってから再び低下傾向となり、平成元(1989)年にはそれまで最低であった昭和41(1966)年(丙午:ひのえうま)の1.58を下回る1.57を記録し、さらに、平成17(2005)年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、平成27(2015)年には1.45まで上昇したものの、令和4(2022)年には1.26と過去最低となりました。

晩婚化の進行とともに、女性の年齢別出生率がピークとなる年齢も変化しています。女性の年齢別出生率をみると、出生率がピークとなる年齢は昭和50(1975)年では25歳でしたが、平成17(2005)年には30歳、令和2(2020)年には31歳となっています(図3参照)。

合計特殊出生率の低下は20歳代における出生率が低下したことが一因であると考えられますが、30～40歳代の年齢別出生率は上昇しています。

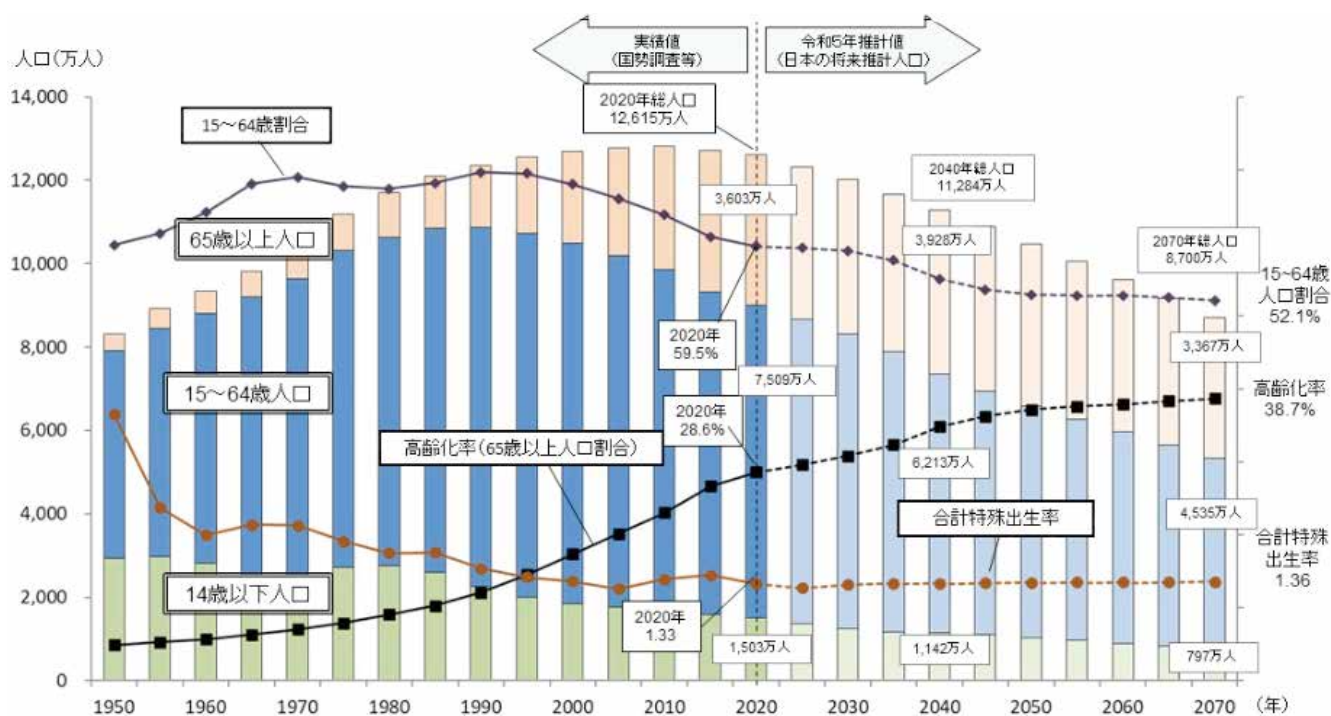
また、出産後に就業継続を希望する女性の割合も増加しています。女性の出産前後の就業をめぐる状況をみると、第1子を出産した既婚女性で第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、平成11(1999)年頃まで4割前後で推移してきましたが、平成27(2015)年から令和元(2019)年に第1子を出産した既婚女性では、69.5%へと大幅に上昇しています(図4参照)。

このような中、子育てと仕事の両立を支援するための施策として、平成29年の「子育て安心プラン」及び平成30年の「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童の解消に必要な受け皿を確保することとして、保育園や放課後児童クラブ等の整備が進められてきました。

保育園の待機児童はおおむね解消しつつありますが、放課後児童クラブは依然として待機児童が発生している状況です(図5・図6参照)。

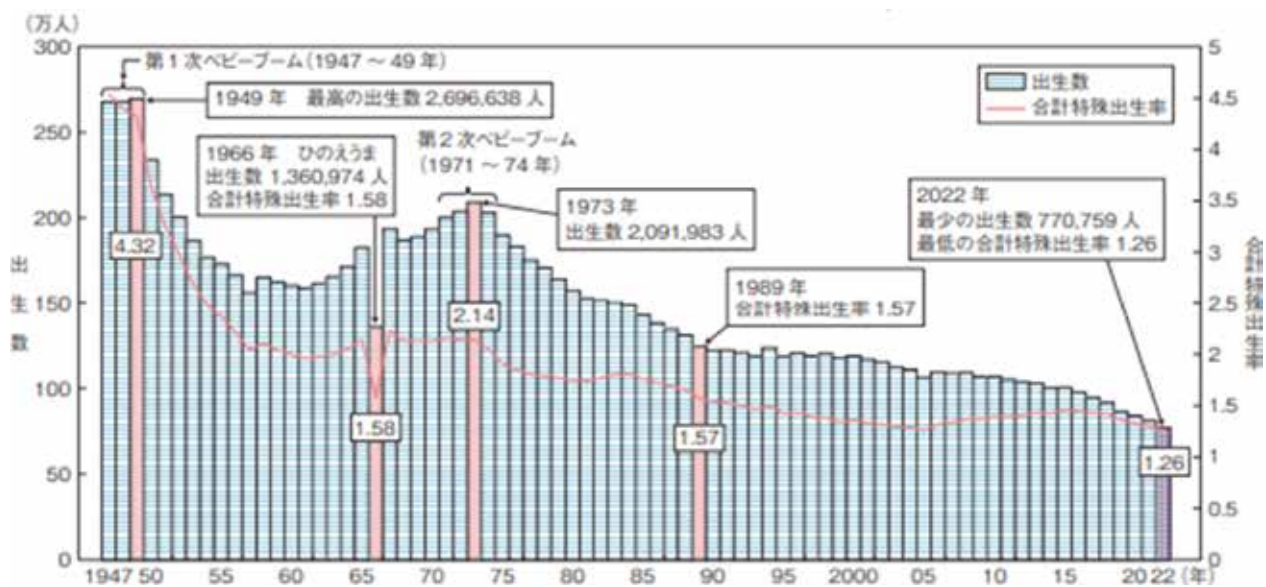
※5 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの(出典:厚生労働省ホームページ)。

図1 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



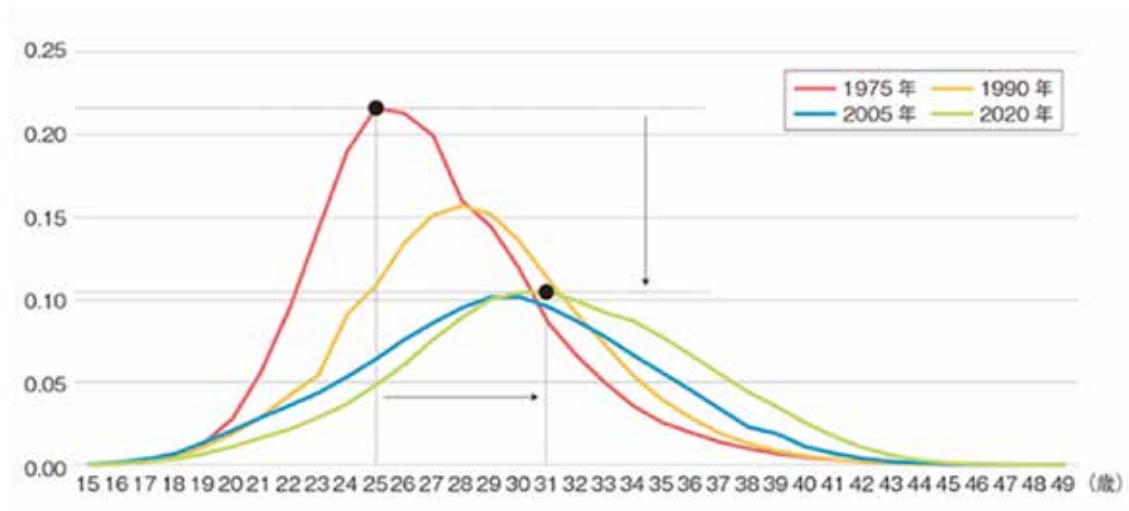
出典:内閣府「日本の人口の推移」2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

図2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



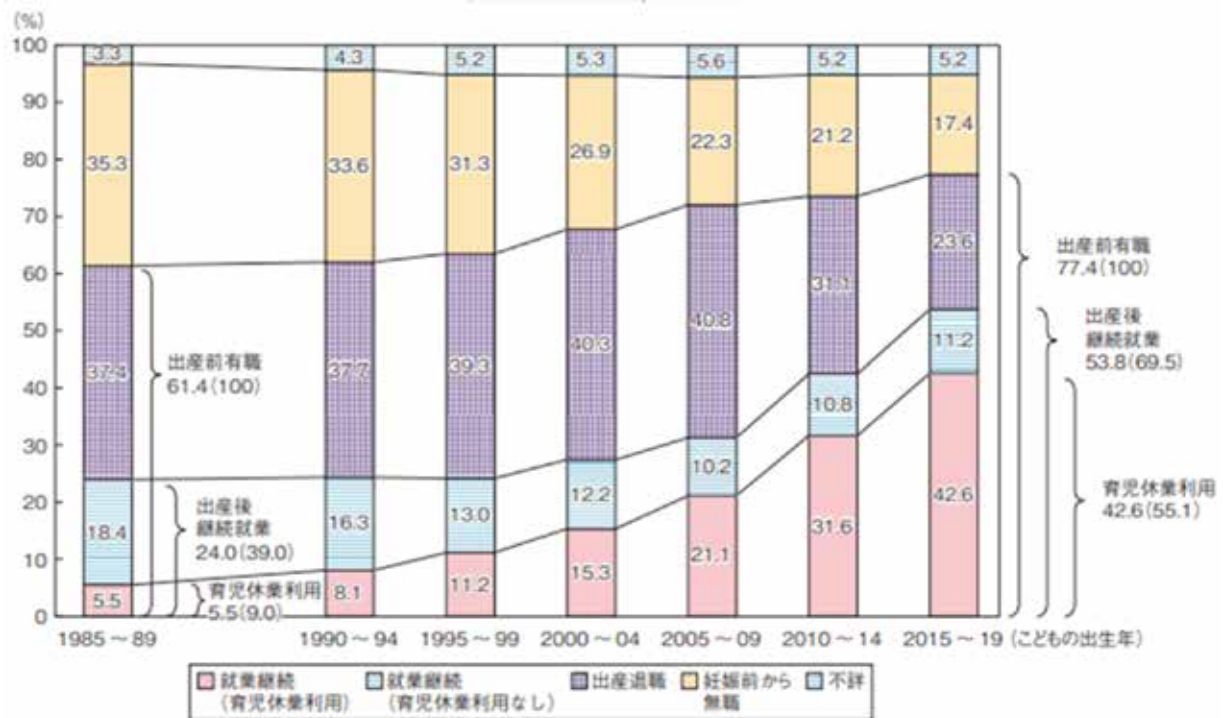
出典:内閣府「令和6年版こども白書」

図3 女性の年齢別出生率

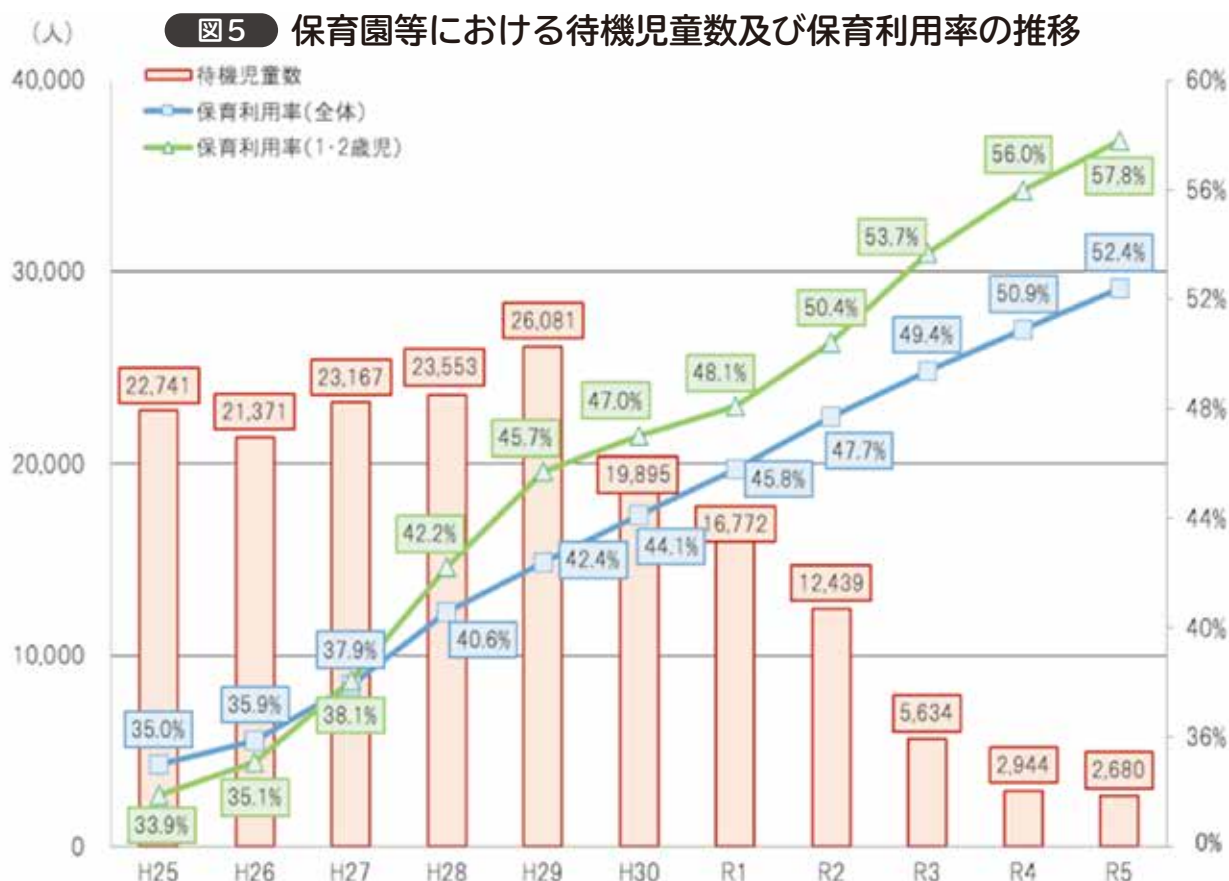


出典：内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」（令和2年国勢調査によるデータ）

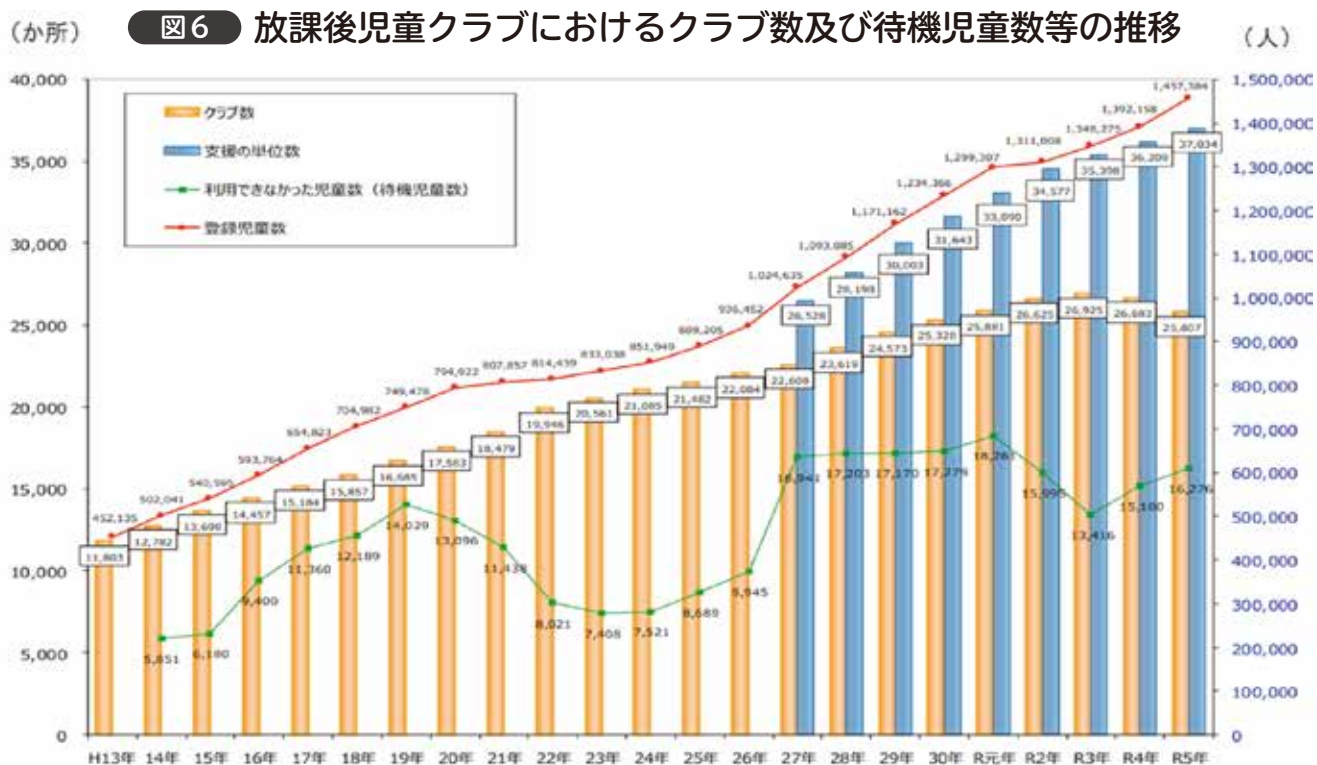
図4 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



出典：内閣府「令和6年版こども白書」



出典:こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ(令和5年4月1日)」



出典:こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和5年5月1日現在)」

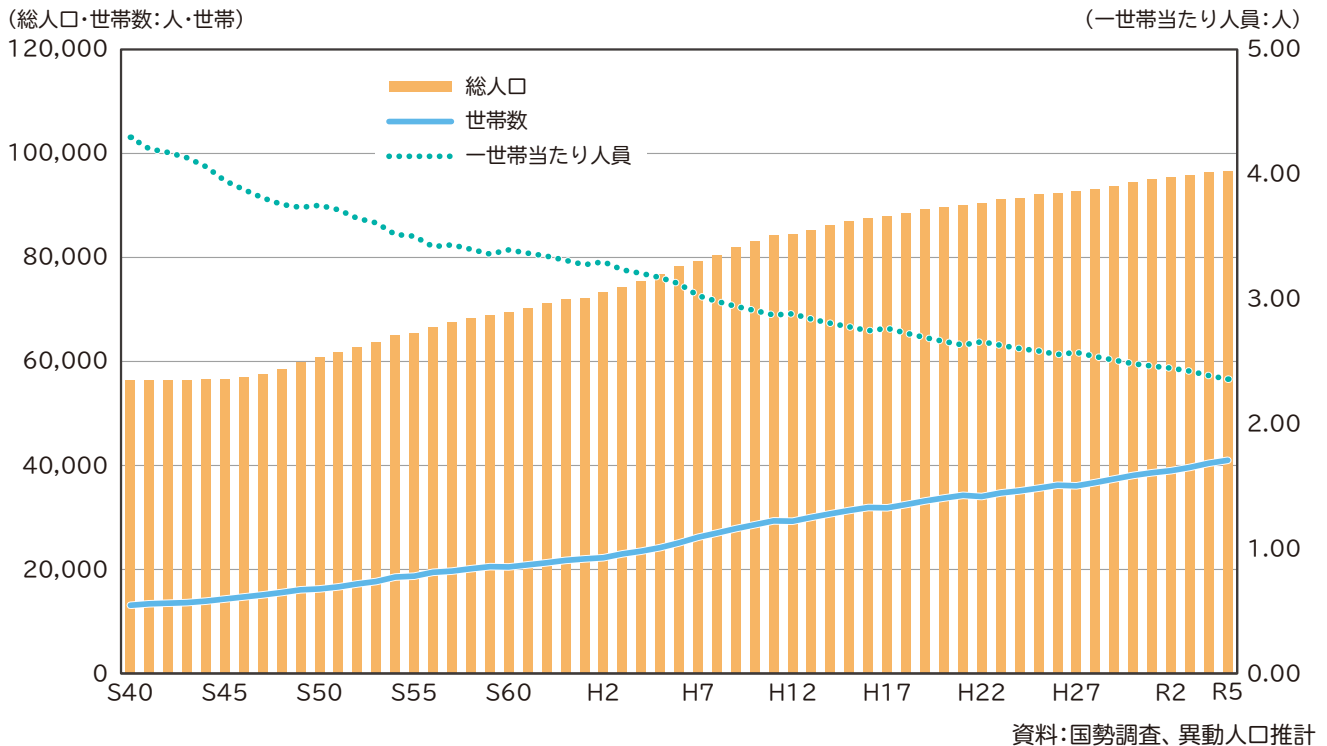
2-2 本市の現状

(1) 本市の人口と世帯数の状況

本市の人口は、昭和40年から昭和45年までおおむね横ばいで推移していましたが、以降は増加を続けており、令和5年10月時点で96,579人となっています(図7参照)。

世帯数も、多少の増減はあるものの増加が続いており、令和5年時点で40,967世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は昭和40年の4.30人から、令和5年時点で2.36人まで減少しています。

図7 本市の人口及び総世帯数の推移



(2) 本市の少子高齢化の動向

本市の年齢別人口を年齢3区分別にみると、総人口が増加を続けている一方、0歳から14歳までの年少人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています(図8参照)。

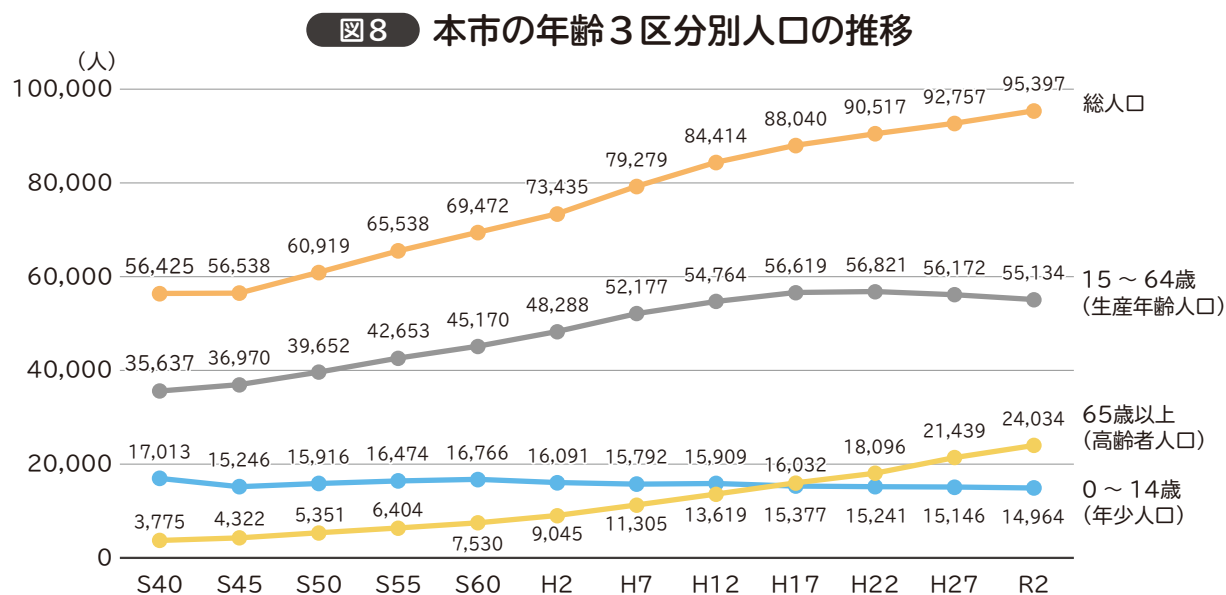
総人口に占める年少人口構成比を比較すると、昭和40年は30.2%であったのに対し、令和2年には15.7%にまで減少しています。

また、男女別の人口構造の変化を人口ピラミッドで比較すると、ピラミッド型から紡錘型に変化しており、高齢化が進行していることがわかります(図9参照)。

本市の年間出生数は、平成10年以降、900人台後半から1,000人台前半で推移していましたが、令和元年に888人に落ち込み、その後、令和2年に904人へ増加したものの令和3年からは再び減少に転じ、令和5年は829人となっています(図10参照)。

合計特殊出生率は平成11年以降、多少の増減はあるもののおおむね横ばいで推移しており、令和4年時点で1.74となっています(図11参照)。

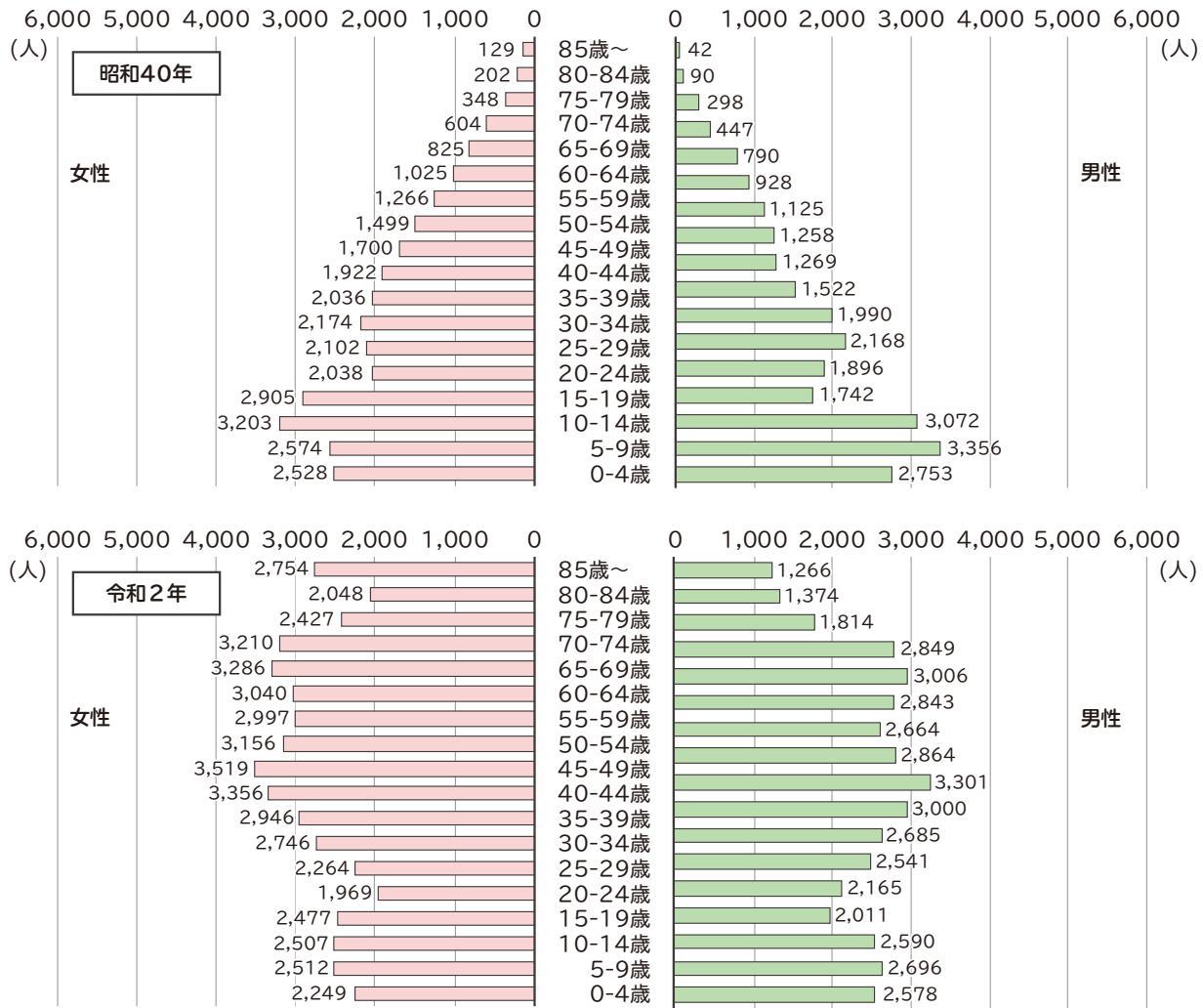
本市の合計特殊出生率は全国、長崎県と比較して一貫して高い水準で推移していますが、人口置換水準※6である2.07を大きく下回っており、高齢人口の増加や出生数の減少も相まって、今後も少子高齢化が進行していくものと推察されます。



資料:国勢調査

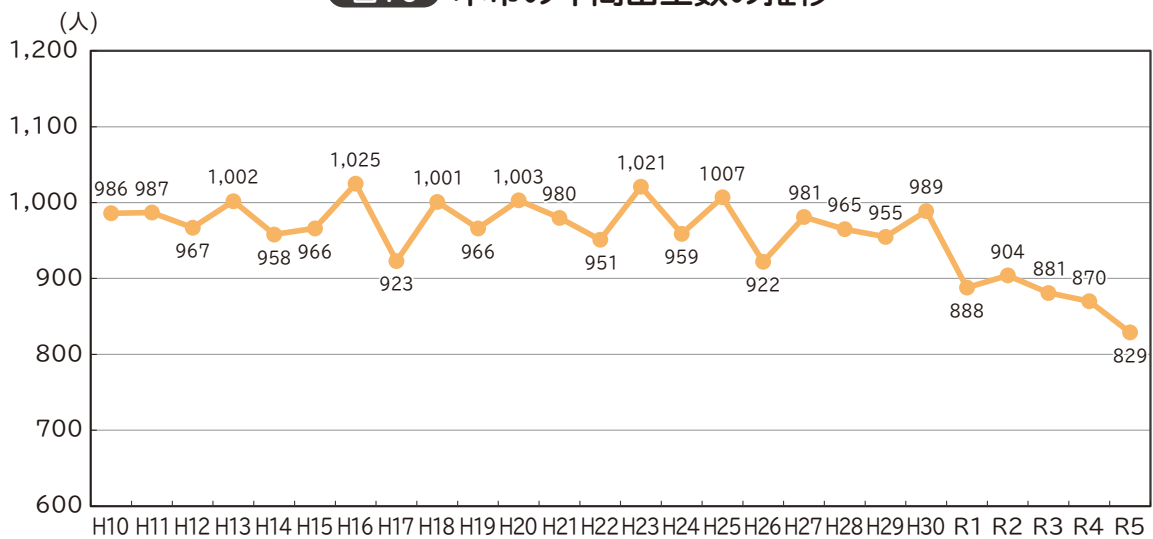
※6 人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準。

図9 本市の人口ピラミッドの比較(昭和40年と令和2年の比較)



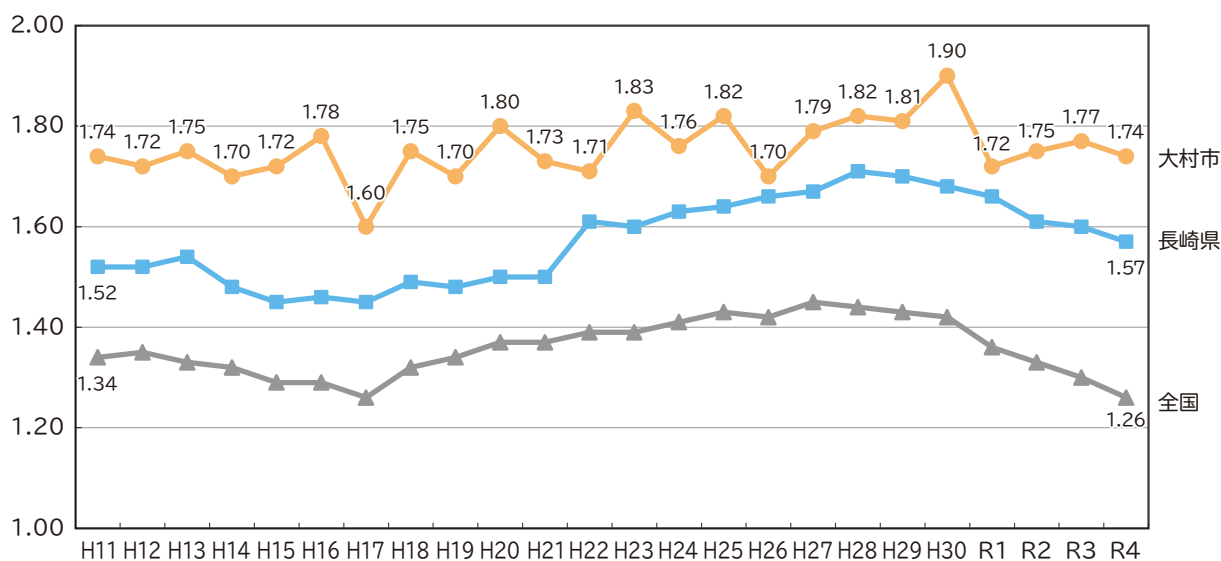
出典:内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」(令和2年国勢調査によるデータ)

図10 本市の年間出生数の推移



資料:長崎県異動人口調査

図11 本市の合計特殊出生率の推移



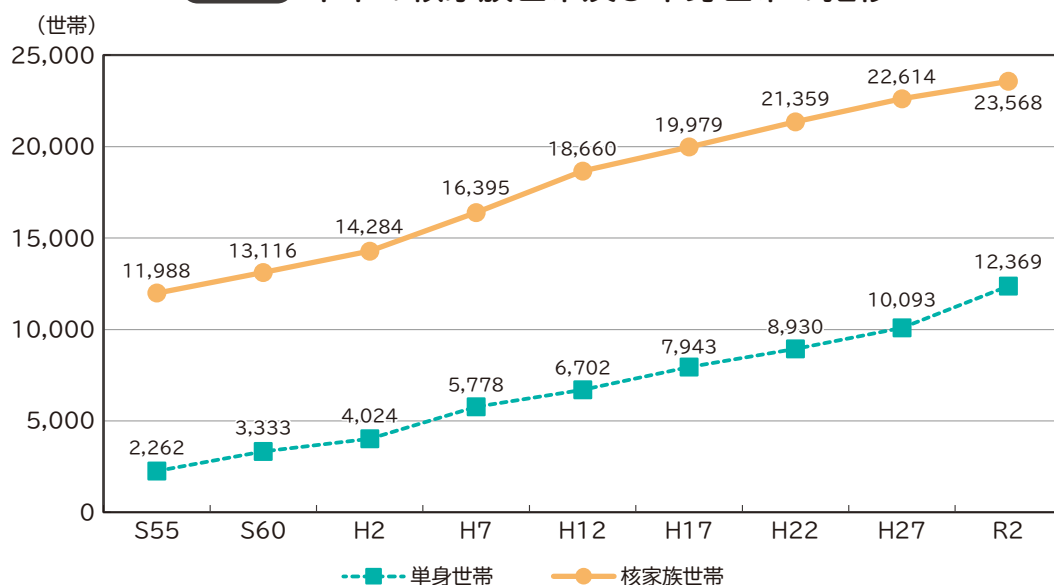
資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）

(3) 本市の家族構成の動向

本市の核家族世帯数、単身世帯数は増加を続けており、昭和55年と令和2年を比較すると、核家族世帯数は約2倍、単身世帯数は約5.5倍と大きく増加していることがわかります(図12参照)。

本市の総世帯数は増加を続けている一方、一世帯あたり人員は減少が続いていますが(9ページ図7参照)、その主な要因として、核家族世帯や単身世帯の増加が続いていることが考えられます。

図12 本市の核家族世帯及び単身世帯の推移



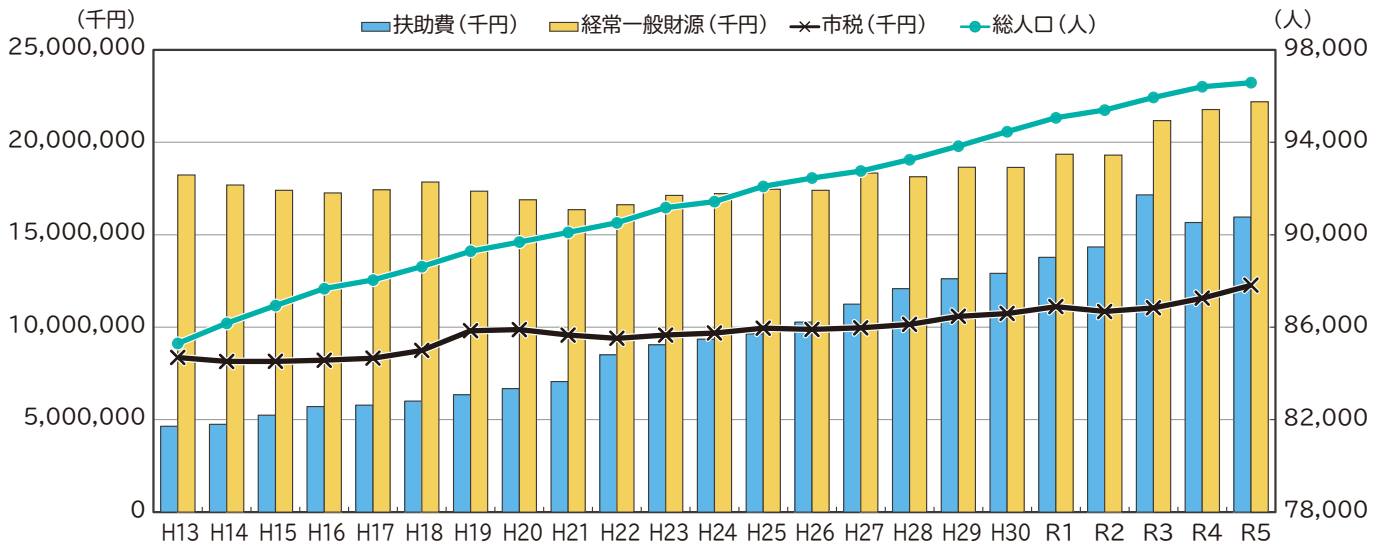
資料：国勢調査

(4) 本市の社会保障費の状況

本市の扶助費(生活保護費や児童手当、児童扶養手当等が含まれる歳出)は、平成13年以降、増加傾向で推移しています。(図13参照)。

経常一般財源※7に占める扶助費の割合も年々増加しており、財政運営は厳しさを増しています。

図13 本市の扶助費、経常一般財源、うち市税經常収入、総人口の推移



内部資料をもとに作成

※7 一般財源(用途が特定されない財源)のうち、地方税、普通交付税などの毎年度連続して固定的に収入されるもの。

(5) 本市の教育・保育施設の利用状況

本市の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下本章において「幼稚園等」という。)の就園状況の推移を見ると、私立の幼稚園等の児童数は横ばい傾向にある一方、市立幼稚園等の児童数は減少傾向となっています(図14参照)。

全幼稚園等の児童と全保育園の児童の推移を見ると、平成9年以降、保育園の利用児童の増加に反して幼稚園の利用児童は減少しており、令和5年時点でも同様の傾向が続いています(図15参照)。

こうした保育園の利用児童の増加に伴い、平成29年度から令和元年度までは、待機児童が発生していましたが、定員増や保育士確保策等により、令和2年度以降4月時点の待機児童は発生していません。

内閣府の「男女共同参画白書」によると、昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成8年には共働き世帯が男性雇用者と無業の妻から成る専業主婦世帯を上回りました。平成9年以降、共働き世帯数はさらに増加を続け、令和5年時点で専業主婦世帯数の約3倍となっています(図16参照)。

図14 本市の私立幼稚園等の児童数及び市立幼稚園等の児童数の推移

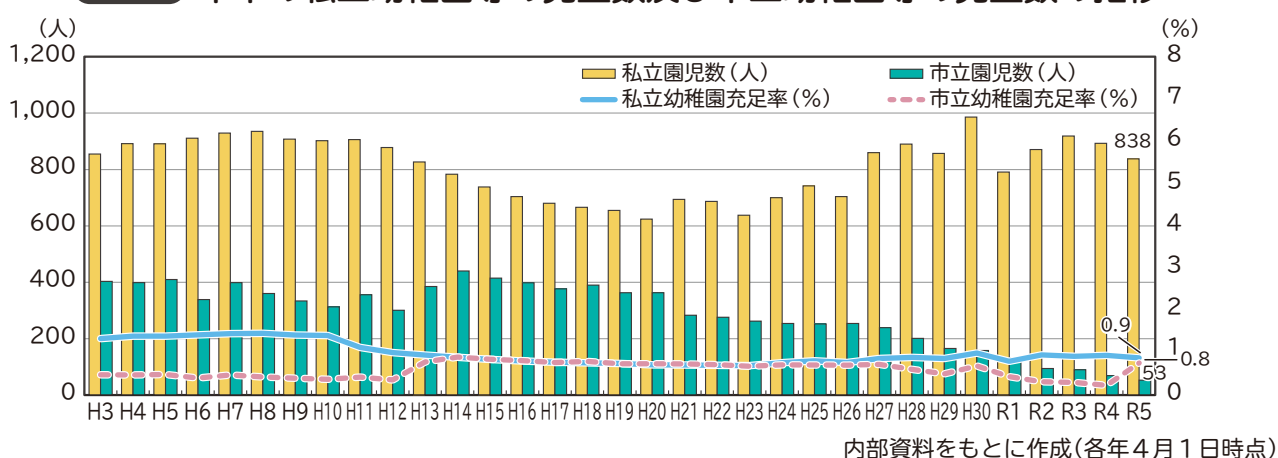


図15 本市の全幼稚園等の児童数及び全保育園の児童数の推移

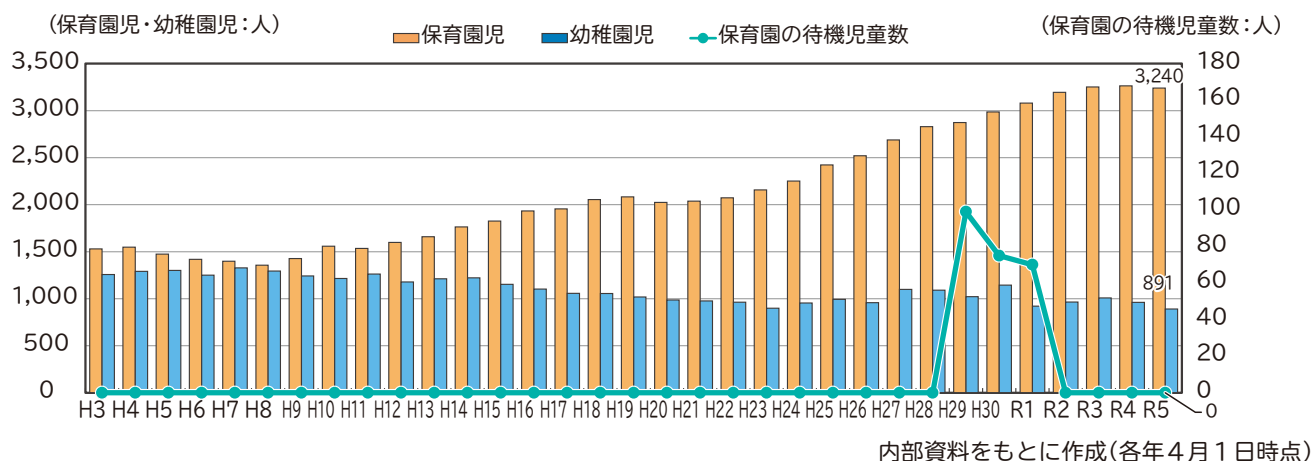
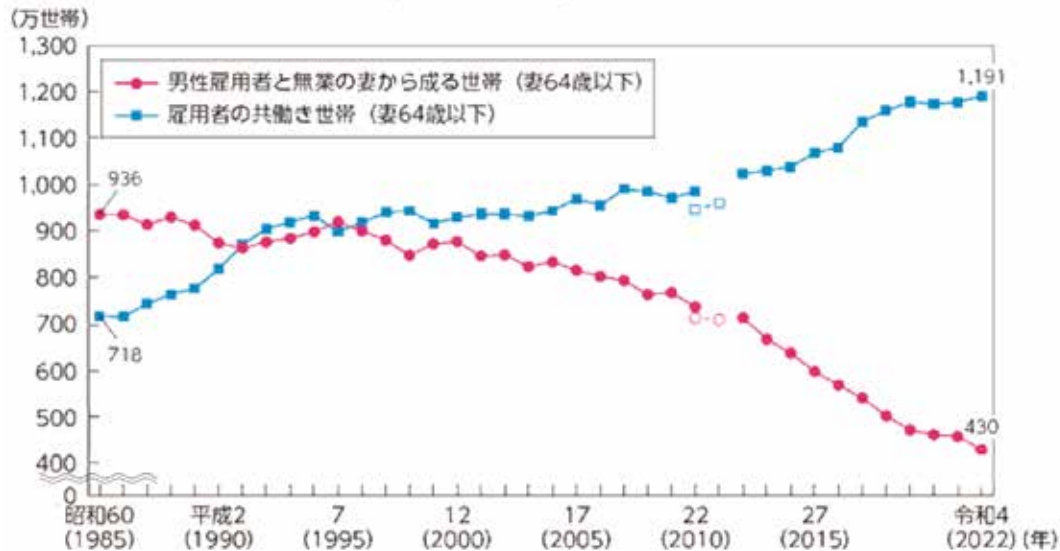


図16 我が国の専業主婦世帯数及び共働き世帯数の推移

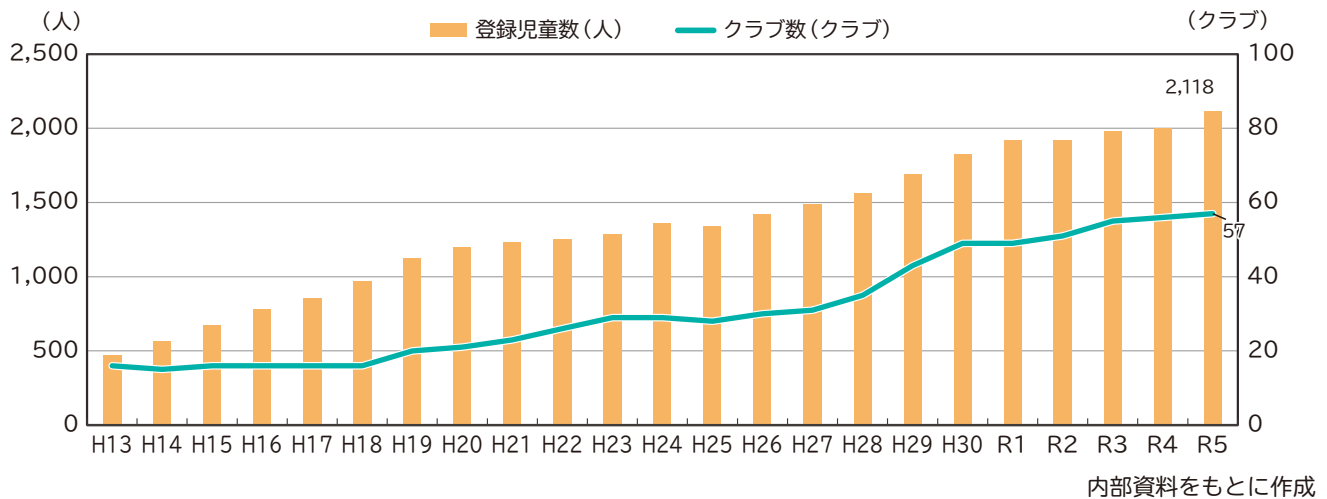


※平成22～23年は、東日本大震災の影響で集計できなかった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
出典：内閣府「令和6年度版男女共同参画白書」をもとに作成。

(6) 本市の放課後児童クラブの利用状況

本市の放課後児童クラブの利用状況の推移をみると、クラブ数の増加とともに登録児童数も増加しています(図17参照)。

図17 本市における放課後児童クラブの利用状況の推移



2-3 子育て世代アンケート結果

本計画を策定するに当たり、教育・保育・子育て支援に関する市民のニーズを把握するため、就学前児童と小学生のこどもがいる子育て家庭を対象に、子育て世代アンケートを実施しました。

この子育て世代アンケートと第2期計画策定の際に実施した同アンケート結果の変化について、主なものをまとめました。

なお、第1期計画策定の際に実施した同アンケートについても、参考に結果を掲載しています。

また、子育て世代アンケートの全体の結果については、資料編に掲載しています。

第2期及び第3期におけるアンケートの概要

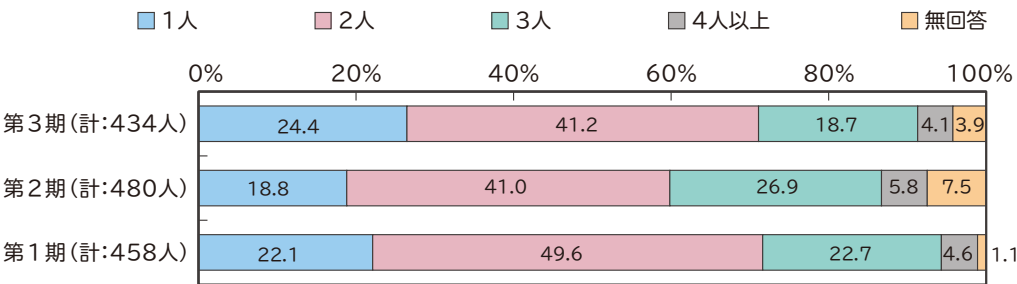
調査の種別と実施概要		第2期	第3期
就学前児童	実施期間	平成30年11月	令和6年5月
	調査対象世帯	0～6歳の未就学のこどもがいる世帯 1,000世帯	0～6歳の未就学のこどもがいる世帯 1,000世帯
	抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
	実施方法	郵送による配布、回収	郵送による配布、回収及び インターネットを通じたweb調査
	回収結果	480件(回収率 48.0%)	434件(回収率43.4%)
小学生	実施期間	平成30年11月	令和6年5月
	調査対象世帯	小学1年生～6年生のこどもがいる世帯 1,000世帯	小学1年生～6年生のこどもがいる世帯 1,000世帯
	抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
	実施方法	郵送による配布、回収	郵送による配布、回収及び インターネットを通じたweb調査
	回収結果	474件(回収率47.4%)	490件(回収率49.0%)

※調査項目は内閣府により作成された共通の項目に、市独自の項目を加えています。

(1) 就学前児童

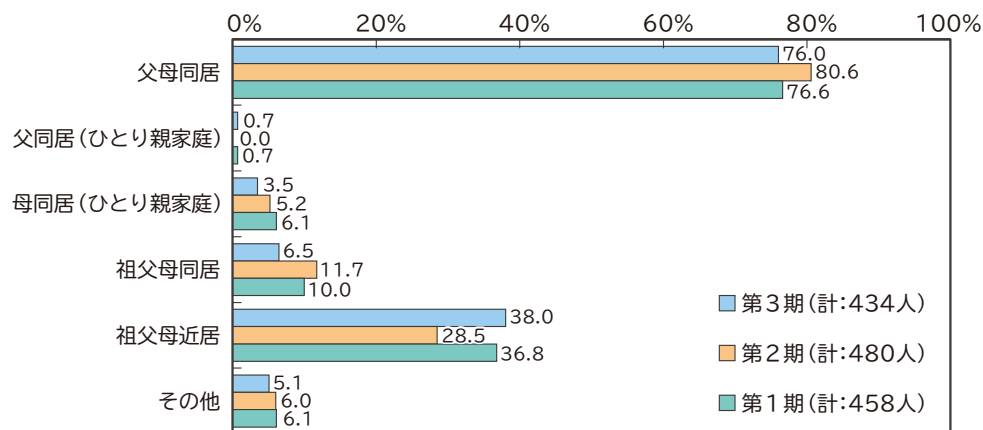
① 世帯のこどもの数

こどもの数が1人の世帯が増加し、3人以上の世帯が減少しています。



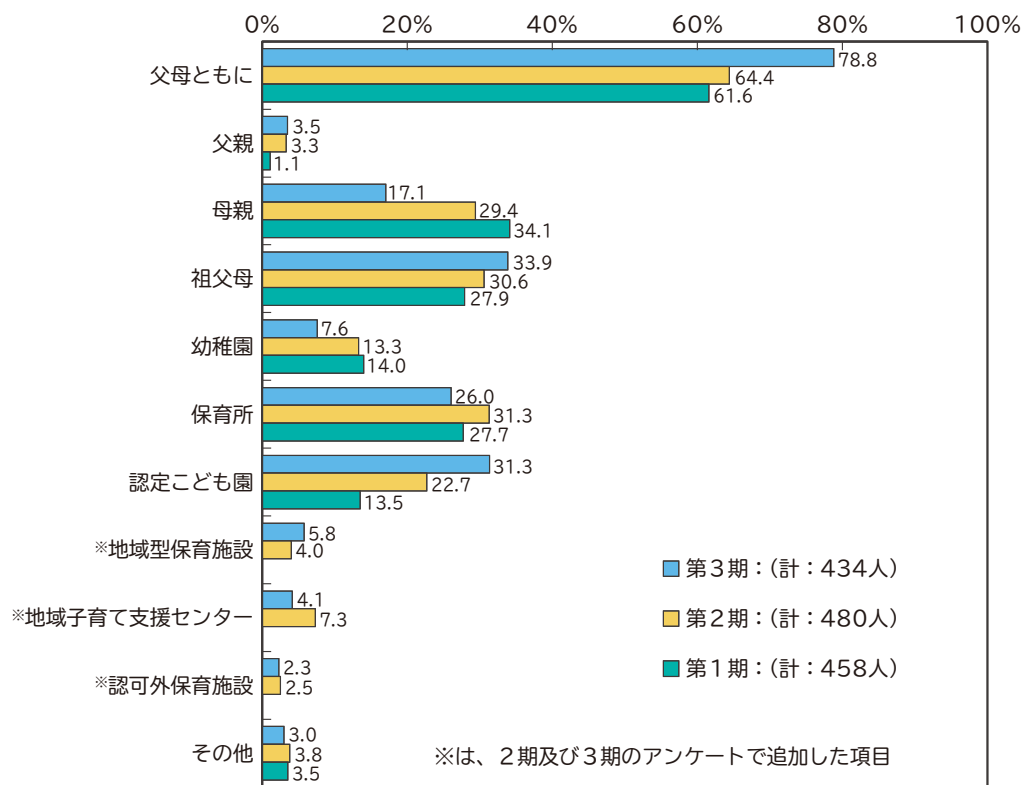
② 同居・近居の状況

父母同居世帯、祖父母同居世帯が減少しています。また、祖父母近居世帯が9.5ポイント増加しています。



③ 子育てに日常的に関わっている方

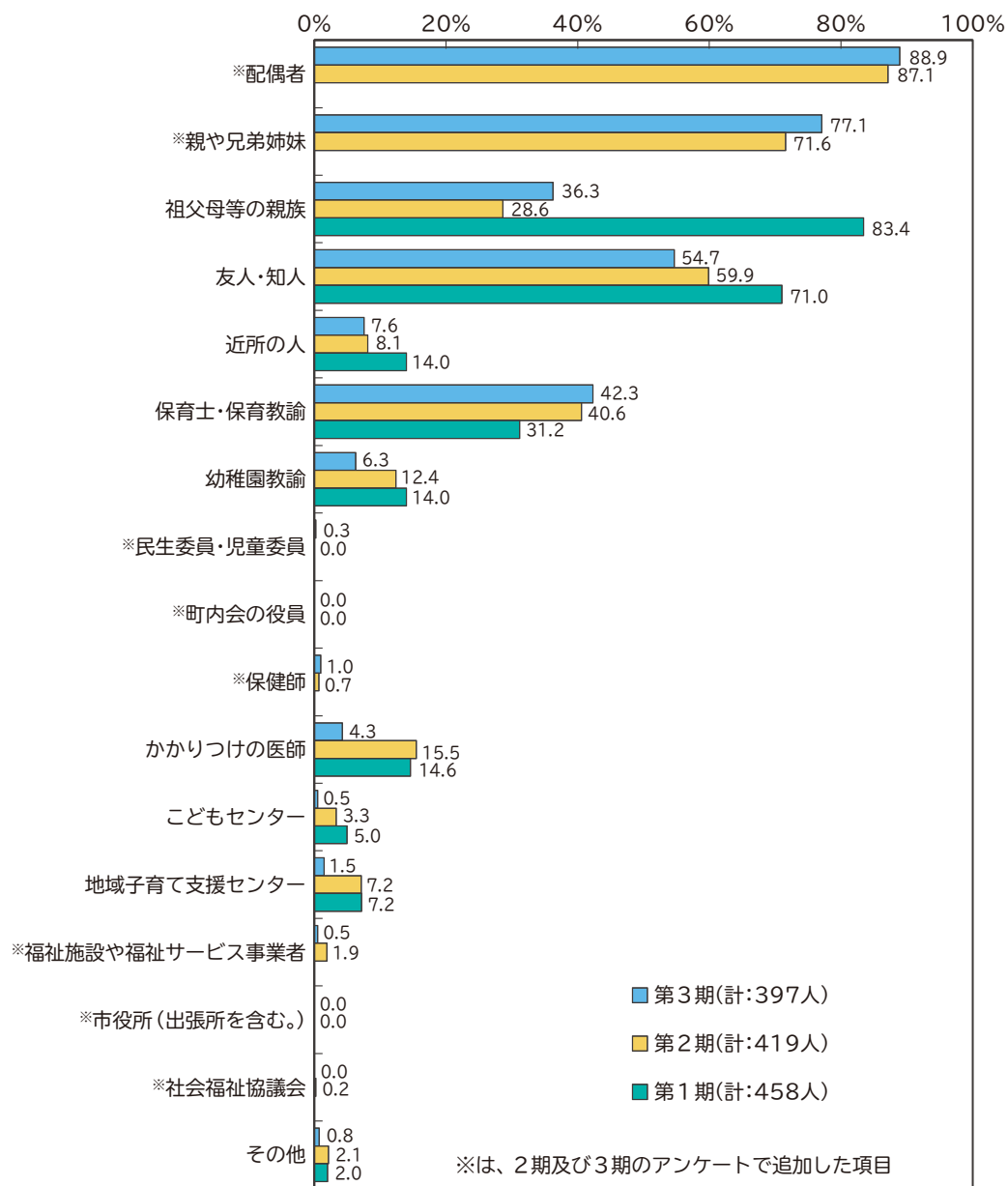
「母親」のみと回答した人が減少している一方、「父母ともに」と回答した人が14.4ポイント増加しています。



④ 子育ての相談先

子育ての相談相手として「配偶者」「親や兄弟姉妹」「祖父母等の親族」「友人・知人」「保育士・保育教諭」と回答した人が多く、一方で、「民生委員・児童委員」「保健師」「市役所」などと回答した人は少数でした。

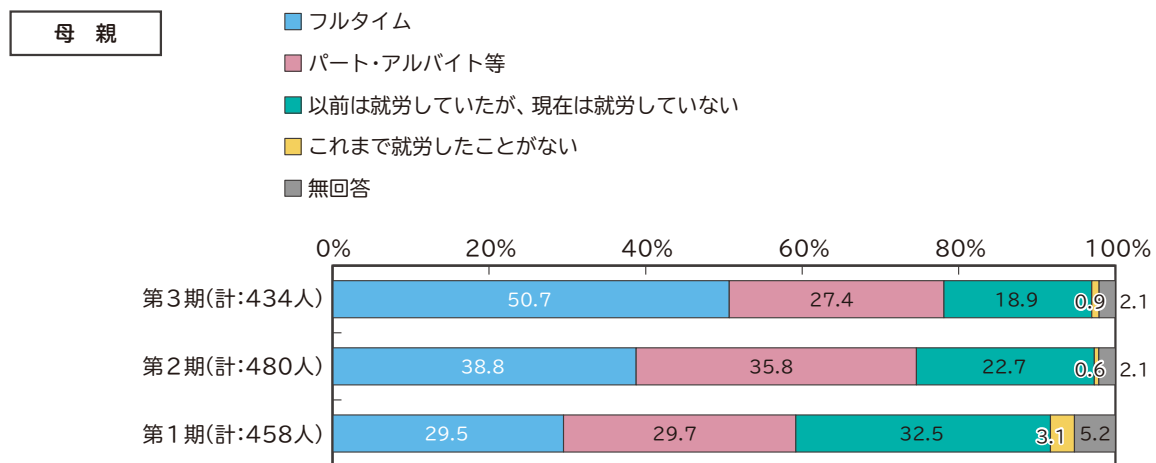
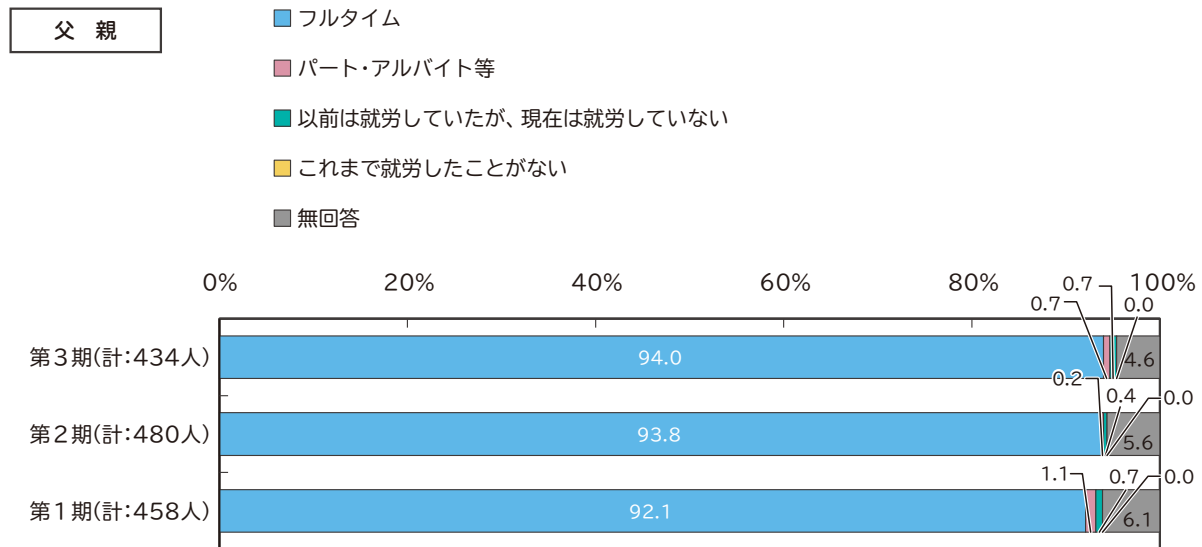
第2期と比べ、「かかりつけの医師」「こどもセンター」「地域子育て支援センター」と回答した人は少なくなっています。



⑤ 保護者の就労状況

父親の就労状況では、第2期と同様にほとんどがフルタイムで就労していると回答しています。

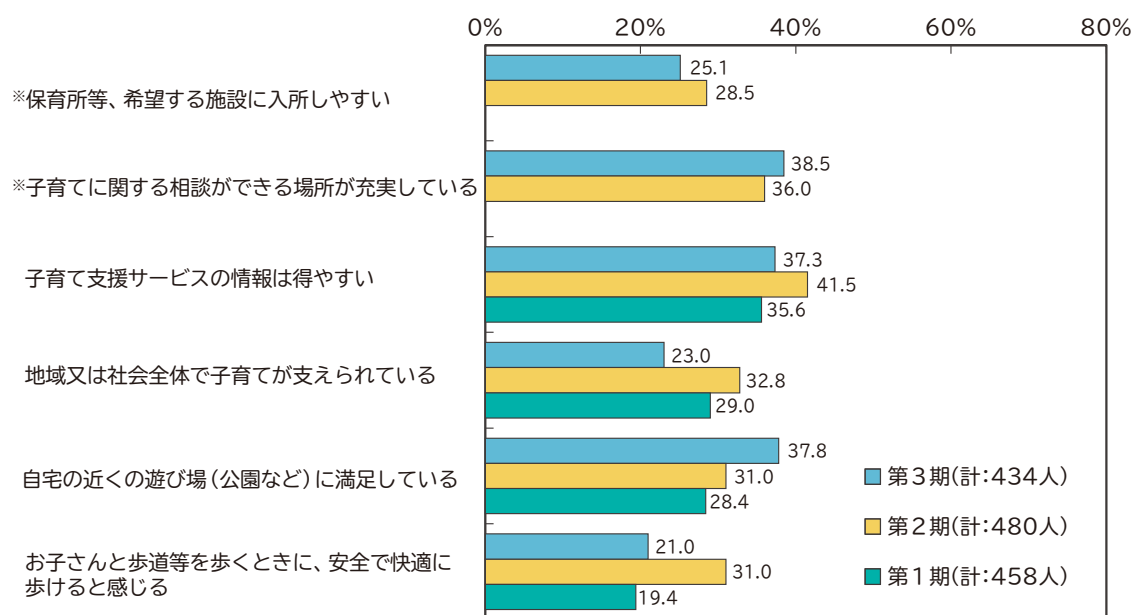
母親の就労状況では、パート・アルバイト等で就労している人と現在は就労していない人が減少していますが、フルタイムで就労している人は11.9ポイント増加しています。



⑥ 子育てに関する満足度

「子育てに関する相談ができる場所が充実している」「自宅の近くの遊び場(公園など)に満足している」で第2期よりも満足度が高くなっています。

一方、「保育所等、希望する施設に入所しやすい」「子育て支援サービスの情報は得やすい」「地域又は社会全体で子育てが支えられている」「お子さんと歩道等を歩くときに、安全で快適に歩けると感じる」では第2期と比較して満足度が下がっており、特に「地域又は社会全体で子育てが支えられている」ことについての満足度は9.8ポイント、「お子さんと歩道等を歩くときに、安全で快適に歩けると感じる」ことについての満足度は10.0ポイント減少しています。

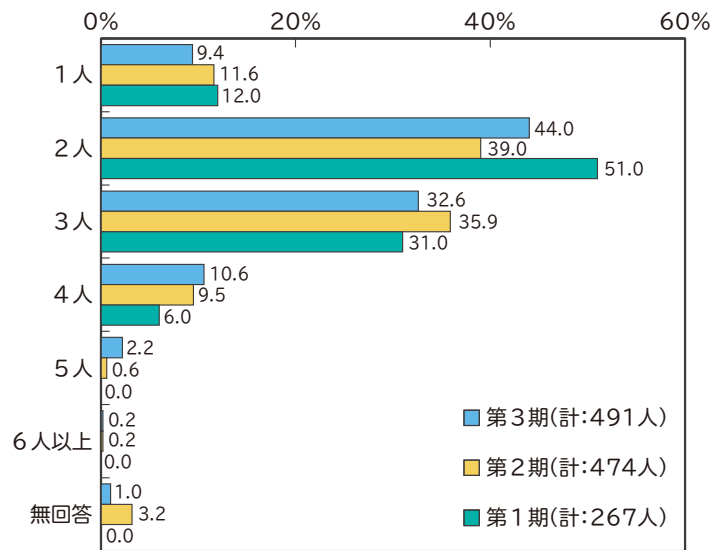


※は、2期及び3期のアンケートで追加した項目

(2) 小学生

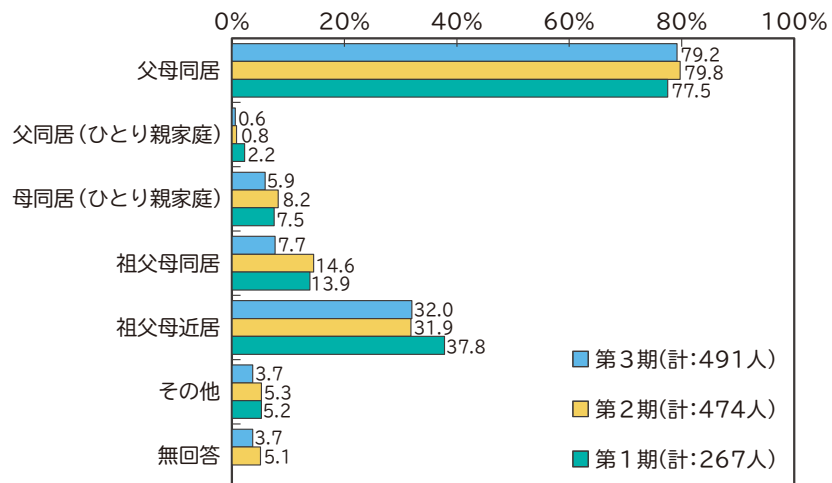
① 世帯のこどもの数

世帯のこどもの数は、第2期と比較して「2人」と回答した人の割合が高くなっています。



② 同居・近居の状況

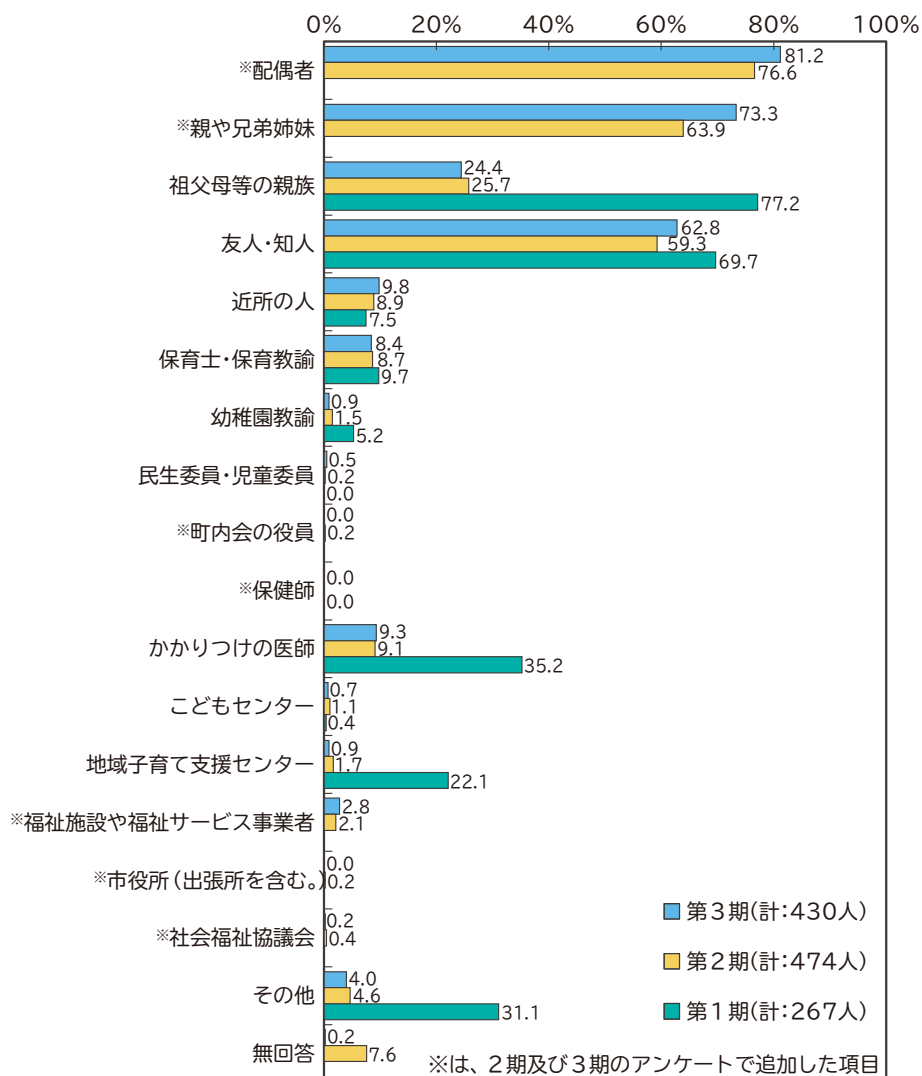
同居・近居の状況についてはおおむね第2期と同様の傾向となっていますが、「祖父母同居」と回答した人の割合が6.9ポイント減少しています。



③ 子育ての相談先

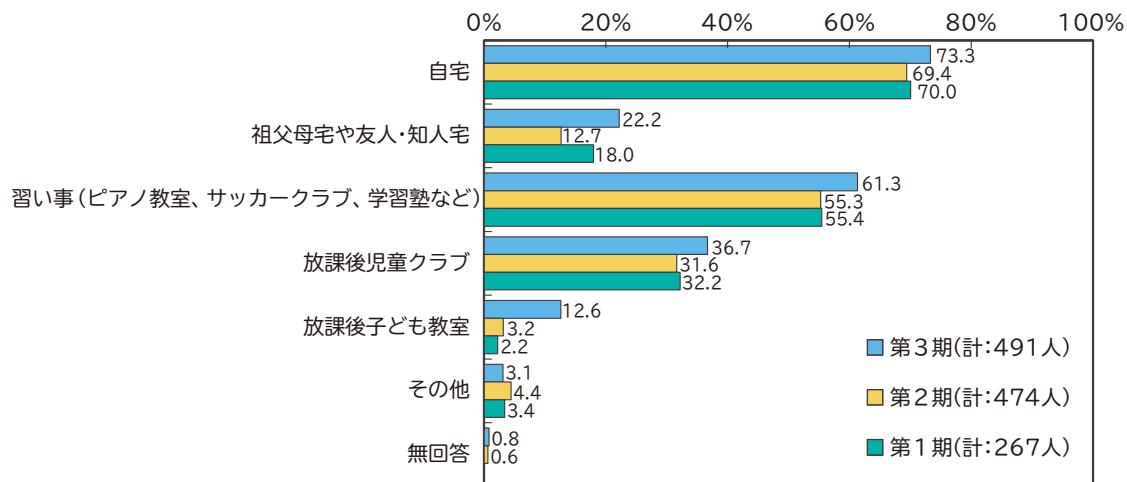
子育ての相談先については、「配偶者」「親や兄弟姉妹」「友人・知人」と回答した人の割合が高くなっています。

ほとんどの人が家族などの身近な人に相談すると回答している一方、第2期と同様に、「保健師」「こどもセンター」「地域子育て支援センター」「市役所(出張所を含む。)」 「社会福祉協議会」などの公的機関や地域の相談窓口
に相談すると回答した人は少なくなっています。



④ 放課後の時間の過ごさせ方

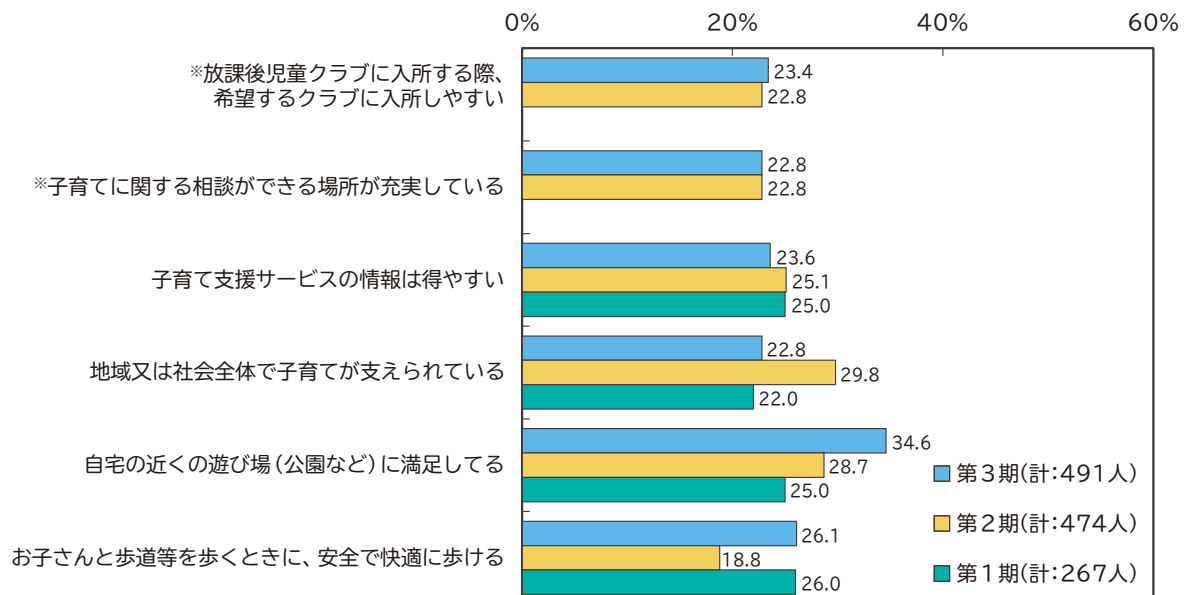
現在、放課後の時間に子どもをどのような場所で過ごさせているかについて、「自宅」と回答した人の割合が73.3%で最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(61.3%)、「放課後児童クラブ」(36.7%)と続きます。



⑤ 子育てに関する満足度

「自宅の近くの遊び場(公園など)に満足してる」「お子さんと歩道等を歩くときに、安全で快適に歩ける」で第2期よりも満足度が高くなっています。

一方、「地域又は社会全体で子育てが支えられている」では第2期と比較して満足度が7ポイント減少しています。



※は、2期及び3期のアンケートで追加した項目

2-4 長崎県子どもアンケート（小学生・中学生・高校生）

長崎県は、こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、県内のこどもたちから直接意見を聴くことで、意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの状況やニーズを的確に把握し、より実効性があるこども関連施策の企画・立案等に繋げることを目的に、県内在住のこどもたちに対して「長崎県子どもアンケート」を実施しました。

また、本市においても、こども関連施策の企画・立案等に繋げていくため、「長崎県子どもアンケート」における本市在住のこどもの意見を分析し、本計画策定の参考としました。

調査の種類と実施方法

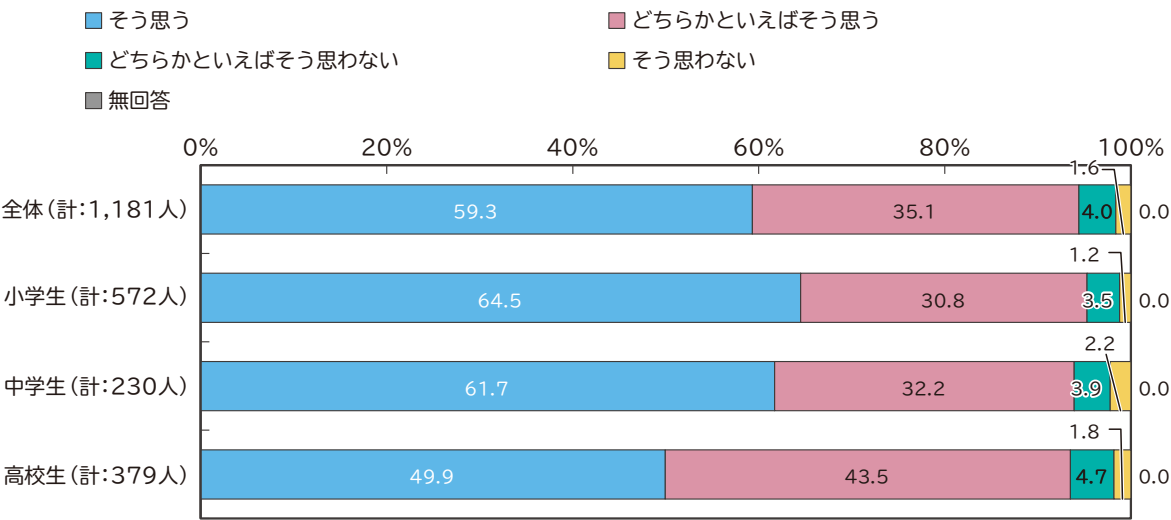
実施期間	令和6年7月
調査対象者	長崎県内の小学校(5～6年生)、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校(小学部5年生以上)に在学する児童・生徒
実施方法	webフォームによる回答
回答数	19,341名(1,181名)

※（ ）内は全体のうち本市の回答者数

(1) 現在の幸福度

「今、自分は幸せだと思いますか」という問いに対して、全体の94.4%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。

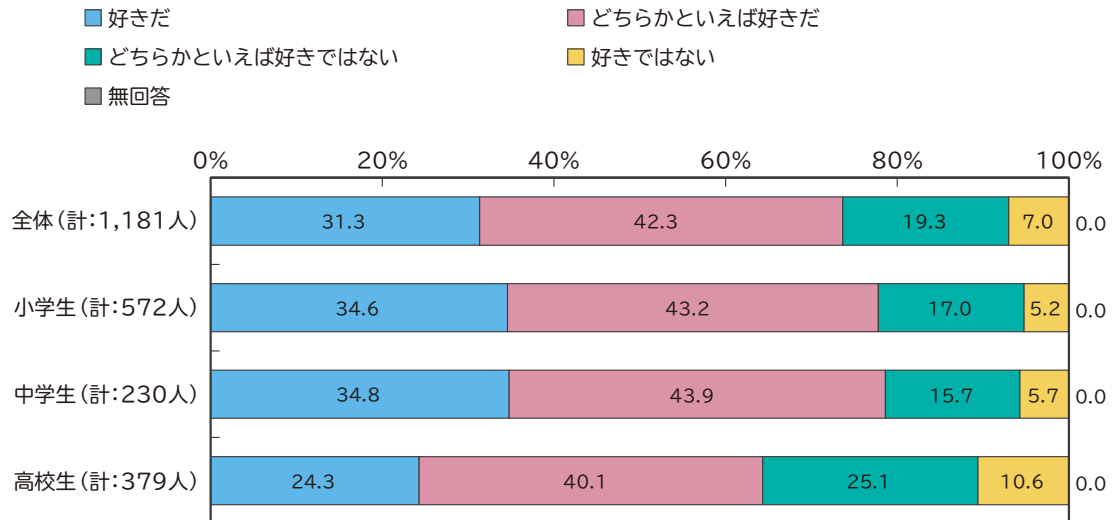
「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人の割合は小学生で4.7%、中学生で6.1%、高校生で6.5%と、年代が高くなるにしたがって増える傾向が見られます。



(2) 今の自分について

「今の自分が好きですか」という問いに対して、全体の73.6%が「好きだ」「どちらかといえば好きだ」と回答しています。

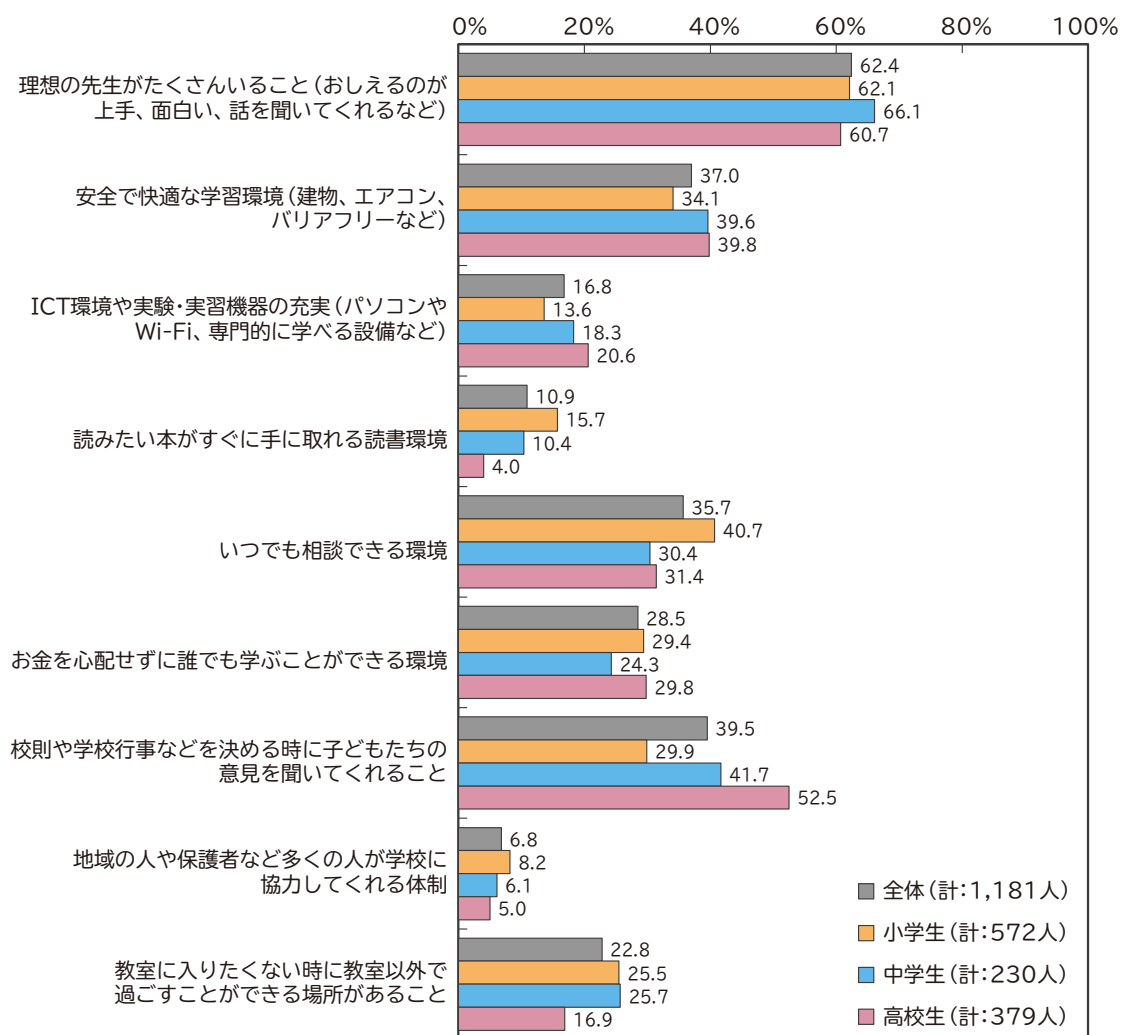
「どちらかといえば好きではない」「好きではない」と回答した人の割合は小学生で22.2%、中学生で21.4%、高校生で35.7%と、いずれの年代でも2割を超えており、特に高校生で高くなっています。



(3) より良い学校・教育のために必要だと思うこと

「より良い学校・教育のために何が必要だと思いますか」という問いに対して、いずれの年代も「理想の先生がたくさんいること(おしえるのが上手、面白い、話を聞いてくれるなど)」と回答した人の割合が最も高くなっています。

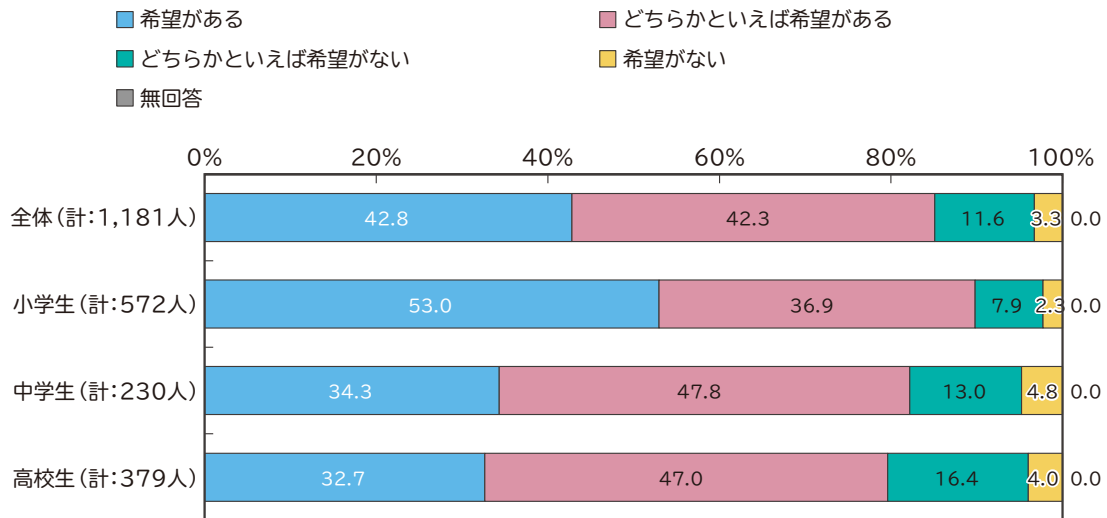
小学生では「いつでも相談できる環境」と回答した人の割合が他の年代よりも高く、中学生・高校生では「校則や学校行事などを決める時に子どもたちの意見を聞いてくれること」と回答した人の割合が高くなっています。



(4) 自分の将来についての希望

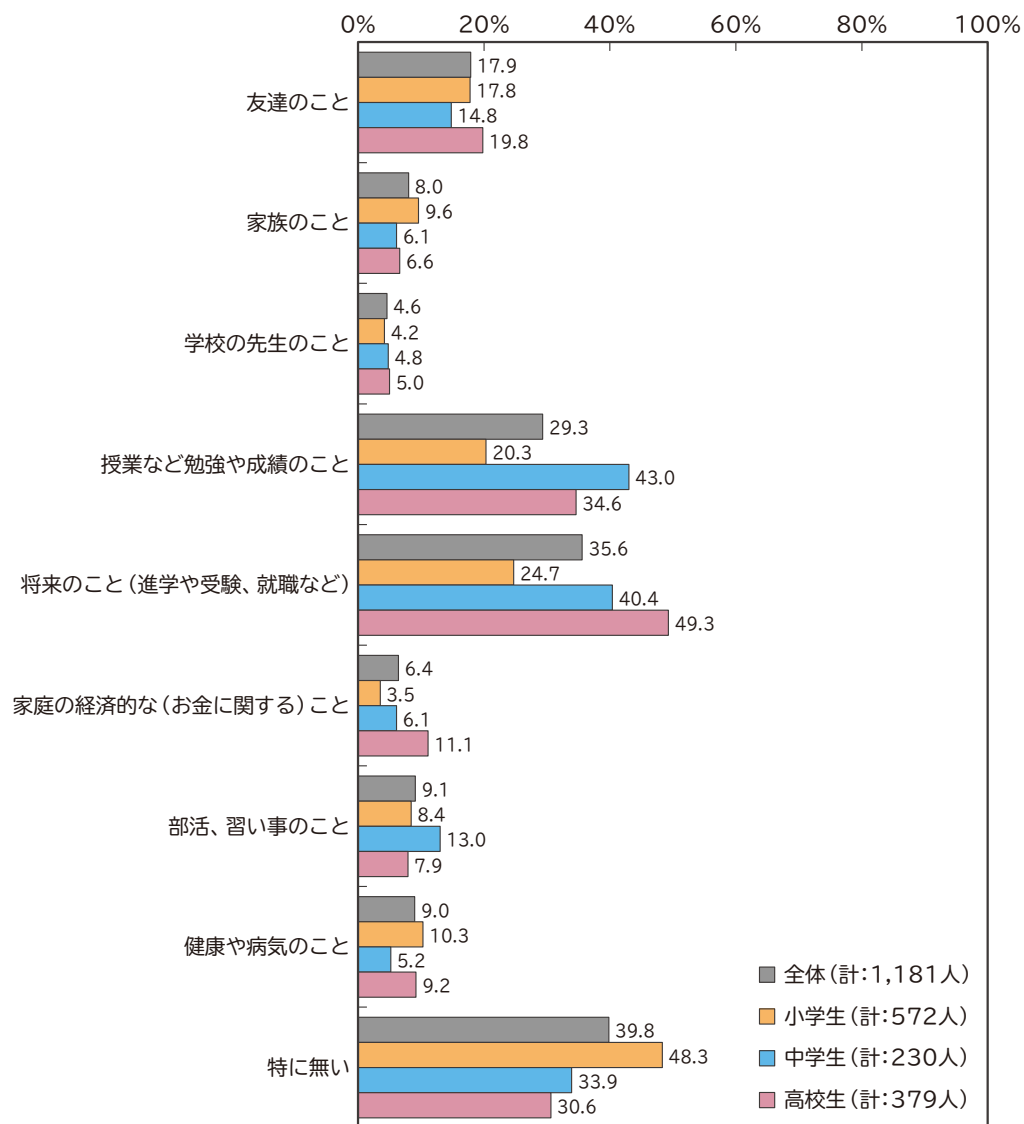
「自分の将来について明るい希望を持っていますか」という問いに対して、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した人の割合は全体の85.1%となっています。

「どちらかといえば希望がない」「希望がない」と回答した人の割合は、小学生で10.2%、中学生で17.8%、高校生で20.4%と、年代が高くなるにしたがって増える傾向が見られます。



(5) 生活の中で困っていること、心配に感じる事

「生活の中で困っていること、心配に感じる事はどんなことですか」という問いに対して、いずれの年代でも「授業など勉強や成績のこと」「将来のこと(進学や受験、就職など)」と回答した人の割合が高くなっています。特に中学生、高校生で回答率が高く、学校生活や将来のことについて不安を感じている人が少なくない様子がうかがえます。

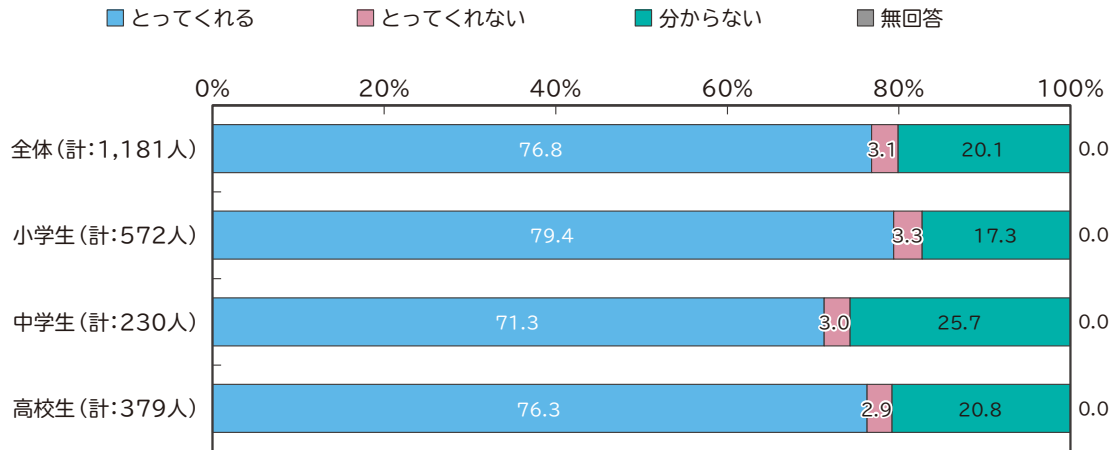


(6) 家族と向き合う時間について

「あなたの家族は、あなたと向き合う時間を十分とってくれますか」という問いに対して、全体の76.8%が「とってくれる」と回答しています。

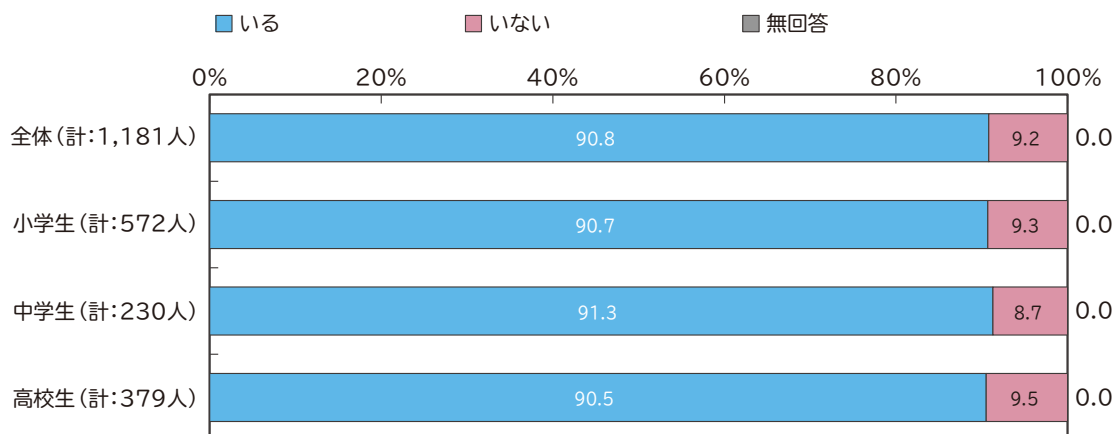
一方、「とってくれない」と回答した人も少なからず存在しており、「分からない」と回答した人の割合も、いずれの年代でも2～3割程度となっています。

分からないと回答した人も含めると、2～3割程度が、家族と向き合う時間が十分でないと感じている可能性があります。



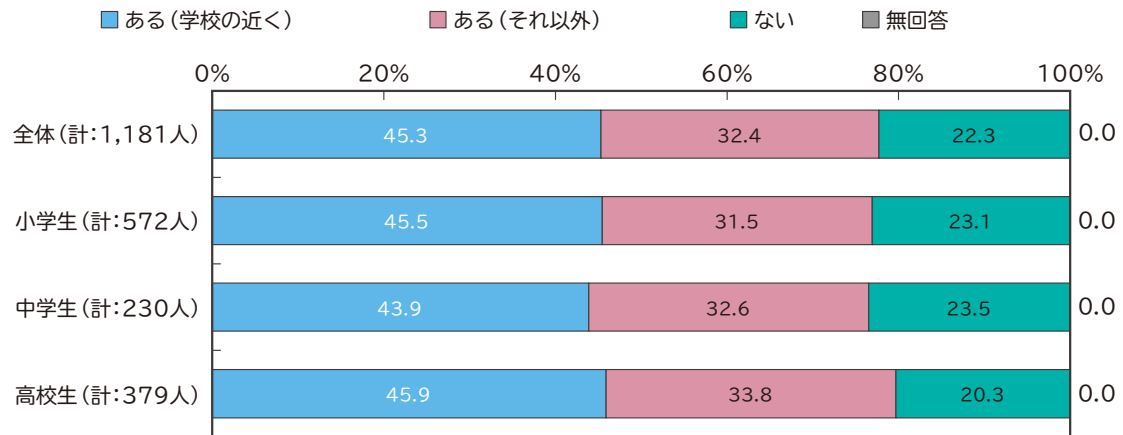
(7) 困ったときに相談できる人について

「困ったときに相談できる人がいますか」という問いに対して、「いる」と回答した人は全体の90.8%となっています。いずれの年代でも1割程度が「いない」と回答しています。



(8) 自宅や学校以外の放課後の居場所について

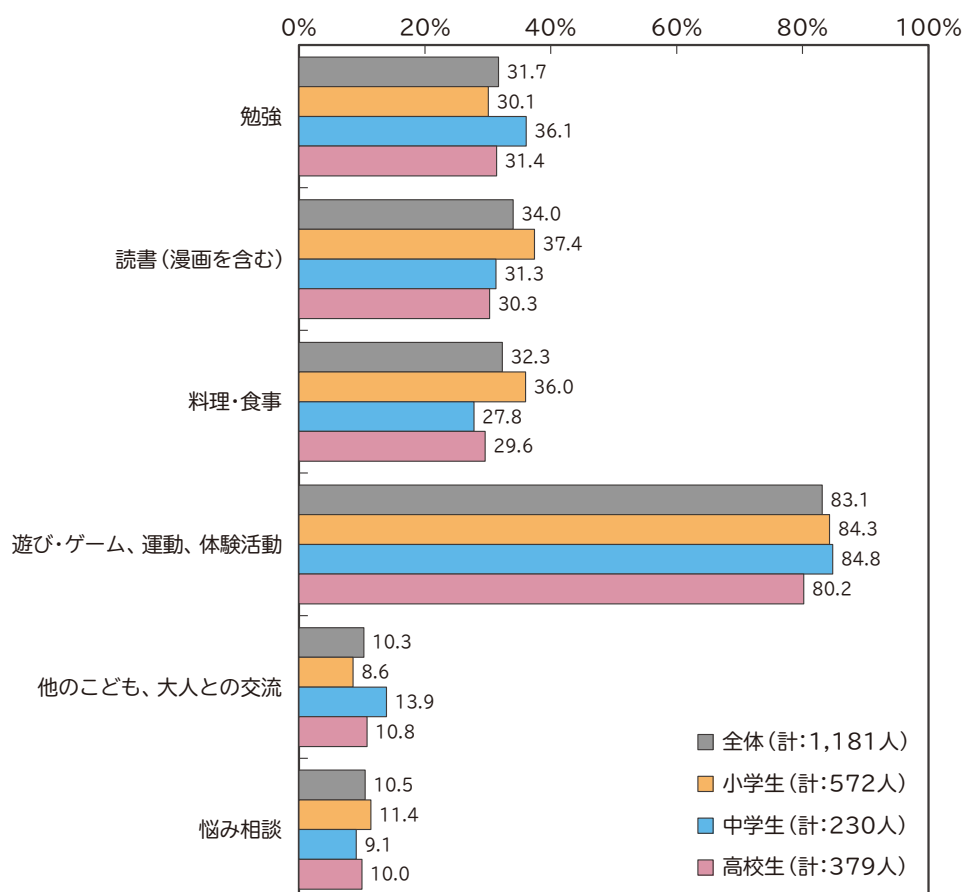
「自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所が身近にありますか」という問いに対して、全体の77.7%が「ある」と回答していますが、「ない」と回答した人の割合はいずれの年代でも2割を超えています。



(9) 自宅や学校の放課後の居場所でできたらいいと思うこと

「自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所で何ができるとうれしいですか」という問いに対して、いずれの年代でも「遊び・ゲーム、運動、体験活動」と回答した人の割合が最も高くなっています。

「他のこども、大人との交流」「悩み相談」と回答した人の割合は、他の選択肢と比較して少ないものの、いずれも1割程度が回答しています。



2-5 子どもの生活に関する実態調査結果

少子化やこどもの貧困等の問題が全国的に深刻化・顕在化していく中、こどもの生活状況や支援制度の課題等を把握し、今後より効果的にこどもの貧困対策等を推進するため、令和5年度に長崎県は、全県的に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

調査結果から、本市の主な結果をまとめました。

調査の種類と実施方法

調査対象者	長崎県内在住の小学生4,138世帯、中学生4,560世帯
実施方法	調査票は学校を通じて配布、webフォームによる回収

回収結果

	配布数	回収数	回収率
小学5年生の保護者	4,138件(353件)	2,516件(235件)	60.8%(66.6%)
小学5年生	4,138件(353件)	2,438件(239件)	58.9%(67.7%)
中学2年生の保護者	4,560件(435件)	2,441件(209件)	53.5%(48.0%)
中学2年生	4,560件(435件)	2,402件(191件)	52.7%(43.9%)
合計	17,396件(1,576件)	9,797 件(874件)	56.3%(55.5%)

※()内は全体のうち本市の数値

(1) 生活困窮世帯の割合

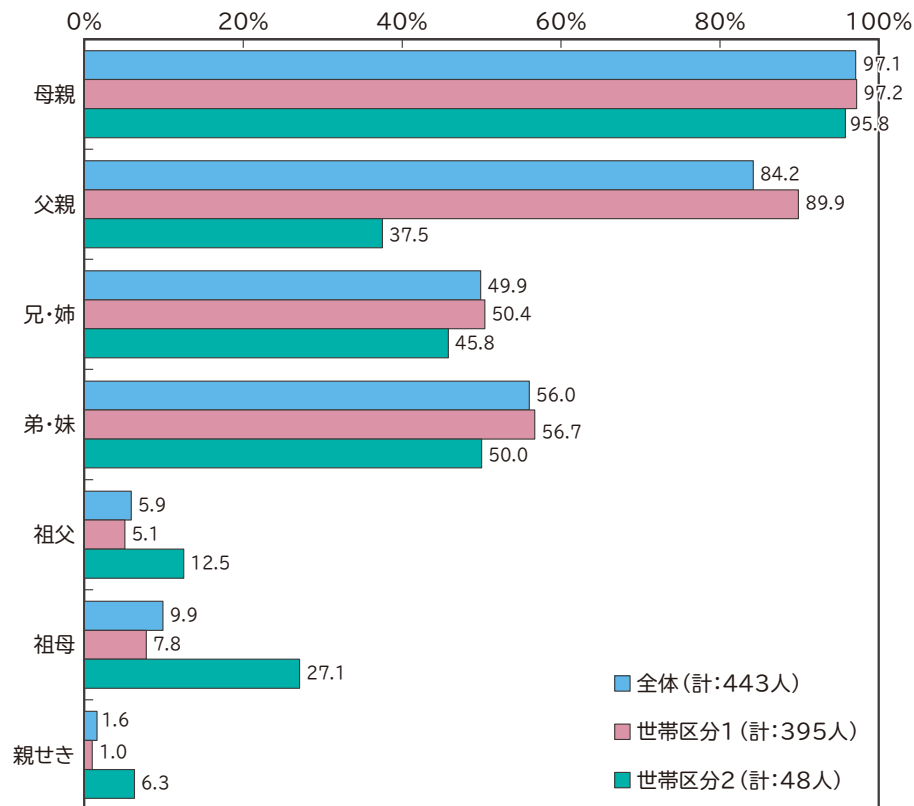
令和3年12月に公表された「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書(内閣府政策統括官)」による等価世帯収入※8の算出方法を用い、国と同様に「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」に該当する世帯を貧困の課題を抱えている世帯であると考え、世帯の類型化判別を行った結果、本市の小学5年生・中学2年生のいる世帯について、等価世帯収入の中央値の2分の1の値である112.5万円以上となる世帯である「世帯区分1」に該当する割合が89.0%、等価世帯収入の中央値の2分の1の値である112.5万円未満となる世帯である「世帯区分2」に該当する割合が11.0%となりました。

収入の水準	世帯の呼称	該当する世帯の割合
112.5万円以上	世帯区分1 (Ⅰ層)	89.0%
112.5 万円未満	世帯区分2 (Ⅱ層)	11.0%

※8 世帯の年間収入を世帯の人数の平方根($\sqrt{n}$)で割ったもの。

(2) 家族構成

家族構成のうち、父親がいる割合は、世帯区分2で37.5%と、世帯区分1(89.9%)を大きく下回っています。このことから、生活困窮世帯である世帯区分2では、母子家庭が多いことがわかります。



(3)「親の進学見通し」、「こどもの進学希望」と両親の学歴について

保護者に対して子どもにどの学校まで進学を希望するかをたずねた設問をみると、世帯区分2では「高等学校まで」と回答した人が多く、「大学まで」と回答した人が少ない傾向にあります(図18参照)。

一方で、子ども自身に希望する進学先をたずねたところ、「高等学校まで」「大学まで」と回答した人は、親の回答と比べると世帯区分による差が少ないことがわかります。

また、両親の最終学歴についてたずねた設問では、世帯区分1と比較して、世帯区分2の方が、父親、母親ともに「大学卒業」の割合が少なくなっています(図19参照)。

内閣府の実施した「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」によると、両親の学歴が高いほど等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」(いわゆる相対的貧困世帯)に該当する割合は低くなる傾向にあることがわかります(図20参照)。

さらに、同じく内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」によると、こどもの進学段階に関する希望・展望を母親・父親の学歴の状況別にみた場合、収入の水準によらず、母親・父親の学歴の組み合わせが「父母のいずれも、大学またはそれ以上」の場合には、こどもの進学段階に関する希望・展望について「大学またはそれ以上」の割合が高くなっています(図21参照)。

本市の結果をみても、世帯区分1と比較して世帯区分2の方が、親の希望するこどもの進学先に関する希望の回答と、子ども自身が進学したいと思う教育段階の差が大きくなっており、これは親の最終学歴に少なからず影響を受けている可能性が高いものと考えられます。

図18 親がこどもに望む進学先と子ども自身が望む進学先

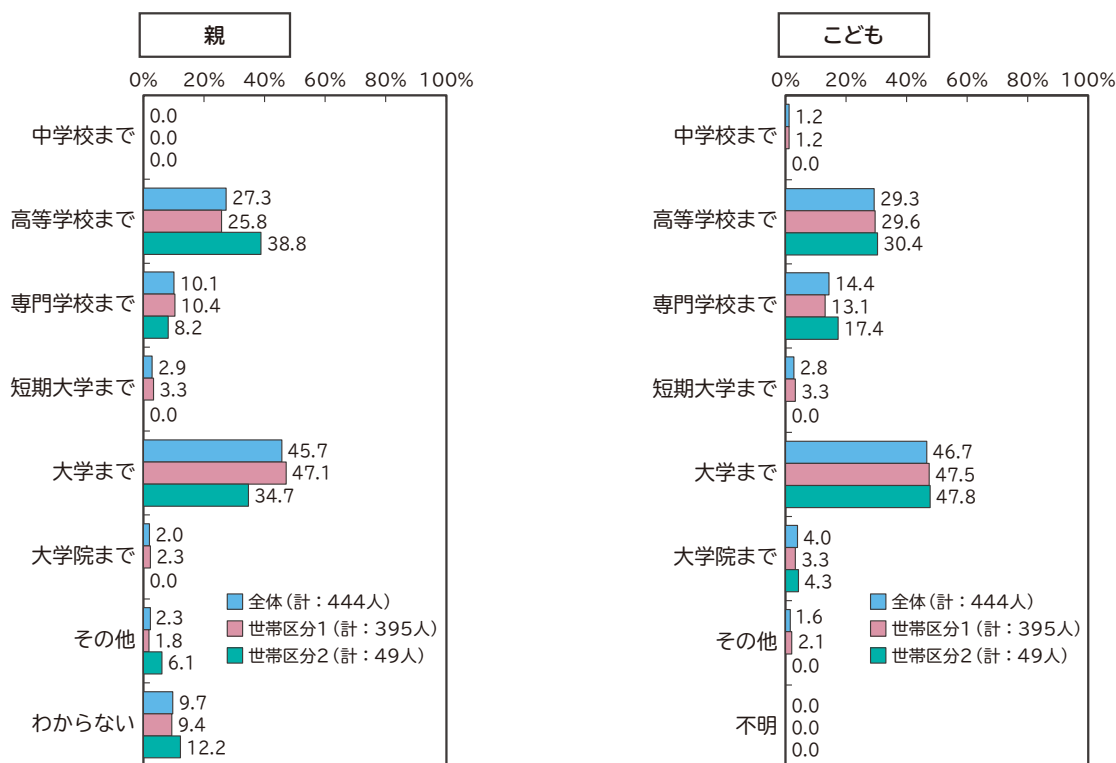


図19 両親の最終学歴と世帯の経済状況

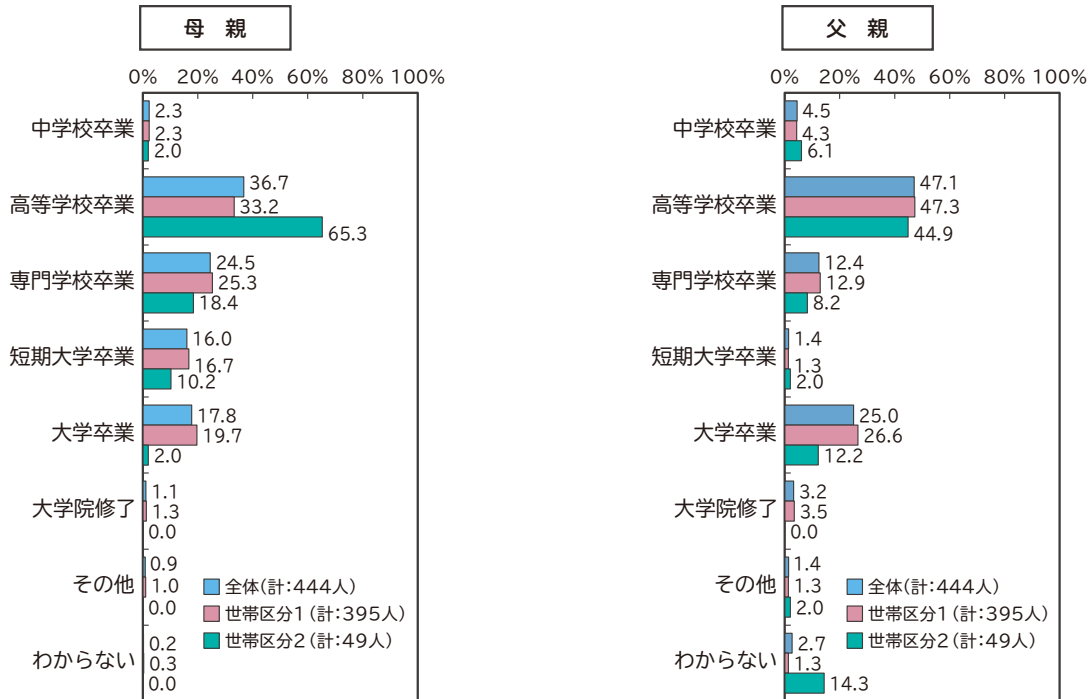
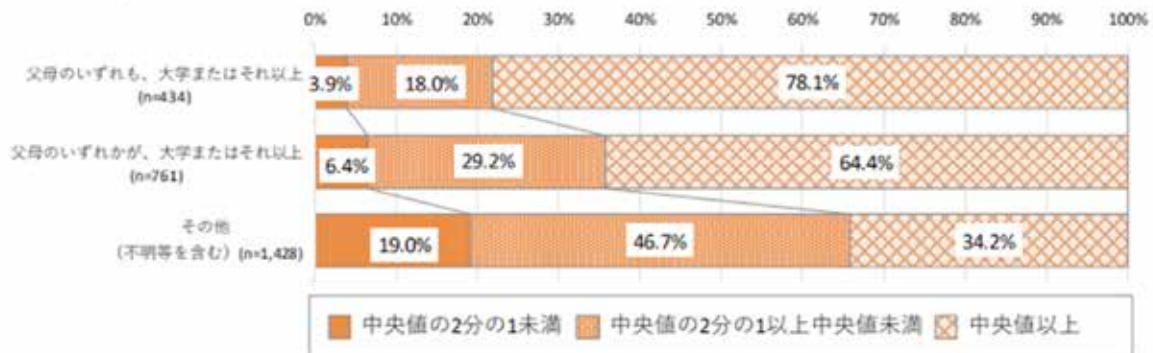
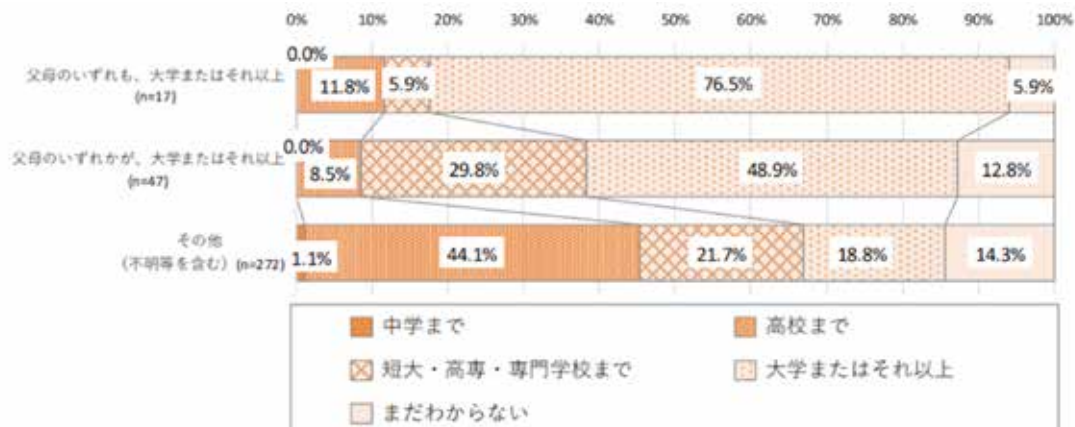


図20 母親・父親の学歴の状況別、等価世帯収入の水準



出典：内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

図21 等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の場合の母親・父親の学歴の状況別、子供の進学段階に関する希望・展望



出典：内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

3 第2期計画の概要と評価

3-1 第2期計画の概要

本市は、多良山系や大村湾などの恵まれた自然環境に加え、長崎空港や高速道路のICによる優れた高速交通網、長崎医療センター等の充実した医療ネットワークなどを背景に、県央地域の中核的都市として順調に発展してきました。

このような中、ライフステージ全般にわたり子どもたちの健やかな育ちを支えていくため、令和2年3月に本市におけるこども・子育て支援のあり方を示す「第2期おおむら子ども・子育て支援プラン」を策定し、基本理念“みんなつながり支え合い 子どもを育むおおむらづくり”のもと5つの基本目標を掲げ、様々な子育て支援策に取り組んできました。

(1) 第2期計画策定の時期

令和2年3月

(2) 第2期計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年

(3) 第2期計画における基本理念

“みんなつながり支え合い 子どもを育むおおむらづくり”

(4) 基本目標

- 基本目標 1 地域における子育て力の向上
- 基本目標 2 親と子どもの心とからだの健康づくり
- 基本目標 3 子育てと仕事の両立
- 基本目標 4 子どもの未来を育む教育の充実
- 基本目標 5 一人ひとりに寄り添った支援の強化

3-2 第2期計画の評価

基本目標 1 地域における子育て力の向上

育児不安の解消や地域の中で安心して子育てできる環境を整備するため、地域でこどもたちを見守り育てる意識を醸成するなど、地域子育て力の向上を図ります。

また、こどもたちを交通事故や犯罪、災害から守り、こどもたちの安全と保護者の安心を確保したまちづくりを進めるため、通学路の整備や青少年の防犯対策、防災対策を推進します。

指標の取組状況

子育て支援サポーターの登録者数

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
44人	50人	29人	58.0%

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度からサポーター数が減少しました。新型コロナウイルス感染症の制限が緩和されて以降は、講座や交流の場の利用が以前の状況に戻りつつあり、サポーター数も同様に微増しましたが、目標は達成できませんでした。

補導活動への年間延べ参加者数

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
1,653人	1,700人	1,222人	71.8%

大村市少年補導委員が市内14地区全ての地区で少年の非行・被害防止、健全育成のために毎月2回の定期巡回補導活動に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数が伸びず、目標は達成できませんでした。令和4年度からは8月の特別補導及び12月の特別補導も各地区で計画的に実施し、参加者は増加傾向にあります。

主な取組の評価と課題

ボランティア活動などへの参加促進と支援

ボランティアの高齢化等により、活動を中止する団体もあることから、新たなボランティアの育成が必要です。また、多様化、複雑化するニーズに対応するため、ボランティアの資質向上が求められます。

地域における子育て支援拠点の充実

未就学児保護者向けの子育てに関するニーズ調査(令和6年5月実施)の結果では、6割以上が地域子育て支援センターを利用していないと回答しており、その理由として「地域子育て支援センターを知らない」「利用方法がわからない」などの回答が多くなっていたため、広く周知することが必要です。

■ 青少年の健全育成

書店やコンビニ、ゲームセンター等の店舗に立入調査を実施しています。以前は、18歳未満の深夜入店禁止の表示がなかったり、有害図書類の区分陳列が十分でない店舗が散見されましたが、現在は改善されています。しかし、タバコに似たシーシャ(水タバコ)等が販売されている店舗があり、未成年の喫煙や薬物乱用につながる危険性があるため、未成年には販売しないよう啓発していく必要があります。

■ 通学路等の安全確保

大村市交通指導員による登校時の立哨指導のほか、年4回実施の交通安全運動期間中における市広報車による広報啓発活動を実施しました。

また、通学路等における安全を確保するため、引き続き「大村市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察、学校をはじめ関係機関による合同点検を実施し、対策が必要な箇所の改善・改修が必要です。

基本目標 2 親と子どもの心とからだの健康づくり

子育て世代包括支援センター、地域、医療機関、教育・保育施設が連携し、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、心身ともに健やかなこどもたちの成長を育み、親と子どもの心とからだの健康づくりを推進します。

指標の取組状況

■ 3歳児健診の受診率

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
92.6%	95.0%	91.3%	96.1%

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や保護者の仕事やこどもの病気等、様々な事情により目標を達成することはできませんでした。引き続き感染症対策を行いながら実施し、また、健診未受診者に対しては、通知や電話により受診勧奨を行い受診率の向上を目指します。

■ 1歳までのBCG予防接種の接種率

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
89.9%	95.0%	98.3%	103.5%

感染症を予防するため、予防接種法に基づく定期接種等を実施しています。BCG予防接種は、ホームページへの情報掲載による周知等を行い、接種率が向上し、目標を達成しました。

主な取組の評価と課題

■ 妊産婦・新生児に対する訪問指導

主に産後の母親の体調管理や新生児・乳児の発育支援を行っていますが、ステップファミリーや養育者に支援が必要な家庭が増えてきており、妊娠期及びこどもの成長等に応じた継続した支援が必要となっています。

■ 子ども医療費等の助成

令和4年度までは0歳から中学校を卒業するまでのこどもを対象に医療費の一部を助成していましたが、令和5年度から高校生まで対象者を拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減、医療機関を受診しやすい環境の整備を図りました。

■ 食育活動の推進

3歳児、小学生、中学生、大人と年齢が上がるにつれて朝食を欠食する割合が増える傾向にあります。こどものうちに健全な食生活確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくためにも重要です。こどもの朝食摂取については、生活リズムの乱れや保護者、家庭環境などの影響も大きいいため、関係機関と連携し、継続的に朝食の必要性を伝えていく必要があります。

基本目標 3 子育てと仕事の両立

こどもが安心して保育を受けられるよう、教育・保育環境の充実や多様なニーズに対応したサービスの提供、民間企業等における子育てしやすい職場環境づくりを促進し、子育てと仕事の両立支援に努めます。

指標の取組状況**■ 教育・保育施設における4月時点の待機児童数の減少**

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
70人	0人	0人	100.0%

定員の見直しや教育・保育施設の計画的な整備、保育コンシェルジュによる案内・調整の実施等によって待機児童解消に取り組んだ結果、令和2年度以降4月時点の待機児童は引き続き0人とするのができ、目標を達成しています。

■ 放課後児童クラブの数

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
49クラブ	62クラブ	56クラブ	90.3%

適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの整備及び運営に関する支援を行い、クラブ数及び定員の増加を図りました。目標は達成できませんでしたが、必要な受け皿の確保に向け、引き続き支援を行います。

主な取組の評価と課題**■ 幼稚園・認定こども園・保育園における保育環境の充実**

保育園等の整備やサービス拡充により、4月時点の待機児童は0人となっています。しかし、年度を通してみると待機児童が発生している状況であることから、引き続き、仕事と子育ての両立に資するために必要なサービス量を提供できるよう努めていく必要があります。

■ 幼稚園・認定こども園・保育園における多様な保育サービスの提供

延長保育はすべての保育園及び認定こども園で実施しており、休日保育は1か所の保育園で実施し、預かり保育をすべての認定こども園及び私立幼稚園で実施しています。引き続き延長保育や休日保育等を実施する施設に支援を行っていく必要があります。

■ 障がい児等の幼稚園・認定こども園・保育園への受入れの推進

障がいのあるこどもを受け入れるために、保育士を配置する保育園や認定こども園に支援を行っています。しかしながら、配慮を要する児童は増加傾向にあり、今後も適切な保育を提供するため、早急な保育士の確保に対する支援を行っていく必要があります。

■ 放課後児童クラブの充実

クラブ利用希望者においてはおおむねいずれかのクラブを利用できているものと考えられますが、地域による利用希望の偏りや小学校の長期休業時等の需要が高まる時期に対応できる受け皿を確保する必要があります。

■ 女性の再就職の支援

出産、育児等の様々な理由で就業から離れた女性の職場復帰や再就職に向けセミナー(各講座)を実施していますが、一定の受講者数があることから、社会復帰や女性活躍の推進のためにも、引き続き支援していく必要があります。

基本目標 4 子どもの未来を育む教育の充実

将来を担うこどもたちが、学習、文化活動、スポーツ、そして地域の伝統行事に積極的に参加し、地域への愛着や誇りをもち、社会の一員として、たくましく生き抜く人間に育つよう、こどもの未来を育む「教育のまち大村」の実現を目指します。

指標の取組状況**■ ミライon図書館における児童図書の年間貸出冊数**

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
106,841冊	300,000冊	250,594冊	83.5%

こども向けイベントを定期的を実施することで、こどもたちの図書館に来館する機会を創出し、読書活動の推進を図りました。その結果、令和5年度の実績値では、基準値の約2.3倍の250,594冊となりましたが、目標は達成できませんでした。

■ 市内の小・中学校における不登校児童生徒の割合の減少

	基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
小学生	0.76%	0.50%	2.80%	17.9%
中学生	3.65%	3.00%	9.20%	32.6%

新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境・生活の乱れや、学校復帰のみにとらわれない多様な考え方を認める社会情勢などの様々な要因により不登校児童生徒の割合が増加しているため、引き続き学校と家庭、地域(関係機関)等との連携を強化し、根気強く取り組んでいく必要があります。

主な取組の評価と課題**■ 支援を要する児童生徒の教育の充実**

個別の支援が必要な児童生徒が多い学校に、各種補助員を配置しています。令和5年度は55名を配置し、支援を要する児童生徒が学習環境や生活環境に適応するための支援や学級全体の児童生徒に対してもよりよい教育環境を提供するなど、重要な役割を果たしています。通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の割合が増加しており、各種補助員の一層の充実が必要です。

■ ミライon図書館等の利用促進

こども向けイベントを定期的を実施することで、こどもたちの図書館に来館する機会を創出し、読書活動の推進を図りました。引き続き、児童図書の充実を図るとともに、こども向けイベント等を開催し、ミライon図書館の利用を促進する必要があります。

■ 小・中学校における心のケアの充実

児童生徒等からの相談のほか、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図るため、スクールソーシャルワーカー(SSW)3名(県費1名、市費2名)を市教委付設の教育相談室に配置しています。また、SSWやスクールカウンセラー、心の教室相談員等と連携を行い、それぞれの相談業務等が円滑に行われるために教育相談員を市教委付設の教育相談室に配置しています。児童生徒や保護者等に対して相談内容のアセスメントを行うSSWが対応する相談件数が増加するとともに、相談の内容が複雑化しているため、引き続き関係機関との連携を強化していく必要があります。

基本目標 5 一人ひとりに寄り添った支援の強化

近年、増加している児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うため、関係機関と連携し、要保護児童対策を強化します。

子育てや若者支援に関するサービスの情報発信を強化し、支援の必要性が高い生活困窮世帯、障がい児をもつ世帯や若者等に、必要な情報が必要なときに届き、適切なサービスにつながり安心して生活していけるよう支援します。

指標の取組状況**児童虐待に関する通報のうち、早期解決ケースが受理ケースに占める割合**

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
70.0%	80.0%	58.3%	72.9%

関係機関と調整しながらケース対応してはいますが、ケースが複雑化し、解決までに一定期間継続した支援を要するケースが増加したことなどから、早期解決ケースが受理ケースに占める割合は減少傾向にあり、目標は達成できませんでした。

発達障がいに関する支援が必要とされ、医療機関につながった子どもの割合

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
70.3%	75.0%	78.9%	105.2%

医療機関や相談機関に繋がる児童は年々増加傾向となっています。また、本事業実施時点で既に支援に繋がっている「既支援」児も、早期発見早期支援に向け、各園や関係機関が早い段階から関わり、児や保護者に寄り添いながら対応している結果が少しずつ現れ、目標を達成しました。

主な取組の評価と課題**要保護児童対策の強化**

児童虐待の防止を図るため、要保護児童及びその保護者、特定妊婦の早期発見及び適切な保護・支援を行っています。対応ケースが複雑化していることなどから、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

自殺対策の推進

全国的に中高生や若者の自殺が増加していることから、こどもや若者が自殺に追い込まれることがないよう、地域と連携し、自殺対策の取組を推進していく必要があります。

各種事業における情報発信強化

保育施設等の取組やこどもに関する各種講座の案内、こども向けの図書の紹介など、幅広く情報発信を行いました。引き続き、DX及び多様なメディアを活用した周知により、市民に分かりやすい子育て情報等を届ける必要があります。

3-3 第3期計画策定にあたっての課題

国・本市の現状、第2期計画の評価、子育て世代アンケートの結果等から、本計画策定に当たっての課題をまとめました。

子育て環境

- 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、子育て施設の利用を含めた外出自粛傾向があり、地域でのつながりや世代間の交流が薄くなっています。地域で子育てを担うボランティア等の人材については、行政、民間企業、地域団体が連携し、子育てに携わる人材を積極的に育成し活動の後押しをすることにより、地域の子育て力を向上させることが必要です。
- 公園や遊び場の充実や、遊具の維持管理を行うなどの環境整備が求められています。
- 通学路の安全確保に向け、警察・道路管理者・学校関係者・地域の方々が連携しながら、定期的に合同点検を実施し、継続的に安全対策を行っていくことが必要です。

母子の健康

- 核家族世帯が増加し、身近に相談相手がいない保護者が増加しています。母子に関する正しい知識を身につけるとともに、育児に対する不安や悩みを抱え込まず、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援することが必要です。

保育サービス

- 女性の就業率が高くなっており、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用について、依然として高いニーズがあります。教育・保育施設においては、引き続き年間を通した待機児童が発生しており、早期に解消するとともに、将来においても発生させない環境整備を計画的に実施していくことが必要です。
- 保育サービスに対するニーズの多様化に対応するために、教育・保育施設において適切な受入体制の整備が求められています。

教育環境

- 次代を担うこどもたち一人一人に応じた最適な学びを提供し、「豊かな学び」「確かな育ち」「多様な感性」を保障する学校教育を推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との関わり方や学びの積み重ねに不安を感じたり、自信を失ったりしたこと等による不登校が増加傾向にあるため、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。

包括的な支援

- 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、支援の必要性が高いこどもとその保護者に対する包括的な支援体制の強化が必要です。
- 児童虐待について、地域や関係機関と連携し、未然防止を図るとともに、早期に発見し具体的な支援を行う必要があります。

少子化対策

- 少子化問題には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、健康上の理由など様々な背景があることを認識し、こどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。様々な分野における取組みが必要であることから、全庁的に取り組んでいくことが重要です。

また、少子化等に伴い産科施設が減少していることから、安心してこどもを出産することができる産科医療体制を維持・確保することが必要です。

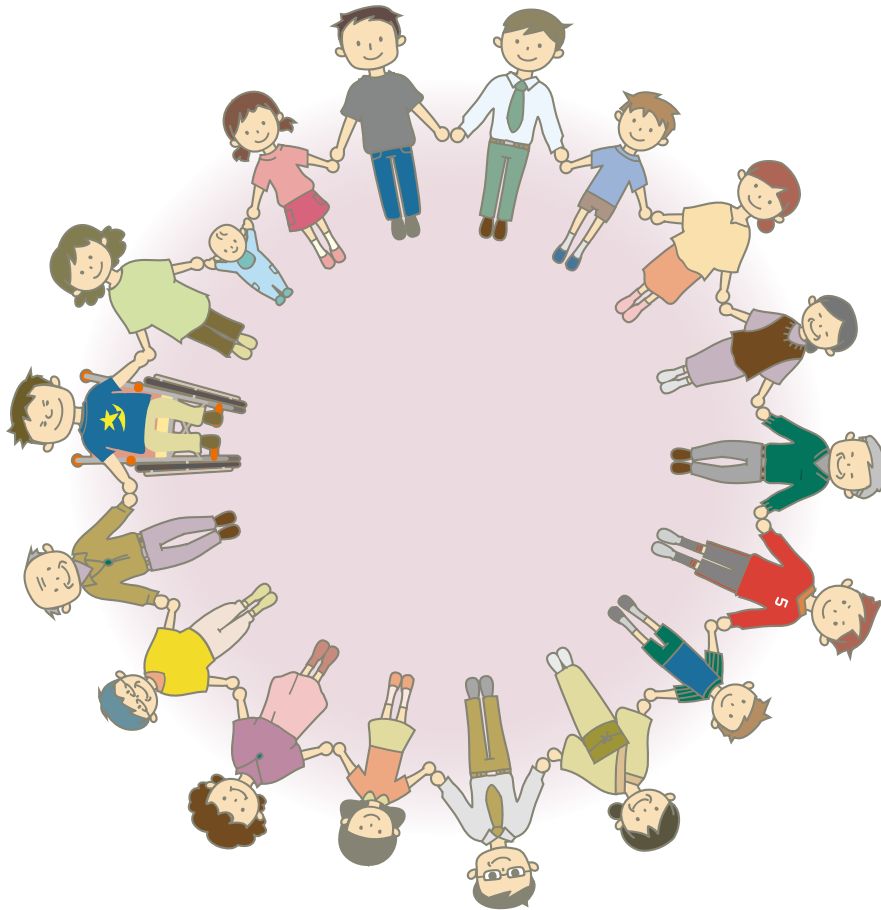
- 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族の在り方や家族を取り巻く環境は多様化しています。特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることはあってはならず、多様な価値観・考え方を尊重することが重要です。

4 計画の基本的な考え方

4-1 基本理念

みんなつながり支え合い こどもを育むおおむらづくり

核家族化の進展や共働き家庭の増加などによりこどもたちを取り巻く環境が変化する中、本市の将来の担い手となるこどもたちを市民一人ひとりが応援し、健やかな成長を育むことで、誰もが安心して子育てできるまち“おおむら”を目指します。



4-2 基本目標

本市の現状、第2期プランにおける課題及びアンケートの結果による市民ニーズや子ども・若者の意見等を踏まえた上で、基本理念を実現するため、次に掲げる6つの基本目標を設定し具体的な取組を行います。

基本理念

基本目標

施策

みんなつながり支え合い
子どもを育むおおむらづくり

地域における子育て力の向上

安心して子育てができるよう、市民一人ひとりが子どもを守り育む取組を通して、地域の子育て力の向上に努めます。

地域子育て人材の育成・活用

地域交流の推進

こどもの安全の確保

親とこどもの心とからだの健康づくり

妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、心身ともに健やかなこどもの成長を育みます。

妊産婦・乳幼児への支援

親とこどもへの医療の支援

親とこどもの健康づくり

子育てと仕事の両立

教育・保育サービスを充実させるとともに、子育てしやすい職場づくりを推進し、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援します。

教育・保育環境の充実

多様な保育サービス等の提供

子育てしやすい家庭と職場の環境づくり

こどもの未来を育む教育の充実

将来を担う子どもたちが様々な体験を通して、郷土を誇りに思い、心豊かに育つよう、教育の充実を図ります。

「豊かな学び、確かな育ち、多様な感性」を保障する教育の充実

多様な学習機会の提供

配慮を要するこども等への支援

一人ひとりに寄り添った支援の強化

支援を必要とするこどもと保護者や若者に、必要な時に必要な情報を届け、適切なサービスにつなげられるよう支援を強化します。

こども・若者への適切な支援

子育て家庭への支援

情報発信の強化

時代に即した少子化社会等への対応

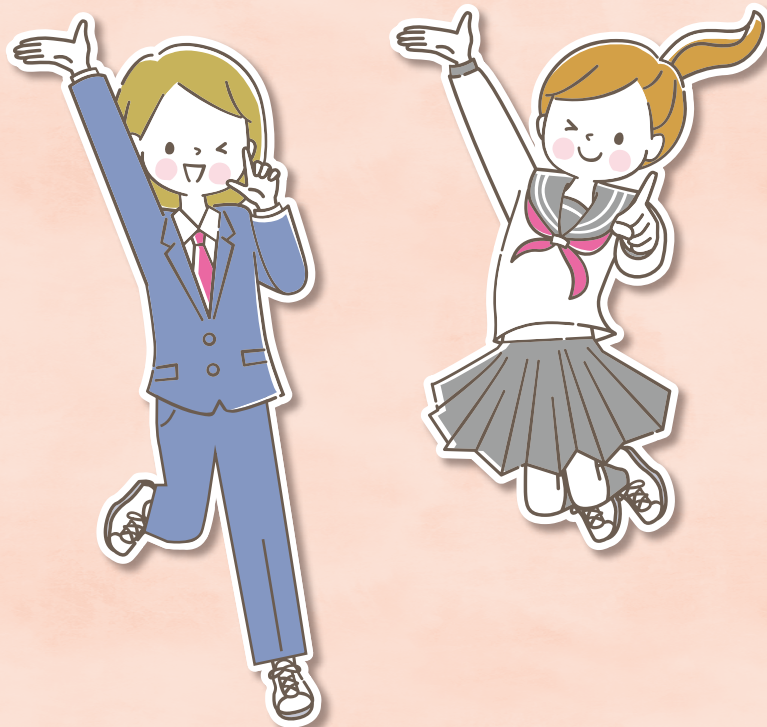
加速度を増す少子化に対応し、持続可能な社会を維持するため、全ての結婚・子育て世代が主体的な選択による将来の展望を描けるような環境整備に取り組めます。

出会う場の創出と移住・定住の促進

出産の希望をかなえる支援

経済的基盤の安定

第2章 《 各論



1 基本目標ごとに取り組むこと

本計画では、国の「こどもまんなか実行計画」の視点に基づき、各施策の取組について、それぞれ対応するライフステージをわかりやすくするため、アイコンをつけています。

また、それぞれの施策のライフステージの一覧表を「3 ライフステージごとの施策一覧表(69～74ページ)」に記載しています。

 妊娠・出産期 妊娠から出産期までを対象とした取組	 乳幼児期 0歳児から就学前までを対象とした取組
 学童期 小学生を対象とした取組	 思春期 中学生からおおむね18歳までを対象とした取組
 青年期以降 18歳からおおむね30歳未満までを対象とした取組	 ライフステージを通した 年齢にかかわらず、ライフステージを通して縦断的に実施している取組

基本目標 1 地域における子育て力の向上

(1) 取組の方針

こどもは、地域社会の中で、さまざまな年齢層の人々と接することにより、他者を尊重し、協力する姿勢を身に着けることができます。核家族化が進む本市においては、家庭のみならず地域全体で子育てを行っていく意識を醸成するとともに、子育てしやすい環境の整備(こどもファスト・トラック※9等)を推進し、地域の中で子育てができるよう取り組んでいくことが重要です。また、地域の見守り活動や近隣住民の協力によって、こどもの安全が確保されやすくなります。市民一人ひとりの「地域のこどもたちを守る」という意識を醸成し、こどもを守り育む取組を通して、地域の子育て力の向上に努めます。

(2) 取組の概要

① 地域子育て人材の育成・活用

取 組	内 容
地域における子育て支援拠点の充実 	地域子育て支援センターにおいて、地域住民と親子の交流、育児相談、子育て講座等を開催し、在宅で保育している親の子育てに対する不安や育児ストレスを軽減するとともに、地域でこどもたちを見守り育てるという地域子育て力の向上を図ります。
ボランティア活動などへの参加促進と支援 	子育て支援・こどもの体験学習などを、ボランティア団体や市民ボランティアでサポートします。 ボランティアセンターにおいて、様々なニーズに応えられるよう、ボランティア活動の情報発信を続け、依頼主とボランティア団体とのマッチングを行い、活動への参加促進を図ります。 また、定期的にボランティア養成講座を開催し、人材育成の充実を図ります。
ココロねっこ運動の推進 	こどもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、こどもたちの健やかな成長を育む県民運動「ココロねっこ運動」を推進します。
地域子育て人材の活用 	子育てに関心がある人や、子育て経験等による知識を得た人を対象として子育て親子を支援する人材を育成し、地域子育て支援センターでの活動における地域人材の活用に努めます。
ながさきファミリープログラムの推進 	保護者等が子育ての悩みについて、ワークショップを通して語り合うことで共感し、つながり合う中で子育ての不安を取り除くとともに、子育てのヒントを得られるように構成された参加型学習プログラム「ながさきファミリープログラム」の推進を図ります。

※9 公共施設や商業施設などの受付において、妊婦やこども連れの方を優先する取組。

妊娠・
出産期

乳幼児期



学童期



思春期

青年期
以降ライフステージ
を通した

② 地域交流の推進

取 組	内 容
保育園等の地域交流の推進 	地域において子育て親子の交流等を促進する、子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
地域活動の支援 	こどもたちが、地域の活動を通して、異年齢の集団の中で様々なことを学び、自主性や社会性を身につけていけるよう、経験豊富な高齢者など地域の人材や公民館等を活かした活動を支援します。
小中学校施設の地域開放 	地域活動の拠点施設として、市内小中学校の体育施設を開放し、こどもの安全な遊びの場や市民スポーツ等、地域活動の促進を図ります。

③ こどもの安全の確保

取 組	内 容
公園やこどもの遊び場の維持管理 	こどもたちが地域で安全に楽しく遊べ、親が安心して見守ることができる場を確保するため、都市公園施設の適切な維持管理と計画的な更新に努めます。また、計画的な維持管理を行い、公園施設の劣化や損傷等による事故を未然に防止し、安全・安心に遊ぶことができる公園の確保に努めます。
交通安全活動の推進 	こどもたちを交通事故から守るため交通指導員による立哨活動を推進するとともに、こどもやドライバーを対象とした交通安全教育を通して、交通ルールや交通マナーの意識の向上を図ります。
こどもを事故から守る活動の推進 	転倒や転落、遊具の欠陥や異物の誤飲等、日常生活に潜在するこどもの事故発生要因とその事故予防について啓発を行うとともに、こどもたちの安全な生活環境の整備を図ります。
歩道の段差解消 	徒歩のこどもたちなど歩行者が、横断歩道などを安全に通行できるよう、市道交差点内の歩道と車道の段差解消を計画的に実施します。
通学路等の安全確保 	通学路の合同点検の継続的な実施及び対策実施後の効果検証や歩道の整備、通学路における交通危険箇所へのカーブミラー設置等の計画的な実施により、通学路等の安全性の向上を図ります。

取 組	内 容
防犯対策の推進 	青少年の健全な育成と非行防止のために月2回の定期補導や各地区の行事等で巡回補導を実施するとともに、各関係機関と協力し自転車マナーアップ運動を継続して行います。
青少年の健全育成 	青少年の非行・事故を防止するため、非行・事故防止キャラバン、図書販売店への立入調査、巡回補導等、関係機関と連携した取組を実施し、地域全体で青少年の健全育成を推進します。
防災対策の推進 	近年頻発する大規模災害を教訓として、こどもたちを災害から守るため、防災機関・学校・施設・地域等と連携し、防災訓練や防災教育等に取り組みます。また、自主防災組織の訓練にこども会の参加を募るなど、こどもたちが防災に触れる機会を増やします。
防犯教育の推進  	こどもたちを犯罪から守るため、小中学校において、警察と連携した講習会を開催し、こどもたち自身の防犯に関する意識の醸成を図ります。

妊娠・
出産期

乳幼児期



学童期



思春期

青年期
以降ライフステージ
を通した**基本目標 2****親とこどもの心とからだの健康づくり****(1) 取組の方針**

親とこどもの心と体の健康づくりには、親とこどもがともに心身のバランスを保ち、安心して健やかに成長できる環境を整えることが重要です。

こどもの心と体は、乳幼児期から小児期、青年期にかけて急速に成長・発達します。そのため、健康な体づくりはもちろん、精神的な安定も健やかな成長には不可欠です。また、親の心身の健康は、こどもの成長環境に直接的な影響を与えます。親が心身ともに健康であることで、こどもにとっても安心感のある生活が提供され、精神的な安定を育むことにつながります。

妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、親と子が心身ともに健やかに生活できるよう取り組みます。

(2) 取組の概要**① 妊産婦・乳幼児への支援**

取 組	内 容
乳幼児・妊産婦の健康診査の推進 	乳幼児や妊産婦を対象とした健康診査を通じて、病気や障がい の早期発見や早期治療に努めるとともに、子育てのアドバイ スや育児に関する情報を提供します。
妊産婦・新生児に対する訪問指導 	育児の状況等を把握し、継続的な支援が必要な子育て家庭の 早期発見と適切な支援を行うとともに、特定妊婦に対しても継 続的な支援を行うため、乳児家庭の全戸訪問(赤ちゃん訪問)を 実施します。訪問できない場合は、対象の親子が来庁した際に 状況確認を行うなど面談の機会を設けます。
乳幼児の健康相談 	育児不安の軽減や乳幼児の健やかな発達と健全な親子関係の 育成を図るため、保健師、助産師、栄養士及び歯科衛生士等の 専門職による乳幼児の健康相談を実施します。
こどもの発達に関する専門的支援 	保健師、公認心理師、言語聴覚士等の専門職が、感覚遊びや 個別相談により、ことばや運動機能が気になるこどもの発達に 応じた指導・助言を行うとともに、保育園、幼稚園、認定こども 園等を訪問する巡回相談を行い、適切な支援につなげます。
こどもの豊かなこころを育む 親子の絆づくりの推進 	こどもたちの健やかな発達と健全な親子関係の育成を図るた め、保健師等が、赤ちゃん訪問時に絵本を配布し、絵本の読み 聞かせの大切さや親子のふれあいの重要性を伝え、豊かな心を 育む親子の絆づくりに取り組みます。

取 組	内 容
家族ぐるみで出産・育児を支える 意識づくりの推進 	育児経験のない妊婦を対象に、出産から育児に関する正しい知識の習得を支援します。また、妊婦を対象にした講座、父親・祖父母を対象にした子育て講座等を開催し、家族ぐるみの支援の意識づくりを推進します。
こども家庭センターによる支援の充実  	こども家庭センターにおいて、医療機関、保育園、子育て支援センター等との連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実します。
産後の支援 	産後ケアを希望する母子を対象に、産後の体調管理やケア、授乳方法や乳児の世話の仕方の相談などサポートを行います。

② 親とこどもへの医療の支援

取 組	内 容
夜間初期診療センターの運営   	夜間(19:00～22:00)における急病者に対応するため、夜間初期診療センターの円滑な運営を図ります。
子ども医療費等の助成   	高校生世代までのこどもを対象に医療費の一部を助成し、こどもの保健の向上を図ります。
予防接種の推進   	乳幼児、児童等を対象とした予防接種については、予防接種法に基づく定期接種(A類疾病)を実施し、感染予防及び罹患時の重症化予防に努めるとともに、インフルエンザ予防接種等の任意接種費用の一部助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
保育園等における医療的ケア児の受入れ支援 	医療的ケアが必要な児童の受入れが可能となるよう、保育施設における人員配置などの体制整備への支援や関係機関との連携による保育体制の整備、情報提供などを行います。
医療的ケアを要する児童並びにその家族に対する支援   	在宅で生活している医療的ケア児に対し、自宅や外出先で医療保険適用外となる訪問看護サービスを利用できる体制を整え、介護者である家族の負担軽減や医療的ケア児の社会参加促進を図ります。



妊娠・
出産期



乳幼児期



学童期



思春期



青年期
以降



ライフステージ
を通した

③ 親とこどもの健康づくり

取 組	内 容
こどものむし歯予防対策 	生涯を通じた歯の健康づくりに対する意識の向上を図るため、1歳6か月児及び3歳児健診において、ブラッシング指導やフッ化物塗布を実施するとともに、4～5歳児を対象に各園へ薬剤等を配布し、各園の計画書及び歯科嘱託医が作成する指示書に基づき、フッ化物洗口を実施し早期からのむし歯予防対策に取り組みます。
発達障がいに関する理解の促進 	発達障がいのこどもたちが、自分らしく、いきいきと生活できる環境づくりを推進するため、発達障がいに関する研修や講座を開催し、発達障がいに関する理解の促進に努めます。
健康づくり推進員の養成 	地域における市民の健康づくり活動の活性化を目的に、健康づくり推進員を養成し、健康運動指導を通して、健康維持や母子のスキンシップの向上を図ります。
食育活動の推進 	市民の食に関する知識を深め、健全な食生活を送ることができるよう、食育を推進し、こどもたちの食べる力(選ぶ・作る・味わう)を育みます。また、生産者とのふれあい、伝統食等を学ぶ機会を通して、食に対する知識を深めるとともに、食の大切さや食に対する感謝の心を育みます。

基本目標3 子育てと仕事の両立

(1) 取組の方針

子育てと仕事の両立は、家族や個人の成長だけでなく、社会全体の持続的な発展にも深く関わっています。働きながら子育てができる環境を整えることで、社会全体の労働力を確保することにつながります。特に少子高齢化が進む日本では、子育て世代の労働参加が不可欠です。

また、親が責任を持って仕事と家庭の両方に向き合う姿は、こどもに社会的な役割の大切さや、家庭生活の意義を学ばせる機会にもなります。

親とこどもが共に成長し、安定した環境で暮らすために、教育・保育サービスに努めるとともに、子育てしやすい職場づくりに取り組むことで、仕事と子育ての両立を支援します。

(2) 取組の概要

① 教育・保育環境の充実

取 組	内 容
幼稚園・認定こども園・保育園における 保育環境の充実 	保護者の就労支援として大きな役割を担っている幼稚園・認定こども園・保育園等について、将来人口の動向を踏まえながら、定員の見直しや教育・保育施設の計画的な整備を進め、待機児童の発生防止や安全な保育環境の充実を図ります。
保育人材確保対策の充実 	保育士等として新たに就職した人への祝金の支給、就職後継続して就労する人への応援金の支給、保育士資格の取得を目指す講座の開催等により、保育人材の確保に努めます。また、子育て支援員研修を実施し、保育に携わる人材を確保することによって保育士の負担軽減を図ります。

② 多様な保育サービス等の提供

取 組	内 容
放課後児童クラブの充実 	児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境を整えるため、放課後の保育に欠ける小学生を対象に適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの運営費等を支援します。 また、放課後児童クラブに勤務する職員に対し、放課後児童支援員認定資格研修への受講を促すことで、放課後児童支援員の充実を図り、保育の質の向上に努めます。


妊娠・
出産期


乳幼児期



学童期



思春期


青年期
以降

ライフステージ
を通した

取 組	内 容
一時預かり事業の推進 	就労形態の多様化が進む中、ゆとりをもった子育てができる環境を提供するために、緊急又は一時的に家庭での保育が困難になったこどもを保育園等で預かる一時預かり事業を推進します。
幼稚園・認定こども園・保育園における 多様な保育サービスの提供 	保護者の就労形態の多様化や通勤圏の広域化等の変化に対応し、安心して就労できる環境を整備するため、認定こども園・保育園等が実施する延長保育や休日保育、幼稚園における預かり保育等、市民のニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。
障がい児等の幼稚園・認定こども園・ 保育園への受入れの推進 	障がい児や特別な支援が必要なこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、保育士等を加配する施設に対し人件費の補助を行います。
病児保育の提供 	病気療養中のこどもを、保護者の就労等のやむを得ない理由により家庭で看護することができないときに、保護者に代わって医療施設等で保育を行う病児保育について、市民のニーズに応じて適切に提供できる体制づくりに努めます。
障がい児福祉サービスの充実 	障がい児への適切な保育及び自立に向け、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等障害児福祉サービスの充実を図ります。
放課後子ども教室の充実 	放課後や週末のこどもたちの安全・安心な居場所の確保に努めるとともに、学習活動や体験活動を通してこどもたちの自主性、社会性等を育む小学生向けの「放課後子ども教室」、学習活動を中心とした中学生向けの「OMURA未来塾」の充実を図ります。
子育て世帯への経済的負担の軽減 	多子世帯の経済的負担を軽減し、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを行うため、同一世帯の2人の就学前児童が同時に保育施設等を利用する場合の第2子目以降の児童の保育料を免除又は補助します。
ファミリー・サポート・センター事業の推進 	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、地域における子育て力の向上や子育て支援活動の推進を図り、安心して子育てできる環境を整備し、仕事と子育てが両立できる社会づくりを目指します。

③ 子育てしやすい家庭と職場の環境づくり

取 組	内 容
女性の再就職の支援 	妊娠・出産・子育て・介護などの理由から離職した人が、就職に必要な情報や基礎知識を学ぶための各種講座を開催するなど、再就職する女性を支援します。
男性の育児参加の推進 	男女ともに気兼ねなく育児休業、育児短時間勤務の制度を活用できる支援体制を目指して、男女の働き方の見直しや男女が協力して家事・子育てに関わることの重要性を学ぶ各種講座の開催に努めます。
結婚・子育てしやすい職場づくりの推進 	結婚や子育てしやすい職場づくりのため、民間企業等が、従業員の結婚や子育てを応援することを宣言し実践する「ながさき結婚・子育て応援宣言」を促進します。

妊娠・
出産期

乳幼児期



学童期



思春期

青年期
以降ライフステージ
を通した

基本目標 4

こどもの未来を育む教育の充実

(1) 取組の方針

少子化や核家族化の進行により、こどもたちの地域社会とのかかわりが減り、また、人口増加や都市開発等により自然環境が減少し、こどもたちが日常的に自然に触れる機会が少なくなっています。

将来を担うこどもたちが様々な体験を通して、郷土を誇りに思い、心豊かに育つよう、地域の自然や歴史・文化を学べる体験の拡充、地域の方々との交流機会の創出に努め、郷土の魅力を再発見する学びの場を増やし、こどもの未来を育む教育の充実を図ります。また、こどもや若者が権利の主体であることについて、社会全体での共有を図ります。

(2) 取組の概要

① 「豊かな学び、確かな育ち、多様な感性」を保障する教育の充実

取 組	内 容
幼児教育・保育の質の向上 	幼児教育・保育支援センターが推進拠点となって、公私・施設類型を問わない施設職員への研修会の実施、公立園との共同研究、巡回相談、幼保小連携・接続に取り組みます。市内全体の教育・保育の質の向上を図り、こどもの豊かな心の育成に努めます。
ミライon図書館等の利用促進 	こどもたちの人間形成に大きな役割を果たす読書活動を推進するため、児童図書の実施に努めます。また、おはなし会等のこども向けイベントや子育て世代を対象とした講座、講演会等を開催し、子育て家庭のミライon図書館の利用促進に努めます。
芸術・文化体験の充実 	こどもたちが将来、芸術・文化の担い手となるよう、プロのオーケストラ演奏の鑑賞や小・中学校音楽会、スクールコンサートへの参加等、芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。
特別転入学の推進 	市内3校で実施している特別転入学により、海や山の豊かな自然に恵まれた環境の中での様々な体験を通し、こどもたちの健やかな成長を育みます。
読書活動の推進  	こどもたちの豊かな学びを育むため、学校図書館ネットワークシステムの活用や学校司書の配置、ミライon図書館との連携等により、本とこどもたちをつなぎ、児童生徒の読書を推進します。
郷土を誇りに思うこどもの育成  	小中学生が、大村の歴史や人物を独自に調査・研究し、その成果を発表する機会をつくり、郷土大村の歴史を学ぶことによって、伝統や文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛するこどもを育成します。
人権教育の推進 	こどもの尊厳と個性を尊重し、一人ひとりを大切にする教育の実現に向け、市立園、小・中学校の教職員を対象に、人権教育講演会、人権教育研修会を継続的に開催するなど教職員の指導力向上に努め、人権教育を推進します。

② 多様な学習機会の提供

取 組	内 容
ICT教育の基盤整備 	Society5.0時代を生きるこどもたちに、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を行うため、情報機器や情報通信ネットワーク環境等の整備事業を実施します。
英語力向上対策の推進 	市内の小・中学校へ外国語指導助手(ALT)を計画的に配置し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
国際交流の推進 	中高生を対象に、海外姉妹都市との相互ホームステイ派遣事業等を行うほか、国際交流プラザで未就学児から高校生までを対象とした講座等を通して、国際感覚の醸成を図ります。
科学に対する知識の普及啓発 	こどもたちの科学的な事象の考察や調査研究する力を育むため、子ども科学館において、週末を中心に定期教室や実験教室等を開催し、こどもたちの科学に対する関心や知識の普及啓発を図ります。
環境教育・環境学習の推進 	こどもたちが自然や生物にふれあい、環境の大切さを学ぶ機会を提供するため、小学生を対象に大村湾ウォッチングやリバーウォッチングを開催します。また、環境イベント「エコフェスタおおむら」において、親子で参加できる資源リサイクルや太陽光発電などに関する講座などを開催するなど、環境学習を推進します。

③ 配慮を要するこども等への支援

取 組	内 容
小中学校における心のケアの充実 	児童生徒や保護者、教職員の相談やカウンセリングを行うスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を教育委員会に配置するとともに、こどもの相談相手となる心の教室相談員を全小・中学校に配置し、心のケアを充実させます。
支援を要する児童生徒の教育の充実 	支援が必要な児童生徒への多様な対応や望ましい学校生活に向けた支援のために、在籍する学級又は学校に補助員を配置し、よりよい教育環境の提供に努めます。
就学時健康診断及び就学相談の充実 	就学時健康診断や就学相談により、疾病、障がいの種類・程度の実態や保護者の悩み、不安、要望等を把握し、次年度の就学予定児の心身の状況に応じた適正な就学を図ります。
特別支援教育の充実 	研修会の実施等を通して、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、在籍児童生徒同士の交流や行事等の教育活動を支援し、特別支援教育の充実を図ります。
大村市教育支援センター及び校内教育支援センターの運営 	心理的な理由等により学校に登校できない児童生徒や、登校はできるが教室に入ることができない児童生徒に対し、大村市教育支援センター「あおば教室」及び校内教育支援センターにおいて、教育相談や学習支援等、一人ひとりに応じた支援を行います。

妊娠・
出産期

乳幼児期



学童期



思春期

青年期
以降ライフステージ
を通した**基本目標 5****一人ひとりに寄り添った支援の強化****(1) 取組の方針**

こどもや若者を取り巻く環境は多様化しており、不登校やいじめ、メンタルヘルスの問題、貧困など、複雑な課題に直面するケースが増加しています。こうした中で、学校や地域の相談機関、児童福祉サービスなどが提供されているものの、支援の網が細かく張り巡らされていない部分も見られ、必要な情報が十分に届けられていない場合があります。

こどもと保護者や若者に必要とする支援を届けることとあわせて、必要な時に必要な情報が届き適切なサービスにつなげられるよう、情報提供体制の強化に努めます。

(2) 取組の概要**① こども・若者への適切な支援**

取 組	内 容
要保護児童対策の強化 	妊娠期から子育て期において、保護者が相談しやすい体制をつくります。また、関係機関と連携を強化し支援が必要な家庭を適切な支援につなぎ、児童虐待の未然防止を図ります。
4歳児の発達障がいに関する相談の推進 	教育・保育施設を利用している4歳児を対象に、発達障がいに関する相談を行い、支援が必要な児童の早期発見、早期支援に努めます。
子育て短期支援(ショートステイ) 	保護者が、家庭においてこどもを養育することが緊急かつ一時的に困難となった場合に、こどもを児童養護施設等で預かり、心身の安心と安全を確保します。
障がい児家庭への育児支援 	障がい児をもつ親の育児不安やストレスの軽減を図るため、障がい児を対象とした親子交流や講座等の育児支援を推進します。
こどもの生活・学習支援 	生活困窮世帯の児童に対し、学習習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学習支援、集団生活の中での社会性の育成や日常生活における相談ができる施設の運営を行います。
自殺対策の推進 	こどもや若者が自殺に追い込まれることがないよう、地域と連携し、自殺対策に関するネットワークの構築やゲートキーパーの育成等、包括的な自殺対策を推進します。

取 組	内 容
生活困窮者の相談窓口の充実 	生活困窮者を早期に自立させるため、相談窓口において個別の自立支援計画を作成するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者のニーズに応じた支援を計画的に行います。
ヤングケアラー支援の体制構築 	ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげられるように、関係機関や児童生徒への周知啓発及び支援体制の整備を行います。

② 子育て家庭への支援

取 組	内 容
子育て家庭への経済的支援   	高校生までのこどもを養育する家庭の生活を安定させるため、児童手当を支給します。また、常時介護を必要とする重度の障がい児(者)に対する障害児福祉手当やひとり親家庭の養育者に対する児童扶養手当等を支給します。
ひとり親家庭等の自立支援 	母子父子自立支援員が、生活全般に関する相談に対応するとともに、給付金制度や貸付金制度の紹介、資格取得の促進等、指導・助言を行い、ひとり親家庭等の自立を支援します。
小中学校就学援助による支援  	新入学用品、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動、学校給食、医療費等、小・中学校の就学に必要な経費を援助し、義務教育を受ける際の支援を行います。
遠距離通学対策  	自宅から学校までの通学距離が遠く、徒歩や自転車による通学が困難な児童生徒に対し、路線バス等を利用した通学費用の一部を助成するなど、遠距離通学児童と保護者の負担軽減を図ります。

③ 情報発信の強化

取 組	内 容
各種事業における情報発信強化 	様々な子育てに関する制度や情報を、市の広報紙、ホームページ、SNS及び大村市ポータルアプリ「おむすび。」の子育て支援サービス等の多様なメディアを活用した周知を強化し、子育て家庭の支援につながるよう努めます。
子育てガイドブックの作成 	子育て家庭が利用できる施設やこども・若者が相談できるサービス等をまとめた子育てガイドブックを作成し、適切な利用、相談につなげ、こどもとその保護者や若者の悩みや不安の解消を図ります。

妊娠・
出産期

乳幼児期



学童期



思春期

青年期
以降ライフステージ
を通した

基本目標 6 時代に即した少子化社会等への対応

(1) 取組の方針

経済的不安や仕事と育児の両立の難しさ、地域のサポート体制の不足などにより、結婚や子育てに対する心理的・実質的なハードルが高くなっています。加速度を増す少子化に対応し、持続可能な社会を維持するため、全ての結婚・子育て世代が主体的な選択による将来の展望を描けるような環境整備に取り組みます。

(2) 取組の概要

① 出会いの場の創出と移住・定住の促進

取 組	内 容
出会いの場の創出 	婚活サポートセンターにおいて、結婚相談やデータマッチングシステム等による引き合わせのほか、市主催の婚活イベントを実施するなど、独身男女の出会いの場の創出に努めます。
若者の地域への愛着や誇りの醸成と コミュニティづくり  	中高生等の総合的な学習の場で市の魅力を伝えるとともに、LINE等からの情報発信による継続した市とのつながりや交流の場の創出を図ります。

② 出産の希望をかなえる支援

取 組	内 容
不妊症・不育症等支援対策の推進 	不妊症・不育症の治療費の一部を助成し、こどもを望む夫婦を支援します。また、妊娠相談専門電話(こうのとりダイヤル)を設置し、不妊症・不育症に関する相談や情報の提供に取り組みます。
安心して出産できる環境づくりの推進 	安心して出産できる環境づくりのため、関係機関と連携し、安定した産科医療体制の維持・確保に努めます。

③ 経済的基盤の安定

取 組	内 容
中学校・高等学校における キャリア教育の推進 	市内中学校・高等学校の生徒及び保護者を対象に、市内の中小企業者やその事業内容を紹介し、地元での就職を促進することで、若い労働力があふれる地域社会の構築を図ります。
妊娠期から出産・子育てまで一貫した 伴走型支援と経済的支援 	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊婦に対して「妊婦支援給付金」を支給し、経済的支援を実施します。

2「こどもまんなか社会」※10の実現に向けた目標

主な取組指標については、第1章「3-3 第3期計画策定にあたっての課題(45ページ)」を基に設定しています。

基本目標 1 地域における子育て力の向上

取組指標	現状値	目標値	取組指標の説明
	令和5年度	令和11年度	①指標の概要、②設定理由、③目標値の説明
子育て支援サポーターの登録者数	29人	35人	①地域子育て支援センター等で、親子の見守りや子育てに関する情報提供などの支援を行う、子育て支援サポーターの登録者数。 ②地域の子育て人材の育成・活用を行うことで、地域における子育て力の向上につながると考えられるため。 ③現状値から毎年1人ずつ増の35人を目標値とします。
都市公園施設の更新率	36.0%	77.0%	①市内の都市公園で、劣化や損傷等により更新が必要な遊具等の施設(150施設)の更新率。 ②都市公園施設の計画的な維持管理を行い、公園施設の劣化や損傷等による事故を未然に防止することで、安心して子育てができる環境づくりにつながると考えられるため。 ③令和7年度の更新率の見込みを51.0%として毎年約6～7%ずつ向上させます。
こども(0歳～15歳)の交通事故発生件数	10件	7件	①市内における、こども(0歳～15歳)の交通事故発生件数。 ②立哨活動や交通安全教育を行い、交通ルールや交通マナーの意識の向上を図ることで、こどもの安全を確保し、安心して子育てができる環境づくりにつながると考えられるため。 ③現状値から3割減の7件を目標値とします。

基本目標 2 親とこどもの心とからだの健康づくり

取組指標	現状値	目標値	取組指標の説明
	令和5年度	令和11年度	①指標の概要、②設定理由、③目標値の説明
3歳児健診の受診率	91.3%	96.0%	①3歳児健診の受診率。 ②幼児期において、健康・発達の個人差が比較的明らかになり、保健・医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼすとされている3歳児を対象に健診を行うことで、疾病及び異常の早期発見、適切な指導を行うことができ、幼児の健康の保持及び増進につながると考えられるため。 ③令和7年度の受診率の見込みを92.0%として、毎年1.0%ずつ向上させます。
戸別訪問等による乳児面談実施率	100.0%	100.0%	①出生後の乳児のいるすべての家庭のうち、戸別訪問又は面談等を実施した家庭の割合。 ②戸別訪問又は来庁時の面談を行うことにより、支援が必要な子育て家庭の早期発見と適切な支援につながると考えられるため。 ③新生児・乳幼児の発育に関する不安軽減を図り、必要に応じて継続支援等につなげるために、現状値の100%を維持します。

※10 こども大綱において目指している「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」という。

基本目標 3 子育てと仕事の両立

取組指標	現状値	目標値	取組指標の説明
	令和5年度	令和11年度	①指標の概要、②設定理由、③目標値の説明
教育・保育施設における4月時点の待機児童数	0人	0人	①「保育の必要性の認定」がされたこどものうち、教育・保育施設の利用を申し込んでいるものの、入っていない未就学児の数。 ②市内の保育ニーズに対応できる受け皿を確保することで、子育てと仕事の両立の支援につながると考えられるため。 ③今後も市内の保育ニーズに対応できる受け皿を確保し、4月時点における待機児童数0人を継続していきます。
放課後児童クラブの数	56クラブ	64クラブ	①市内の放課後児童クラブの数 ②地域のニーズに対応できる受け皿を確保するため、放課後児童クラブを計画的に増設することで、子育てと仕事の両立の支援につながると考えられるため。 ③令和6年度時点で市内の放課後児童クラブが59クラブあり、今後もニーズの高い地域の受け皿を確保することとして、計画期間の5年間で5クラブの開設を目指します。

基本目標 4 こどもの未来を育む教育の充実

取組指標	現状値	目標値	取組指標の説明
	令和5年度	令和11年度	①指標の概要、②設定理由、③目標値の説明
週3回以上、授業でICT機器を使用した学校の割合	小学生 80.0% 中学生 66.7%	小学生 100.0% 中学生 100.0%	①市内の小・中学校が、一週間に3回以上、授業でICT機器を使用した割合。 ②ICT機器を活用した多様な学習機会を提供することで、こどもの未来を育む教育の充実につながると考えられるため。 ③文科省の指標に基づき、目標値の100%を目指します。
学校外の施設等を含む社会とのつながりがある不登校児童生徒の割合	小学生 100.0% 中学生 100.0%	小学生 100.0% 中学生 100.0%	①あおば教室、conne(コンネ)など、学校外の施設等を含む社会とのつながりがある不登校児童生徒の割合。 ②不登校児童生徒を含む市内すべての児童生徒に対し、学校又は学校外の施設等を含む社会とのつながりを継続することで、こどもの未来を育む教育の充実につながると考えられるため。 ③不登校児童生徒数は増加傾向にあるが、引き続き全ての不登校児童生徒が社会とつながっている状態を常に確保していきます。

基本目標 5 一人ひとりに寄り添った支援の強化

取組指標	現状値	目標値	取組指標の説明
	令和5年度	令和11年度	①指標の概要、②設定理由、③目標値の説明
児童相談受案件数における継続ケースの支援プラン作成率	29.6%	90.0%	①市に相談があり対応をした件数のうち、継続的な支援が必要なケースについて、支援を効果的に行うために、支援プランの作成を行った割合。 ②こどもや保護者の意向、連携した関係機関との役割分担などを盛り込んだ支援プランを作成し、プランに沿った支援を行うことで児童虐待の未然防止につながると考えられるため。 ③支援を要する家庭については、支援プランを立て対応することが望ましいという国のガイドラインに基づき、毎年約10%ずつ向上させ、目標達成を目指します。
発達障がいに関する支援が必要とされ、医療機関での受診や母子保健事業の利用につながったこどもの割合	78.9%	80.0%	①年度内に5歳の誕生日を迎えるこどもを対象に、支援が必要と判断したこどものうち、医療機関受診や母子保健事業（ことばと心の相談室など）の利用につながった割合。 ②支援が必要なこどもに対し、医療機関での受診や母子保健事業（ことばと心の相談室など）の利用につなげ、発達の促進や適切な就学への支援を図ることで、一人ひとりに寄り添った支援の強化につながると考えられるため。 ③現状値を含む過去5年間の数値を維持していくため、80.0%を目標値とします。

基本目標 6 時代に即した少子化社会等への対応

取組指標	現状値	目標値	取組指標の説明
	令和5年度	令和11年度	①指標の概要、②設定理由、③目標値の説明
結婚応援事業における成婚者数	15人	21人	①大村市婚活サポートセンターや婚活イベント（オムコン）を介して成婚された人数。 ②大村市婚活サポートセンターにおいて、結婚相談やデータマッチングシステム等による引き合わせのほか、市主催の婚活イベント（オムコン）を実施するなど、独身男女の出会いの場を創出することで、将来的な結婚、妊娠、出産につながると考えられるため。 ③現状値をから毎年1人ずつ増の21人を目標値とします。
不妊治療助成件数 （令和7年度から実施）	一件	326件	①不妊症（一般不妊治療・生殖補助医療・先進医療）・不育症の治療費の助成を行った件数。 ②不妊症・不育症の治療費の一部を助成し、こどもを望む夫婦の不妊治療等を支援することで、将来的な妊娠、出産につながると考えられるため。 ③こどもを望む夫婦が不妊症・不育症治療を経済的理由で断念することがないように、年間の助成件数の見込み326件を目標値とし、支援を行っていきます。

3 ライフステージごとの施策一覧表

基本目標 1 地域における子育て力の向上

	ライフステージ					
	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期 以降	ライフステージ を通じた
1 地域子育て人材の育成・活用						
地域における子育て支援拠点の充実		○	○			
ボランティア活動などへの参加促進と支援		○	○	○	○	
ココロねっこ運動の推進						○
地域子育て人材の活用		○	○			
ながさきファミリープログラムの推進						○
2 地域交流の推進						
保育園等の地域交流の推進		○				
地域活動の支援						○
小中学校施設の地域開放						○
3 こどもの安全の確保						
公園やこどもの遊び場の維持管理						○
交通安全活動の推進						○
こどもを事故から守る活動の推進						○
歩道の段差解消						○
通学路等の安全確保						○
防犯対策の推進						○
青少年の健全育成						○
防災対策の推進						○
防犯教育の推進			○	○		

基本目標 2 親とこどもの心とからだの健康づくり

	ライフステージ					
	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期 以降	ライフステージ を通した
1 妊産婦・乳幼児への支援						
乳幼児・妊産婦の健康診査の推進	○	○				
妊産婦・新生児に対する訪問指導	○	○				
乳幼児の健康相談		○				
こどもの発達に関する専門的支援		○				
こどもの豊かなこころを育む親子の 絆づくりの推進		○				
家族ぐるみで出産・育児を支える 意識づくりの推進						○
こども家庭センターによる支援の充実	○	○				
産後の支援		○				
2 親とこどもへの医療の支援						
夜間初期診療センターの運営		○	○	○		
子ども医療費等の助成		○	○	○		
予防接種の推進		○	○	○		
保育園等における医療的ケア児の 受入れ支援		○				
医療的ケアを要する児童並びに その家族に対する支援		○	○	○		
3 親とこどもの健康づくり						
こどものむし歯予防対策		○				
発達障がいに関する理解の促進		○				
健康づくり推進員の養成						○
食育活動の推進						○

基本目標 3 子育てと仕事の両立

	ライフステージ					
	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期 以降	ライフステージ を通した
1 教育・保育環境の充実						
幼稚園・認定こども園・保育園における 保育環境の充実		○				
保育人材確保対策の充実		○				
2 多様な保育サービス等の提供						
放課後児童クラブの充実			○			
一時預かり事業の推進		○				
幼稚園・認定こども園・保育園における 多様な保育サービスの提供		○				
障がい児等の幼稚園・認定こども園・ 保育園への受入れの推進		○				
病児保育の提供		○	○			
障がい児福祉サービスの充実		○	○	○		
放課後子ども教室の充実			○	○		
子育て世帯への経済的負担の軽減		○				
ファミリー・サポート・センター事業の推進		○	○			
3 子育てしやすい家庭と職場の環境づくり						
女性の再就職の支援					○	
男性の育児参加の推進						○
結婚・子育てしやすい職場づくりの推進					○	

基本目標 4 こどもの未来を育む教育の充実

	ライフステージ					
	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期 以降	ライフステージ を通した
1 「豊かな学び、確かな育ち、多様な感性」を保障する教育の充実						
幼児教育・保育の質の向上		○				
ミライon図書館等の利用促進						○
芸術・文化体験の充実						○
特別転入学の推進			○			
読書活動の推進			○	○		
郷土を誇りに思うこどもの育成			○	○		
人権教育の推進						○
2 多様な学習機会の提供						
ICT教育の基盤整備			○	○		
英語力向上対策の推進			○	○		
国際交流の推進		○	○	○	○	
科学に対する知識の普及啓発						○
環境教育・環境学習の推進						○
3 配慮を要する子ども等への支援						
小中学校における心のケアの充実			○	○		
支援を要する児童生徒の教育の充実			○	○		
就学時健康診断及び就学相談の充実		○				
特別支援教育の充実			○	○		
大村市教育支援センター及び校内教育支援センターの運営			○	○		

基本目標 5 一人ひとりに寄り添った支援の強化

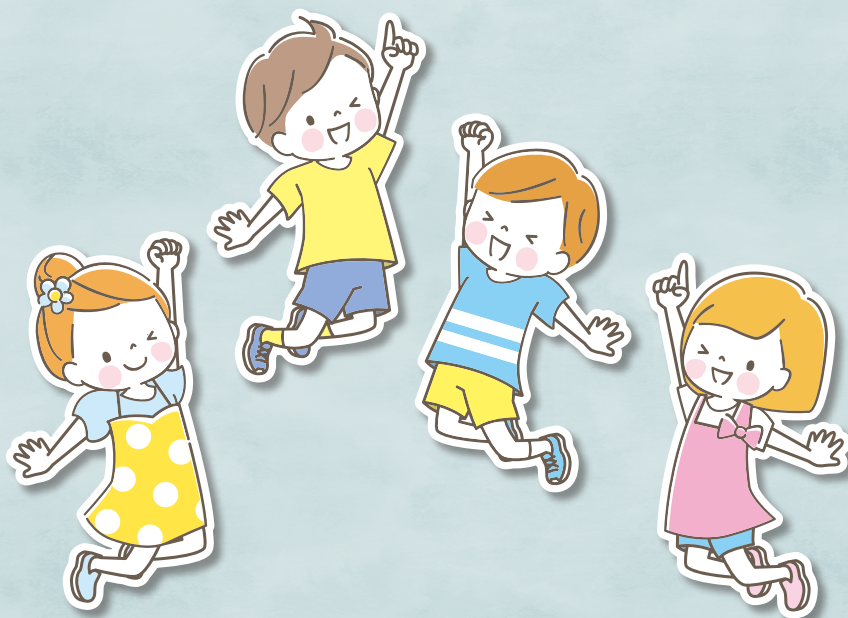
	ライフステージ					
	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期 以降	ライフステージ を通じた
1 こども・若者への適切な支援						
要保護児童対策の強化	○	○	○	○		
4歳児の発達障がいに関する相談の推進		○				
子育て短期支援(ショートステイ)		○	○	○		
障がい児家庭への育児支援		○				
こどもの生活・学習支援			○			
自殺対策の推進						○
生活困窮者の相談窓口の充実						○
ヤングケアラー支援の体制構築						○
2 子育て家庭への支援						
子育て家庭への経済的支援		○	○	○		
ひとり親家庭等の自立支援						○
小中学校就学援助による支援			○	○		
遠距離通学対策			○	○		
3 情報発信の強化						
各種事業における情報発信強化						○
子育てガイドブックの作成						○

基本目標 6 時代に即した少子化社会等への対応

	ライフステージ					
	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期 以降	ライフステージ を通した
1 出合いの場の創出と移住・定住の促進						
出合いの場の創出					○	
若者の地域への愛着や誇りの醸成と コミュニティづくり				○	○	
2 出産の希望をかなえる支援						
不妊症・不育症等支援対策の推進	○					
安心して出産できる環境づくりの推進	○					
3 経済的基盤の安定						
中学校・高等学校における キャリア教育の推進				○	○	
妊娠期から出産・子育てまで一貫した 伴走型支援と経済的支援	○	○				

第3章

》教育・保育に係る事業計画



1 教育・保育に係る圏域と人口推計

1-1 圏域の設定

市民ニーズに対応し、計画的な教育・保育サービス等の基盤整備を進めるため、北地区(松原・福重・竹松)、中地区(萱瀬・西大村)及び南地区(大村・鈴田・三浦)の3つの圏域を設定します。

なお、一部の地域子ども・子育て支援事業は市内全域を圏域として設定します。

圏域のイメージ



圏域ごとの人口の現状

(人)

	市全体	北地区	中地区	南地区
0-14歳	15,438	5,737	4,605	5,096
15-64歳	58,162	19,651	19,150	19,361
65歳以上	25,524	7,279	8,636	9,609
総計	99,124	32,667	32,391	34,066

資料:住民基本台帳(令和6年4月1日時点)

図22 本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域

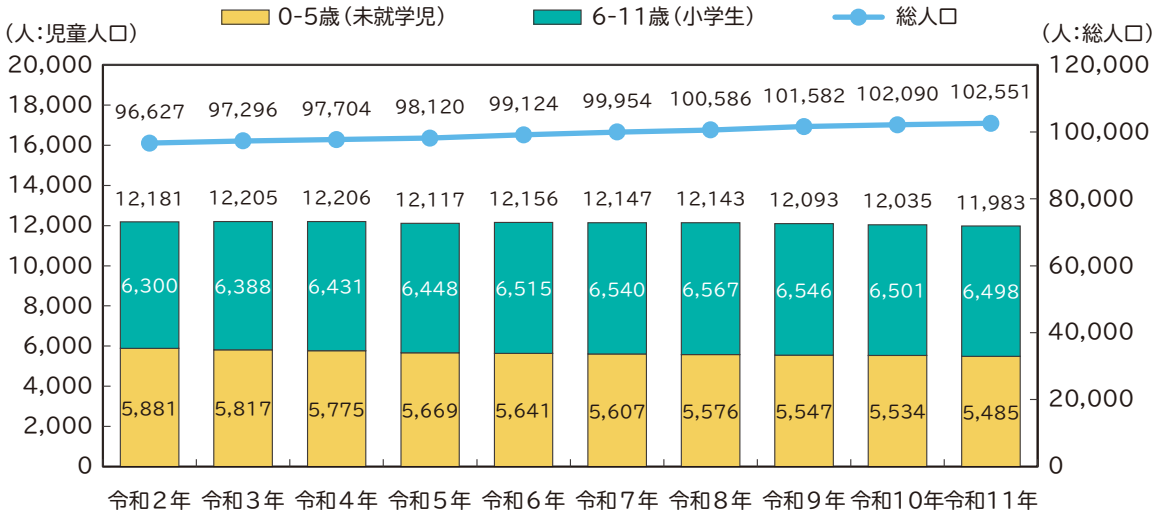
区分 / 施設・施策・事業名		区 域
教育・保育(1～3号認定)		3圏域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
	子育て短期支援事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	一時預かり事業	3圏域
	延長保育事業	3圏域
	病児保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	3圏域
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	市全域
	認定こども園特別支援教育・保育事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	妊婦等包括相談支援事業	市全域
	乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市全域
	産後ケア事業	市全域

1-2 圏域ごとのこどもの人口推計

本市の総人口は増加傾向となっています。今後もこの傾向が続くと仮定し、各圏域の人口を、住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で下記のとおり推計しました。

総人口は今後も増加し、9万人台後半から10万人台で推移する見込みです。12歳未満人口は、多少の増減があるものの、おおむね横ばいで推移する見込みです。

図23 住民基本台帳人口による本市の人口の推移と推計



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

市全体 (人)

	令和6年	令和11年	増減
総人口	99,124	102,551	2,256
うち0-5歳(未就学児)	5,641	5,485	-156
うち6-11歳(小学生)	6,515	6,498	-17

北地区 (人)

	令和6年	令和11年	増減
総人口	32,667	34,899	2,232
うち0-5歳(未就学児)	2,089	2,218	129
うち6-11歳(小学生)	2,472	2,494	22

中地区 (人)

	令和6年	令和11年	増減
総人口	32,391	32,084	-307
うち0-5歳(未就学児)	1,737	1,618	-119
うち6-11歳(小学生)	1,873	1,880	7

南地区 (人)

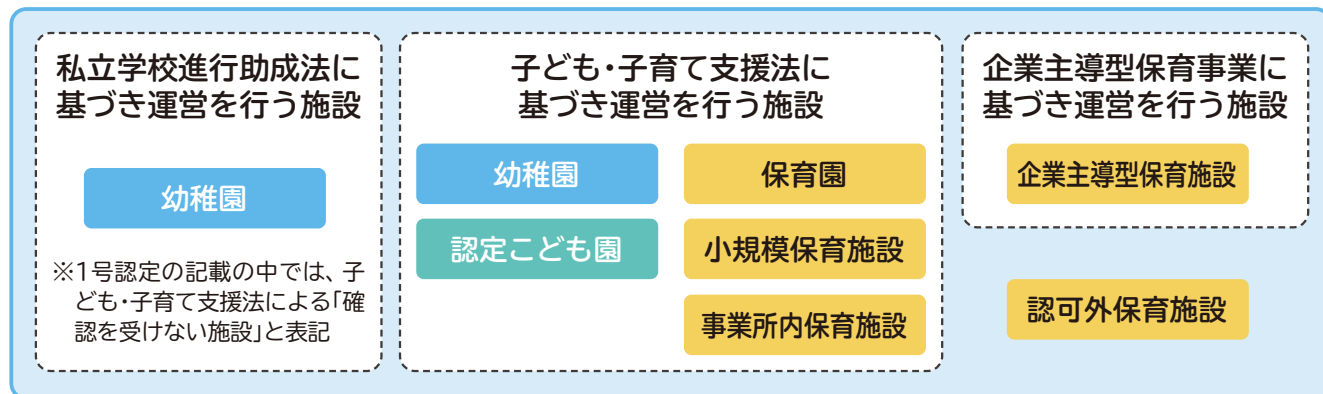
	令和6年	令和11年	増減
総人口	34,066	34,397	331
うち0-5歳(未就学児)	1,815	1,649	-166
うち6-11歳(小学生)	2,170	2,124	-46

2 サービスの見込み量と確保の量※11

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、3圏域ごとの人口推計と子育て世代アンケートによるニーズ量等から令和11年度までの量の見込みを算出し、施設の定員や現在の利用者数等から各年度の確保の量を算出しました。なお、量の見込み及び確保の量は、一部の事業を除き、各年度末現在の数値を示しています。

2-1 教育・保育

本市における教育・保育施設の類型



幼稚園	3～5歳のこどもの教育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育園の両方のよさを併せ持ち、0～5歳のこどもの教育・保育を一体的に行う施設
保育園	保育を必要とする0～5歳のこどもを保育する施設
小規模保育施設	保育を必要とする0～2歳のこどもを保育する施設(利用定員は6人～19人)
事業所内保育施設	従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを保育する施設
企業主導型保育施設	企業が単独又は共同で設置し、従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを保育する施設
認可外保育施設	都道府県知事の認可を受けていないが、保育園と同様の業務を目的とする施設

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性※12を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています(子ども・子育て支援法第19条等)。

認定の種類	対象年齢	保育の必要性	利用する施設
1号 教育を希望	3歳以上	必要なし	認定こども園(幼稚園部)、幼稚園
2号 保育を希望		必要あり	認定こども園(保育園部)、保育園
3号 保育を希望	0～2歳		認定こども園(保育園部)、保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設

※11 計画策定時点で見込まれる供給可能量。

※12 保護者及び同居の親族などが、就労、妊娠、出産、疾病などにより、自宅でこどもを保育できないと認められる場合を、「保育の必要性がある」という。

(1) 1号認定

市内には、現在、特定教育・保育施設※13は幼稚園2園、認定こども園(幼稚園部)17園の19園、確認※14を受けない施設は幼稚園1園の全20園があります。

共働き世帯の増加等により保育の必要性があるこどもが増加していますが、幼稚園の預かり保育を合わせた利用も、その一部を担っています。

1号認定施設の見込み量は、ほぼ横ばいで推移すると思われます。市内全域においておおむね需要を満たしており、定員は確保できている状態です。

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,033	1,033	1,034	1,016	1,014	996
②確保の量	1,087	1,039	1,047	1,047	1,056	1,056
特定教育・保育施設	772	724	732	732	741	741
確認を受けない幼稚園	315	315	315	315	315	315
過不足(②-①)	54	6	13	31	42	60

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	247	247	247	243	243	238
②確保の量	226	226	237	237	237	237
特定教育・保育施設	226	226	237	237	237	237
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-21	-21	-10	-6	-6	-1

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	257	257	257	253	252	248
②確保の量	305	251	248	248	248	248
特定教育・保育施設	305	251	248	248	248	248
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	48	-6	-9	-5	-4	0

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	529	529	530	520	519	510
②確保の量	556	562	562	562	571	571
特定教育・保育施設	241	247	247	247	256	256
確認を受けない幼稚園	315	315	315	315	315	315
過不足(②-①)	27	33	32	42	52	61

※13 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

※14 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすること。

(2) 2号認定・3号認定

市内には、現在、認定こども園(保育園部)17園、保育園20園、小規模保育14園、認可外保育施設1園、事業所内保育3園、企業主導型保育6園の全61園があります。

これまで、市及び各施設においては、高い保育ニーズに対応するため、保育士確保策として、保育士養成学校に通う生徒への合同説明会や施設の見学バスツアー、就職祝金等の支給及び保育士負担軽減を図る取組等を実施してきましたが、保護者の働き方の多様化等に伴う保育ニーズの更なる増加により、受け皿が不足する状況があります。

確保の量としては、引き続き高い見込み量で推移することを踏まえ、施設の定員の100%を超えてこどもを受け入れる弾力運用を2号認定はおおむね106%、3号認定はおおむね113%行い、受け皿の確保を図ります。

不足分については、既存施設の定員増を行い、それでもなお確保ができない場合は、施設の新規開設により受け皿を確保します。

① 2号認定

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,993	2,039	2,040	2,000	1,986	1,953
②確保の量	1,944	1,948	1,929	1,938	1,938	1,938
特定教育・保育施設	1,893	1,897	1,878	1,887	1,887	1,887
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	51	51	51	51	51	51
過不足(②-①)	-49	-91	-111	-62	-48	-15

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	618	632	632	654	690	693
②確保の量	602	605	605	614	614	614
特定教育・保育施設	583	586	586	595	595	595
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	19	19	19	19	19	19
過不足(②-①)	-16	-27	-27	-40	-76	-79

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	671	687	667	651	602	605
②確保の量	676	671	668	668	668	668
特定教育・保育施設	676	671	668	668	668	668
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	5	-16	1	17	66	63

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	704	720	741	695	694	655
②確保の量	666	672	656	656	656	656
特定教育・保育施設	634	640	624	624	624	624
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	32	32	32	32	32	32
過不足(②-①)	-38	-48	-85	-39	-38	1

② 3号認定

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,928	1,980	1,955	1,976	1,974	1,975
②確保の量	1,773	1,795	1,792	1,792	1,792	1,792
特定教育・保育施設	1,707	1,729	1,726	1,726	1,726	1,726
認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
企業主導型(地域枠)	51	51	51	51	51	51
過不足(②-①)	-155	-185	-163	-184	-182	-183

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	627	644	644	635	614	616
②確保の量	553	565	568	568	568	568
特定教育・保育施設	536	548	551	551	551	551
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	17	17	17	17	17	17
過不足(②-①)	-74	-79	-76	-67	-46	-48

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	642	659	664	688	707	708
②確保の量	584	587	585	585	585	585
特定教育・保育施設	584	587	585	585	585	585
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-58	-72	-79	-103	-122	-123

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	659	677	647	653	653	651
②確保の量	636	643	639	639	639	639
特定教育・保育施設	587	594	590	590	590	590
認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
企業主導型(地域枠)	34	34	34	34	34	34
過不足(②－①)	-23	-34	-8	-14	-14	-12

0 歳

市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	535	550	543	548	547	549
②確保の量	491	498	497	497	497	497
特定教育・保育施設	473	480	479	479	479	479
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
企業主導型(地域枠)	14	14	14	14	14	14
過不足(②-①)	-44	-52	-46	-51	-50	-52

北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	174	179	179	176	170	171
②確保の量	153	157	158	158	158	158
特定教育・保育施設	148	152	153	153	153	153
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	5	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	-21	-22	-21	-18	-12	-13

中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	178	183	184	191	196	197
②確保の量	162	163	162	162	162	162
特定教育・保育施設	162	163	162	162	162	162
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-16	-20	-22	-29	-34	-35

南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	183	188	180	181	181	181
②確保の量	176	178	177	177	177	177
特定教育・保育施設	163	165	164	164	164	164
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
企業主導型(地域枠)	9	9	9	9	9	9
過不足(②-①)	-7	-10	-3	-4	-4	-4

1 歳

市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	676	694	686	692	692	692
②確保の量	622	629	628	628	628	628
特定教育・保育施設	599	606	605	605	605	605
認可外 保育施設	5	5	5	5	5	5
企業主導型(地域枠)	18	18	18	18	18	18
過不足(②-①)	-54	-65	-58	-64	-64	-64

北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	220	226	226	222	215	216
②確保の量	194	198	199	199	199	199
特定教育・保育施設	188	192	193	193	193	193
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	6	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	-26	-28	-27	-23	-16	-17

中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	225	231	233	241	248	248
②確保の量	205	206	205	205	205	205
特定教育・保育施設	205	206	205	205	205	205
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-20	-25	-28	-36	-43	-43

南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	231	237	227	229	229	228
②確保の量	223	225	224	224	224	224
特定教育・保育施設	206	208	207	207	207	207
認可外 保育施設	5	5	5	5	5	5
企業主導型(地域枠)	12	12	12	12	12	12
過不足(②-①)	-8	-12	-3	-5	-5	-4

2 歳

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	717	736	726	736	735	734
②確保の量	660	668	667	667	667	667
特定教育・保育施設	635	643	642	642	642	642
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
企業主導型(地域枠)	19	19	19	19	19	19
過不足(②-①)	-57	-68	-59	-69	-68	-67

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	233	239	239	237	229	229
②確保の量	206	210	211	211	211	211
特定教育・保育施設	200	204	205	205	205	205
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	6	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	-27	-29	-28	-26	-18	-18

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	239	245	247	256	263	263
②確保の量	217	218	218	218	218	218
特定教育・保育施設	217	218	218	218	218	218
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-22	-27	-29	-38	-45	-45

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	245	252	240	243	243	242
②確保の量	237	240	238	238	238	238
特定教育・保育施設	218	221	219	219	219	219
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
企業主導型(地域枠)	13	13	13	13	13	13
過不足(②-①)	-8	-12	-2	-5	-5	-4

2-2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

保護者からの相談に応じ、教育・保育施設を円滑に利用できるよう、必要な情報の提供、相談、利用支援を行う事業です。

保育コンシェルジュ2名を配置し、必要な事務に対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

主に在宅の子育て家庭の親子の交流等を促進し、子育てのストレス軽減や育児不安の解消を図ることを目的に、地域において子育てに関する相談、情報提供等を行う事業です。

こども未来館を含む市内の11施設で見込み量に対する受け皿を確保します。

(人) ※0～2歳児の1月当たりの延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,057	2,057	2,029	2,048	2,041	2,043
実施箇所数(か所)	11	11	11	11	11	11

(3) 妊婦健康診査

妊娠中の母体の健康管理と胎児の健やかな発育を促すため、母子健康手帳及び14回分の妊婦健康診査受診票を発行し、妊娠月週数に応じた検査を受けることができる事業です。

市内3施設に加えて、市外の施設でも実施しています。

(人) ※対象者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	865	851	849	851	853	851

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行うため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

保健師、助産師、母子保健推進員等が各家庭を訪問します。

(人) ※対象者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	859	845	843	845	847	845

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業

保健師、助産師が、特に養育支援を必要とする家庭を訪問して、子育てに関する相談等を行い、保護者の養育能力を向上させる事業です。

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、支援が必要な家庭の把握を確実に行います。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	36	36	36	36	36	36

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワークやこども・家庭を取り巻く関係機関などが連携し、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートステイ)です。市内4施設、市外1施設に委託して必要な受け皿を確保していきます。

(日) ※延べ利用日数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	288	288	286	285	284	282
実施箇所数(か所)	5	5	5	5	5	5

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と当該援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

活動依頼のニーズに対応していくため、まかせて会員の確保を図ります。

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	68	225	350	500	500	500

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園等で一時的に預かる事業です。保育園の一時預かりは、週3日、月14日以内の利用が可能です。幼稚園の預かり保育は、幼稚園の教育時間以降の預かり保育です。

保育園の一時預かりは、保育士の確保を進め、受け皿の確保に努めます。幼稚園の預かり保育は、おおむね量の確保は可能と見込んでいます。

市全域

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	70,422	70,422	70,491	69,292	69,191	68,031
幼稚園の預かり保育	63,978	63,978	64,086	62,915	62,829	61,723
保育園の一時預かり	6,444	6,444	6,405	6,377	6,362	6,308
B 確保の量	94,010	94,010	94,010	94,010	94,010	94,010
幼稚園の預かり保育	85,204	85,204	85,204	85,204	85,204	85,204
保育園の一時預かり	8,806	8,806	8,806	8,806	8,806	8,806
過不足(B-A)	23,588	23,588	23,519	24,718	24,819	25,979
幼稚園の預かり保育	21,226	21,226	21,118	22,289	22,375	23,481
保育園の一時預かり	2,362	2,362	2,401	2,429	2,444	2,498

北地区

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	26,450	26,450	26,432	27,397	28,946	29,091
幼稚園の預かり保育	24,030	24,030	24,030	24,876	26,285	26,394
保育園の一時預かり	2,420	2,420	2,402	2,521	2,661	2,697
B 確保の量	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988
幼稚園の預かり保育	26,656	26,656	26,656	26,656	26,656	26,656
保育園の一時預かり	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332
過不足(B-A)	3,538	3,538	3,556	2,591	1,042	897
幼稚園の預かり保育	2,626	2,626	2,626	1,780	371	262
保育園の一時預かり	912	912	930	811	671	635

■ 中地区

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	21,341	21,341	20,682	20,063	18,462	18,383
幼稚園の預かり保育	19,388	19,388	18,803	18,217	16,764	16,678
保育園の一時預かり	1,953	1,953	1,879	1,846	1,698	1,705
B 確保の量	17,612	17,612	17,612	17,612	17,612	17,612
幼稚園の預かり保育	16,898	16,898	16,898	16,898	16,898	16,898
保育園の一時預かり	714	714	714	714	714	714
過不足(B-A)	-3,729	-3,729	-3,070	-2,451	-850	-771
幼稚園の預かり保育	-2,490	-2,490	-1,905	-1,319	134	220
保育園の一時預かり	-1,239	-1,239	-1,165	-1,132	-984	-991

■ 南地区

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	22,631	22,631	23,377	21,832	21,781	20,557
幼稚園の預かり保育	20,560	20,560	21,253	19,822	19,778	18,651
保育園の一時預かり	2,071	2,071	2,124	2,010	2,003	1,906
B 確保の量	46,410	46,410	46,410	46,410	46,410	46,410
幼稚園の預かり保育	41,650	41,650	41,650	41,650	41,650	41,650
保育園の一時預かり	4,760	4,760	4,760	4,760	4,760	4,760
過不足(B-A)	23,779	23,779	23,033	24,578	24,629	25,853
幼稚園の預かり保育	21,090	21,090	20,397	21,828	21,872	22,999
保育園の一時預かり	2,689	2,689	2,636	2,750	2,757	2,854

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもに関し、保育園や認定こども園が通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。市内44園の保育園、認定こども園(保育園部)等で事業を行っています(うち市立2園)。

見込み量は、ほぼ横ばいで各地区においても需要を満たしており、確保できています。

■ 市全域

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	1,710	1,710	1,701	1,692	1,688	1,673
B 確保の量	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046
過不足(B-A)	336	336	345	354	358	373

■ 北地区

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	654	654	659	665	674	677
B 確保の量	813	813	813	813	813	813
過不足(B-A)	159	159	154	148	139	136

■ 中地区

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	514	514	505	507	494	493
B 確保の量	566	566	566	566	566	566
過不足(B-A)	52	52	61	59	72	73

■ 南地区

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	542	542	537	520	520	503
B 確保の量	667	667	667	667	667	667
過不足(B-A)	125	125	130	147	147	164

(10) 病児保育事業

病気に罹患した児童について、集団保育又は家庭における保育が困難な場合に市が委託する医療機関において一時的に保育を提供する事業です。市内3か所の小児科医院に付設した施設で事業を行っています。

この他、民間の事業として1施設で病児保育を実施しています。

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	963	1,038	1,032	1,027	1,024	1,015
実施箇所数(か所)	3	3	3	3	3	3
B 確保の量	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592
過不足(B-A)	1,629	1,554	1,560	1,565	1,568	1,577

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労・疾病その他の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

現状は、市内59施設で実施しており、運営の委託又は運営費補助及び市独自の家賃補助を行っています。

市全域において見込み量に対する受け皿を確保できていますが、引き続き高いニーズがあり、特定の地域(小学校区)によっては不足する状況があるため、施設の新規開設等を促進します。

■ 市全域

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	2,163	2,207	2,208	2,197	2,183	2,177
1年生	586	598	599	596	591	591
2年生	536	547	547	544	541	539
3年生	459	468	468	467	464	462
4年生	301	307	307	306	304	302
5年生	184	188	188	186	186	185
6年生	97	99	99	98	97	98
B 確保の量	2,298	2,338	2,378	2,418	2,458	2,498
過不足(B-A)	135	131	170	221	275	321

■ 北地区

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	828	856	856	852	847	844
1年生	231	232	232	231	229	229
2年生	210	212	212	211	210	209
3年生	181	182	182	181	180	179
4年生	106	119	119	119	118	117
5年生	71	73	73	72	72	72
6年生	29	38	38	38	38	38
B 確保の量	891	891	891	891	891	931
過不足(B-A)	63	35	35	39	44	87

■ 中地区

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	535	548	549	546	542	541
1年生	147	148	149	149	148	147
2年生	128	136	136	135	134	134
3年生	109	116	116	116	115	115
4年生	85	76	76	76	75	75
5年生	49	47	47	46	46	46
6年生	17	25	25	24	24	24
B 確保の量	571	611	611	651	691	691
過不足(B-A)	36	63	62	105	149	150

■ 南地区

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	800	803	803	799	794	792
1年生	208	218	218	216	214	215
2年生	198	199	199	198	197	196
3年生	169	170	170	170	169	168
4年生	110	112	112	111	111	110
5年生	64	68	68	68	68	67
6年生	51	36	36	36	35	36
B 確保の量	836	836	876	876	876	876
過不足(B-A)	36	33	73	77	82	84

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育を受ける児童の保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入品及び行事費の助成を行う事業です。支援が必要な対象者に確実に助成ができるよう、制度の周知に努めます。

(人) ※対象児童数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	98	98	98	98	98	98

(13) 認定こども園特別支援教育・保育事業

健康面や発達面において特別な支援が必要な1号認定のこどもを受入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

引き続き、特別な支援が必要なこどもを受け入れることができるよう、施設と連携し、進めていきます。

(人) ※対象児童数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	41	45	49	53	58	63

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

教育・保育施設、学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭の把握に努めます。

(日) ※延べ利用日数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	576	576	576	576	576

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

包括的な支援を行うための体制強化を図り、事業を進めていきます。

(回) ※延べ実施回数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	2,535	2,529	2,535	2,541	2,535
妊娠届け出数(人)	—	845	843	845	847	845
面談回数(回/人)	—	3	3	3	3	3

(16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園支援制度で、令和8年度から実施予定です。

市内の教育・保育施設や地域子育て支援拠点等において、必要なニーズに対応できるよう受け皿の確保に努めます。

(人) ※1日当たりの利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	—	—	32	32	32	32
B 確保の量	—	—	32	32	32	32
過不足(B-A)	—	—	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

関係機関と連携し、必要な支援を行います。

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	521	586	586	586	586	586

3 市立園、幼児教育・保育支援センター

(1) 第2期プランにおける市立園の今後の方針について

令和2年3月に策定した「第2期おおむら子ども・子育て支援プラン」において、市立園の今後の方針を次のとおりとしました。

①幼稚園(大村幼稚園、西大村幼稚園、福重幼稚園)

- 周辺の幼稚園・こども園における受入先の確保状況や園児数の推移等を踏まえながら、段階的に閉園の方向で進めていく。

②放虎原こども園

- 幼児教育アドバイザーとして専門職員(保育教諭等)を配置し、市全体の保育力・子育て力向上のための研究や企画立案など、教育研究機能を強化する。
- 配慮が必要なこどもへの適切な保育、保護者への対応など、市内保育施設への支援や連携等を担い、特別支援教育機能を強化する。

③三城保育所

- 高い保育ニーズの状況が続いているため、市全体で安定的な入所環境が整うまでの間は運営を継続する。

①については、周辺地域での受け皿の確保ができていることや施設の老朽化が進んでいることなどから、令和4年度末に、大村幼稚園、西大村幼稚園及び福重幼稚園を閉園しました。

②については、上記①の市立幼稚園閉園に合わせて、令和5年4月に、放虎原こども園内に、教育・保育施設への巡回訪問や研修・研究の提供等を通じて、教育・保育施設やそこに従事する保育者の支援を行う「幼児教育・保育支援センターいっぽ」を設置しました。幼児教育・保育支援センターは、業務拡充のため、令和6年4月にこどもセンター内に移転しています。

また、③については、三城保育所園舎の老朽化・耐震性確保のため、令和5年2月に移転し、定員を90人から50人へ段階的に削減しています。

(2) 教育・保育施設を取り巻く環境について

核家族化の進行や共働き世帯が増加を続けていることに伴い、保育のニーズは引き続き増加しています。

また、保護者の働き方の多様化や入園時期の低年齢化に加え、配慮を必要とするこどもが増加傾向にあります。

このような中、保育者に課せられる業務への負担感は大きく、市全体の保育者の資質及び専門性の向上とともに、教育・保育環境の改善・充実に積極的に取り組むことが必要です。

(3) 市立園、幼児教育・保育支援センター等の役割

① 市内施設の教育・保育力の向上

本市では、保育ニーズの増加に伴い、非常勤、短時間勤務の保育士、子育て支援員、保育補助員など、多様な職員で対応している現状があります。

幼児教育・保育支援センターが中心となって、今日的な課題や現場のニーズに応じた研修会の企画・実施、市立園と連携・協働した教育・保育現場の公開など、施設類型を問わず学びを共有する場を設け、市全体の職員の更なる資質及び教育・保育の質の向上を図ります。

② 特別な配慮が必要なこどもへの適切な支援

昨今の社会環境の変化に伴い、特別な配慮が必要なこどもが増加しており、一人ひとり、それぞれの異なる特性や背景を理解しながら、きめ細やかに対応していくことが求められています。

幼児教育・保育支援センターが巡回相談等の窓口となり、庁内関係部署や関係機関と連携・協働を図りながら、特別な配慮が必要なこどもを継続的に支援していきます。教育・保育施設を訪問する中で、よりよい支援方法などを保育者と共に検討し、市全体の専門的スキルの向上を図ります。

③ 幼保小連携・接続の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、こどもの発達や学びが連続していることに留意し、切れ目なくこどもの育ちや学びを丁寧につないでいくことが求められています。

教育・保育施設職員と小学校職員との合同研修会を開催し、互いの教育の相互理解を図ります。また、市立園が、幼保小連携・接続の推進拠点園となり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るモデルとなる取組を行い、市全体に広げていきます。

(4) 市立園、幼児教育・保育支援センターの今後の方針について

放虎原こども園

幼児教育・保育センターと連携・協働し、幼保小連携・接続モデル園として、関係機関等との合同研修会において教育・保育の現場を公開するなど、保育力の向上を図ります。

三城保育所

0～2歳児の保育の質の向上を推進するモデル園として、教育・保育施設職員に保育の現場を公開するなど、保育力の向上を図ります。

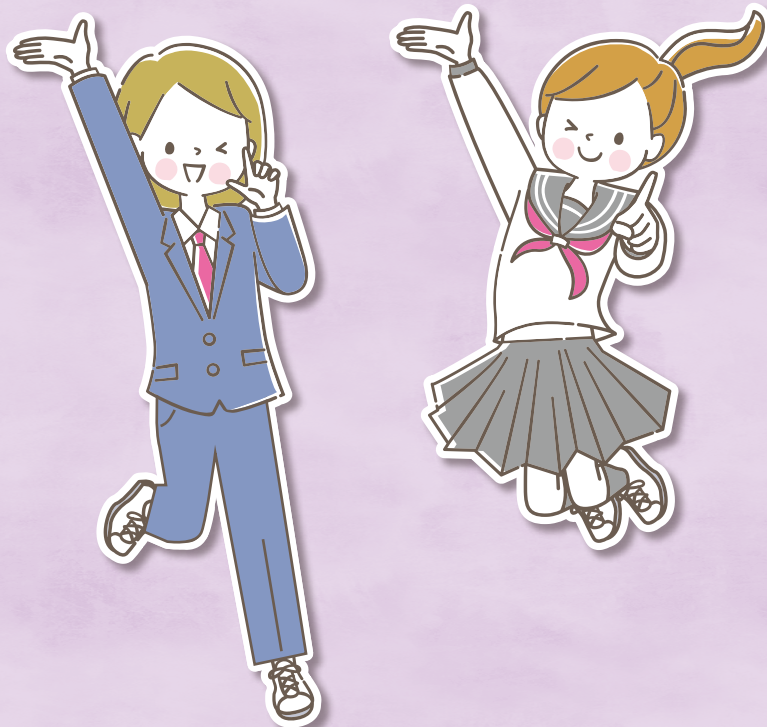
また、高い保育ニーズの状況が続いているため、市全体で安定的な入所環境が整うまでの間は運営を継続します。

幼児教育・保育支援センター

教育・保育施設の各種相談窓口となり、園を訪問するなどして現状を把握、庁内の関係部署や外部関係機関と連携しながら、専門的な支援の強化を図ります。

今日的な課題や現場のニーズに応じた研修会を企画・実施し、教育・保育施設の要請に応じて園内研修もコーディネートします。また、市立園と共同研究を行い、その成果を市全体に共有します。

第4章 《資料編



1 子育て世代アンケート結果(全体)

調査結果の見方

- 回答は、各質問の回答者数(計)を基数とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。
- 表・グラフにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合があります。
- 自由意見など一部抜粋して掲載している設問があります。

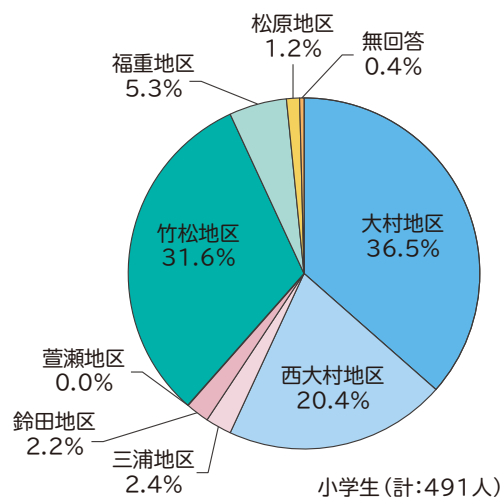
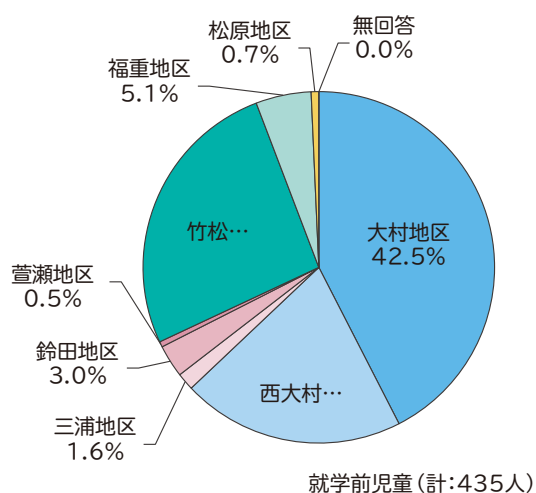
1-1 子育て世代アンケート調査結果

(1) 住まいの状況について

就学前児童 問1

小学生 問1

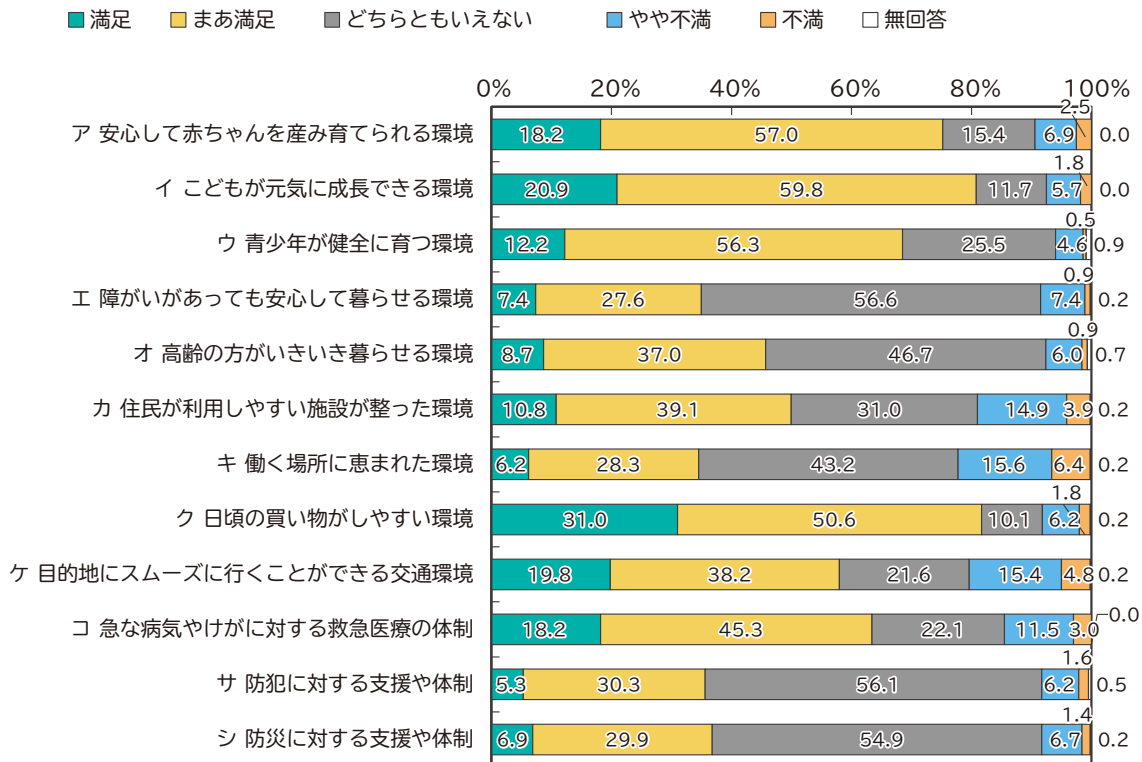
お住まいの地区として当てはまる番号1つに○をつけてください。



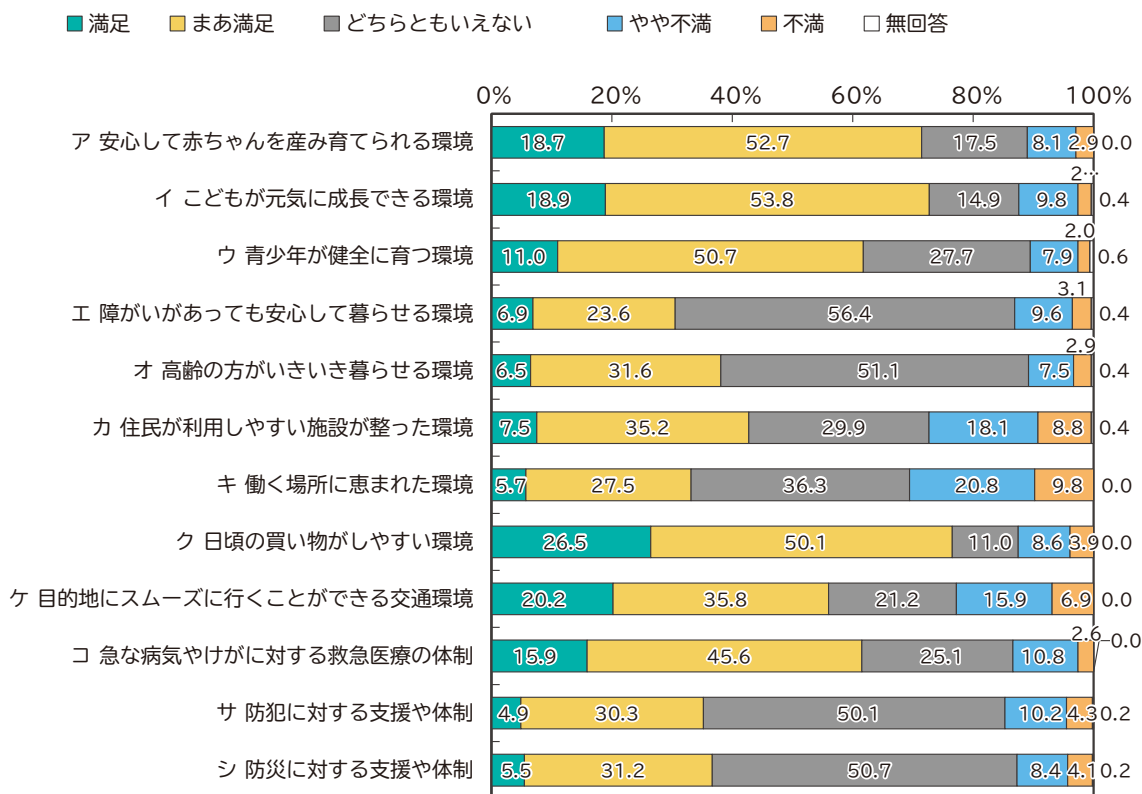
就学前児童 問2

小学生 問2

身の回りの環境について、どう感じていますか。それぞれの項目ごとに、当てはまる番号1つに○をつけてください。



就学前児童(計:435人)

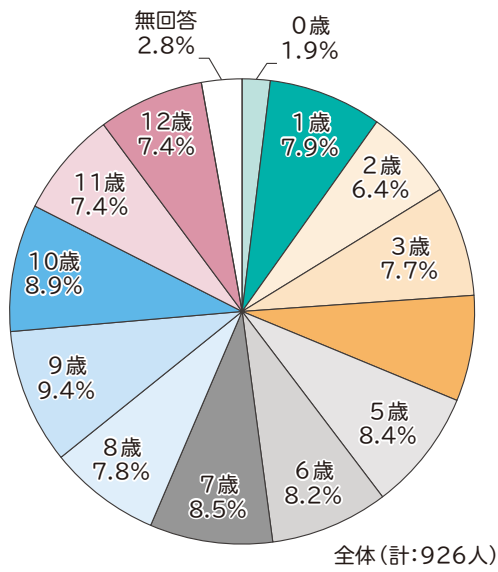


小学生(計:491人)

(2) 市外からの転入について

就学前児童 問3 小学生 問3

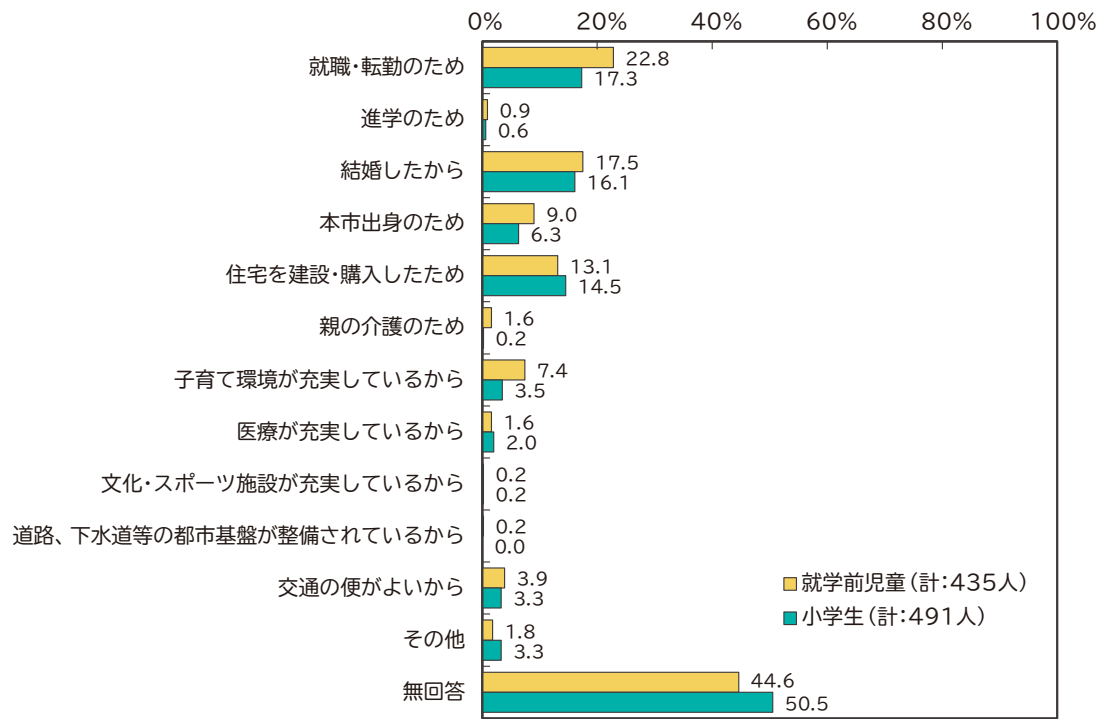
(大村市以外から転入された方)転入した理由をお伺いします。当てはまる番号全てに○をつけてください。



(3) 家族の状況について

就学前児童 問4 小学生 問4

あて名のお子さんの年齢をお伺いします。

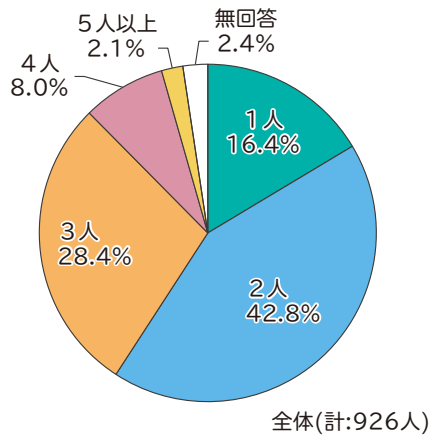


就学前児童 問5

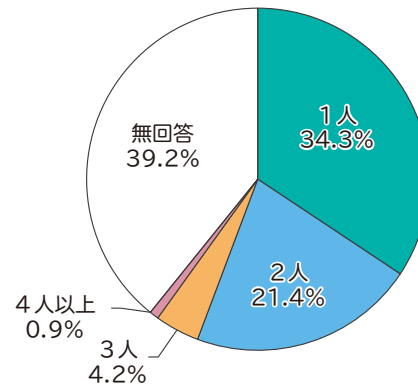
小学生 問5

あて名のお子さんを含め、お子さんは何人いますか。また、その内訳をご記入ください。

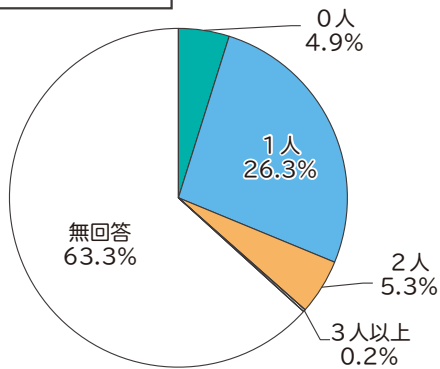
こどもの人数



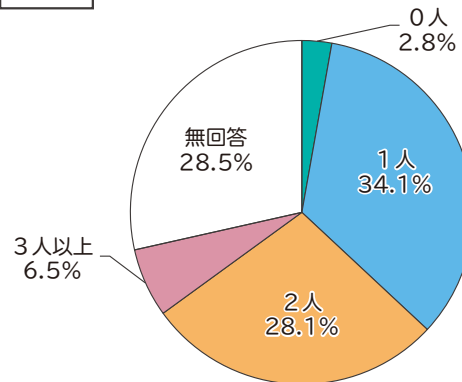
未就学児



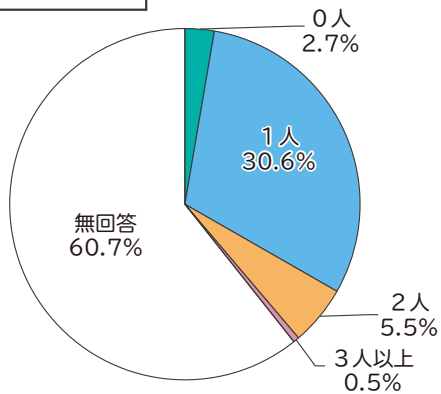
未就学児(うち、0～2歳児)



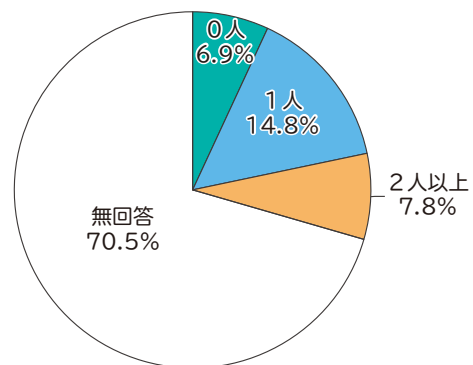
小学生



小学生(うち、1～3年生)



中学生から大学生

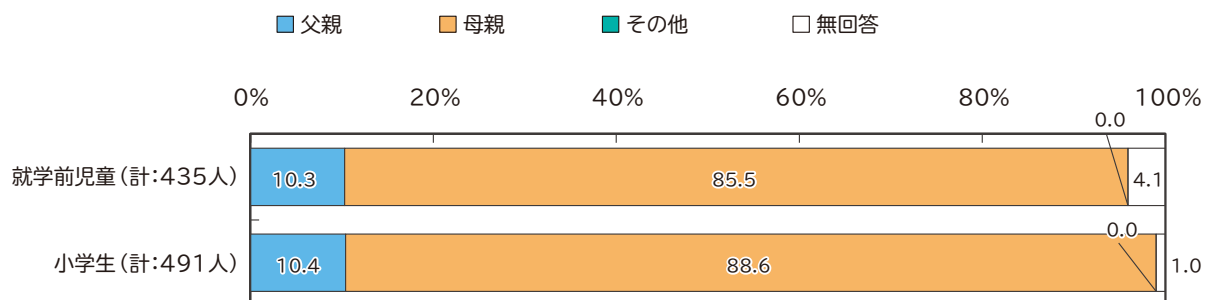


全体(計:926人)

就学前児童 問6

小学生 問6

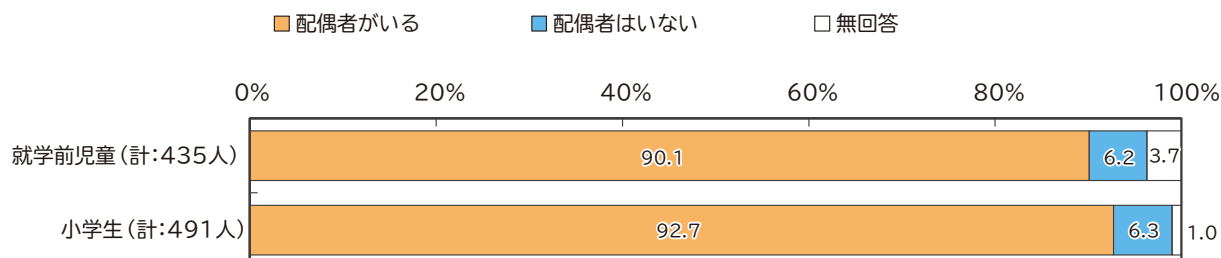
この調査票にご回答いただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。



就学前児童 問7

小学生 問7

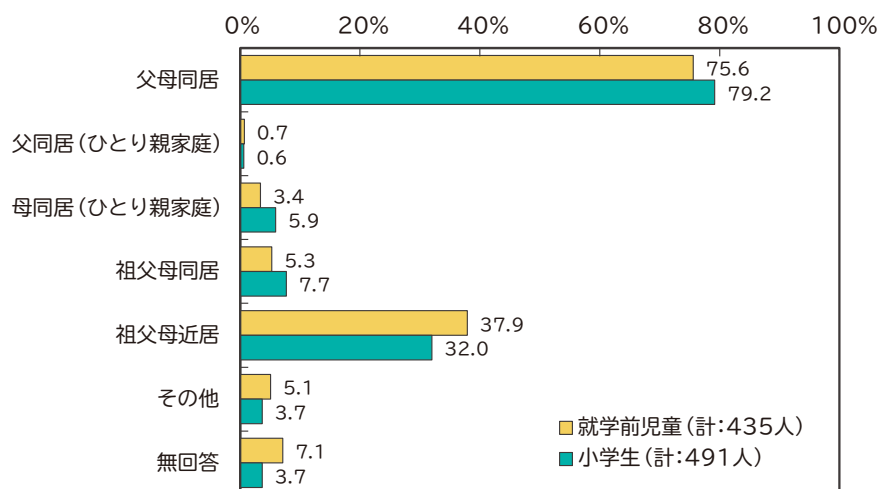
この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。



就学前児童 問8

小学生 問8

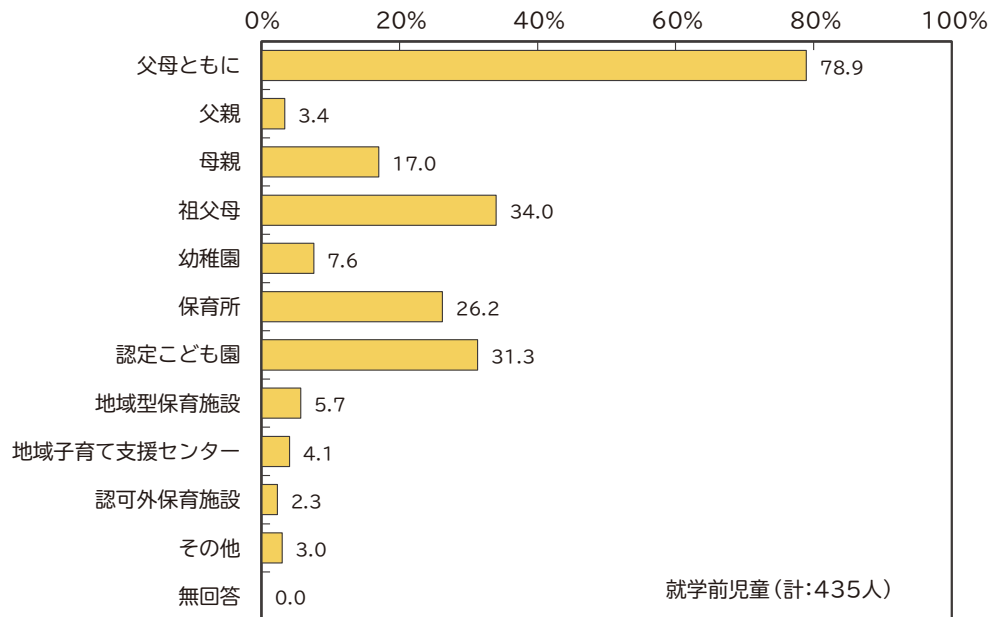
あて名のお子さんとの同居・近居(30分以内程度で行き来できる範囲)の状況についてお伺いします。続柄はあて名のお子さんからみた関係です。当てはまる番号全てに○をつけてください。



就学前児童 問9

小学生 問9

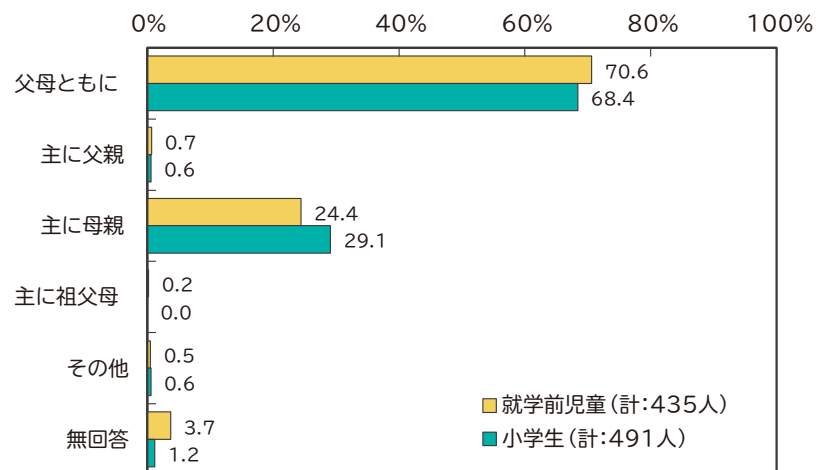
あて名のお子さんの子育てを行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。



(4) こどもの育ちをめぐる環境について

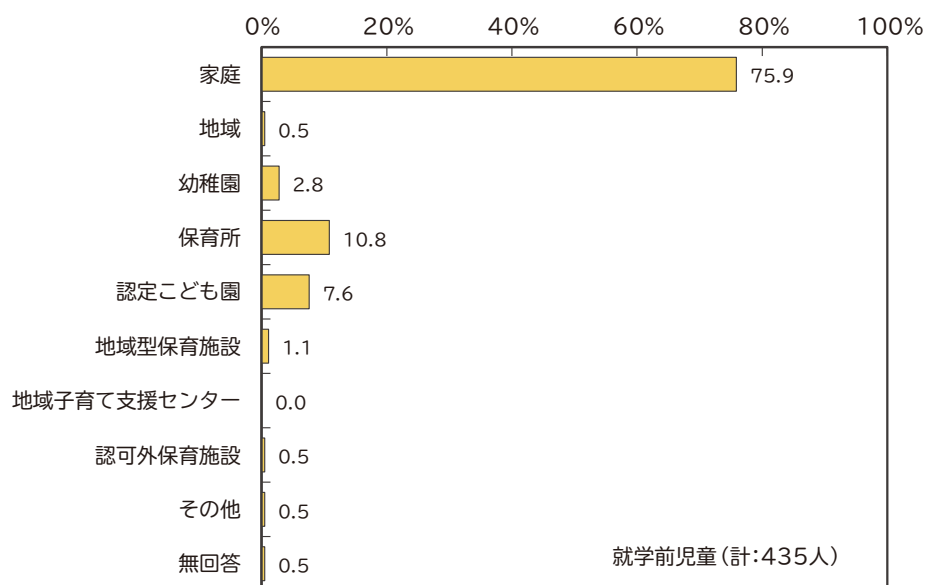
就学前児童 問10

あて名のお子さんの子育てに日常的に関わっている方(機関)は、どなた(どこ)ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号全てに○をつけてください。



就学前児童 問11

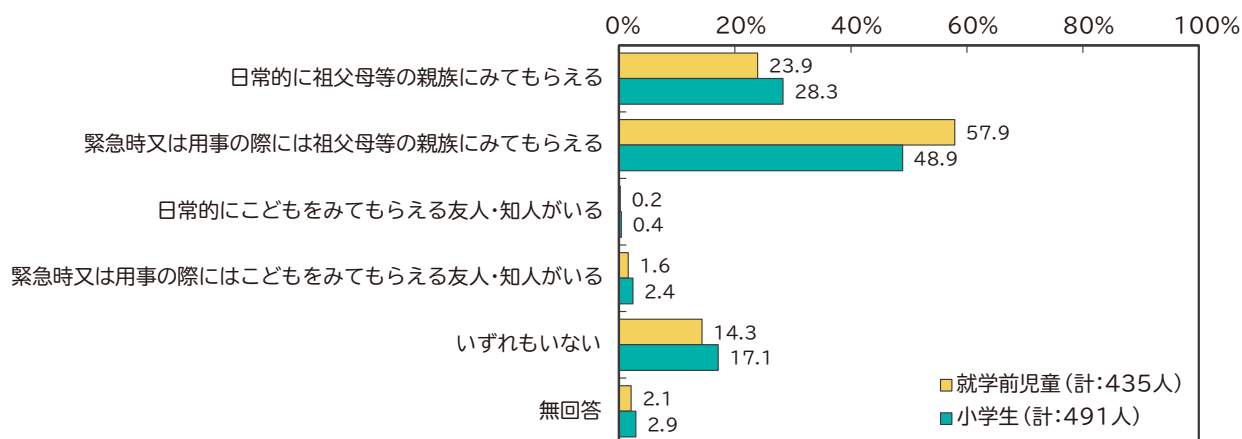
あて名のお子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境はどれですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



就学前児童 問12

小学生 問10

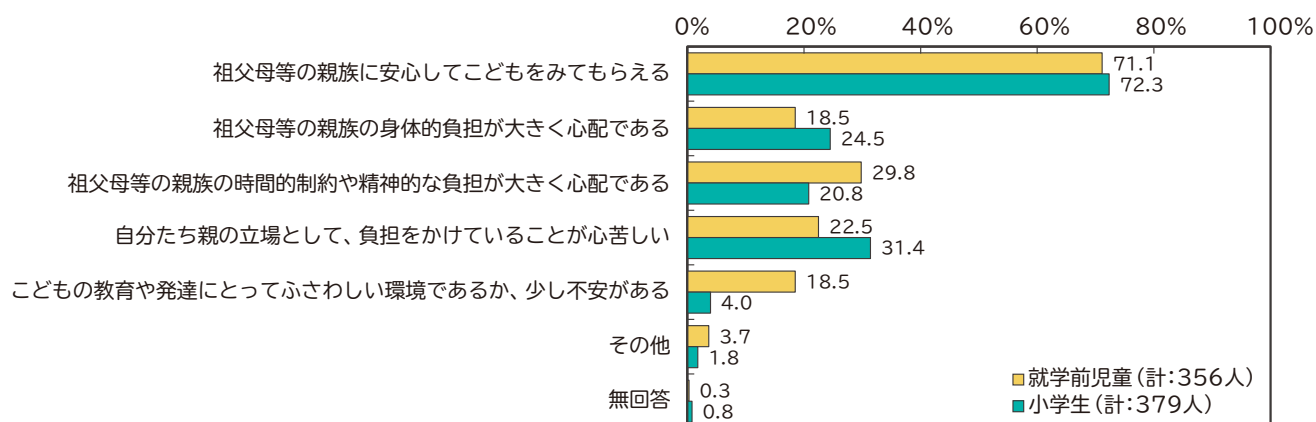
日頃、父母以外にあて名のお子さんをみてもらえる人はいますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



就学前児童 問12-1

小学生 問10-1

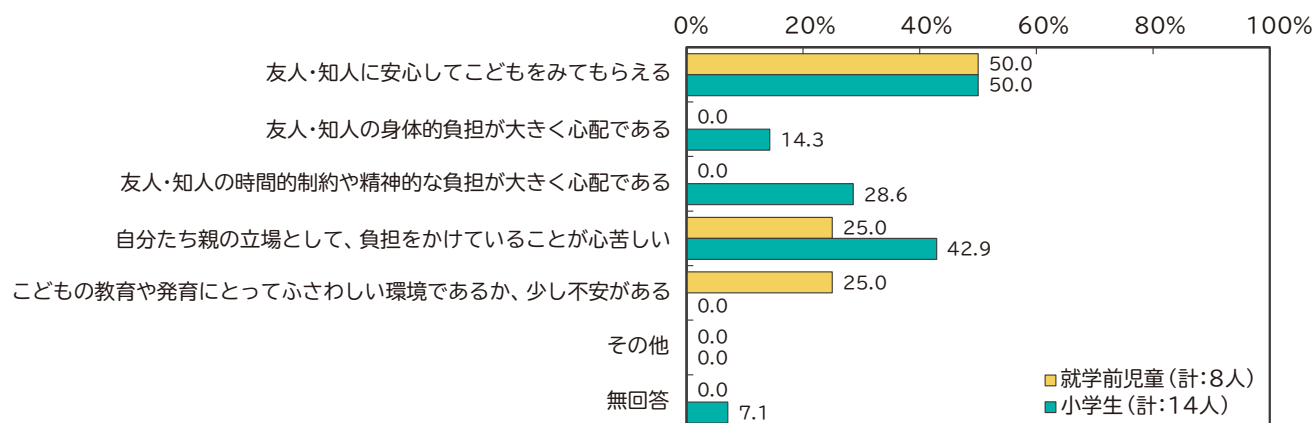
（日頃、父母以外にお子さんをみてもらえる人をたずねた間で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方にお伺いします。）祖父母等の親族にお子さんをみてもらうときの気持ちとして、当てはまる番号全てに○をつけてください。



就学前児童 問12-2

小学生 問10-2

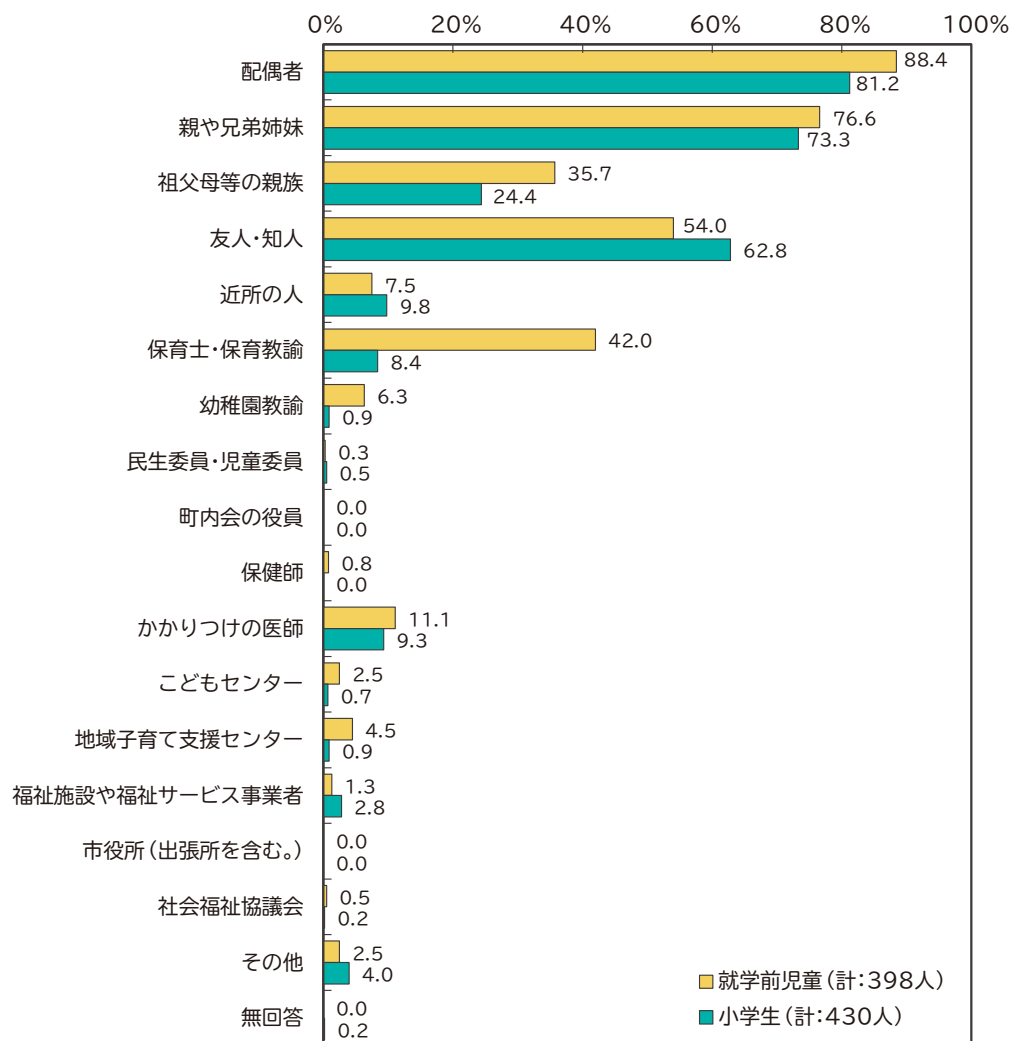
（日頃、父母以外にお子さんをみてもらえる人をたずねた間で「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」または「緊急時又は用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」に○をつけた方にお伺いします。）友人・知人にお子さんをみてもらうときの気持ちとして、当てはまる番号全てに○をつけてください。



就学前児童 問13

小学生 問11

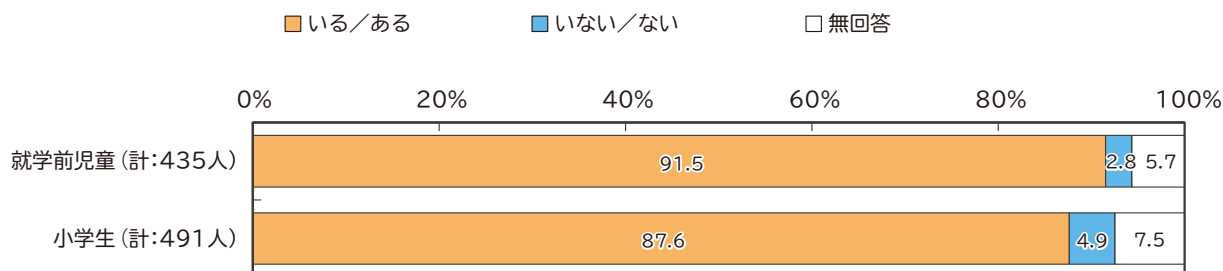
あて名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。
当てはまる番号1つに○をつけてください。



就学前児童 問13-1

小学生 問11-1

(子育てについて気軽に相談できる人が「いる／ある」と回答した方に伺います)あて名のお子さんの子育てに関して、誰に相談していますか。当てはまる番号全てに○をつけてください。



就学前児童 問13-2

小学生 問1

自由意見(子育てをする上で、必要な周囲からのサポートについて)

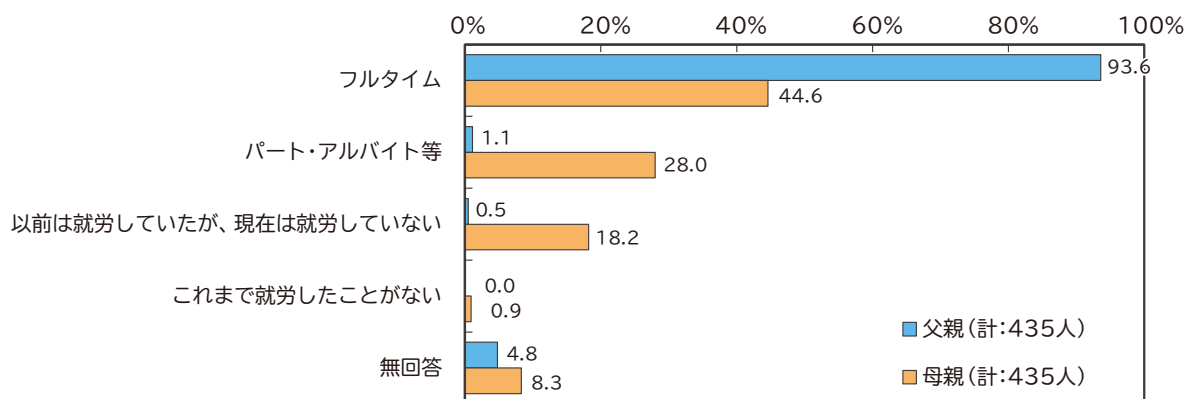
- 少しの時間でも気軽にこどもを預かってほしい。
- 自由に気軽に相談できる場所、SNSなどがあればよいと思う。
- 保育園等への送り迎えのサポートがほしい。
- 家事手伝いのサービスがあればいい。

(5) 保護者の就労状況について

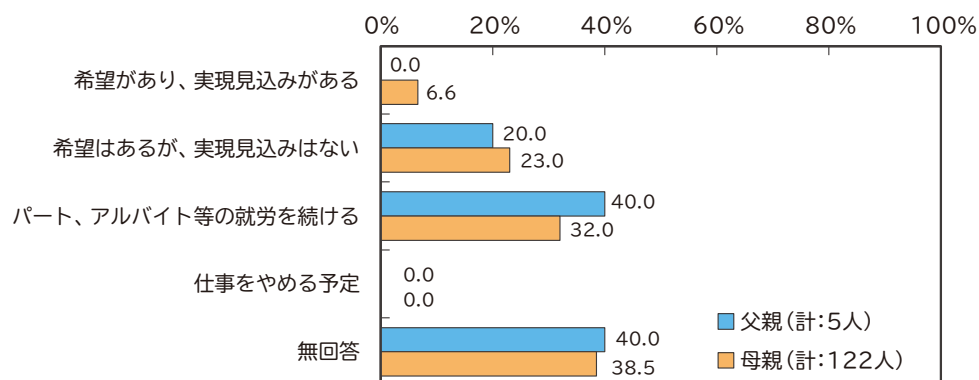
就学前児童 問14

あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む。)をお伺いします。

就労状況

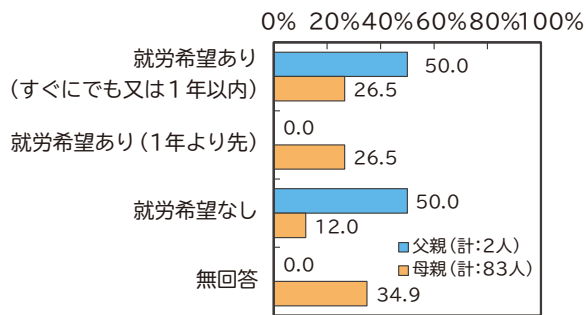


フルタイムへの転換希望(パート・アルバイト等の人)

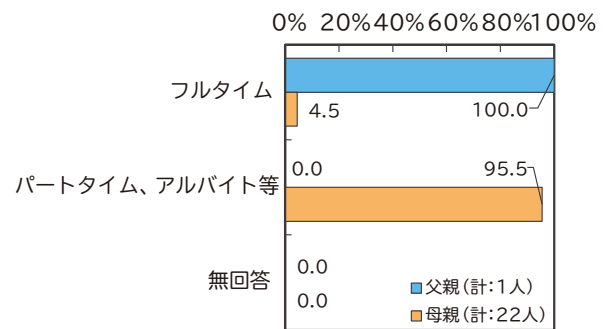


今後の就労希望（現在、就労していないまたは今まで就労したことがない人）

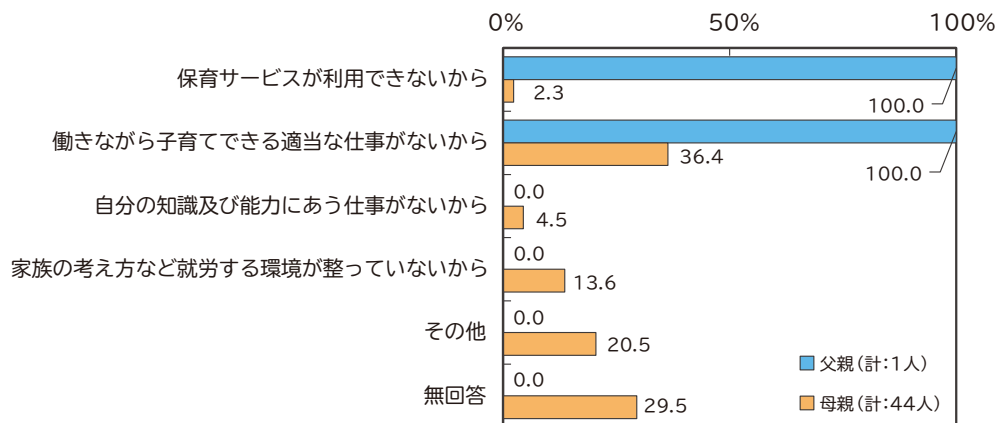
就労の希望と時期



1年以内に就労希望がある人の希望する就労形態

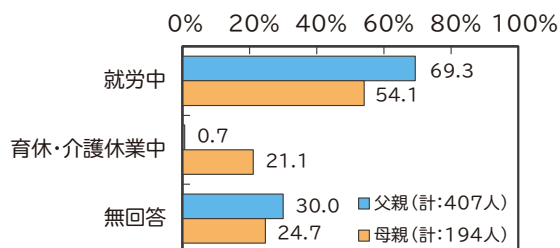


就労希望がある人の働いていない理由

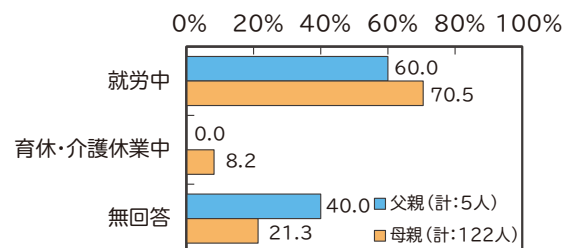


育児休業の取得状況

フルタイム

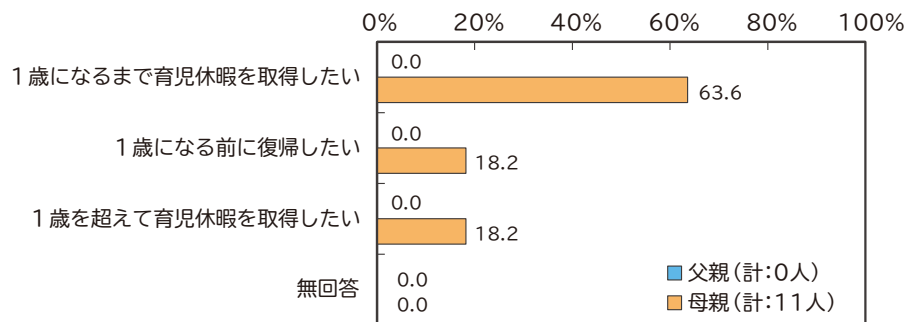


パート・アルバイト等

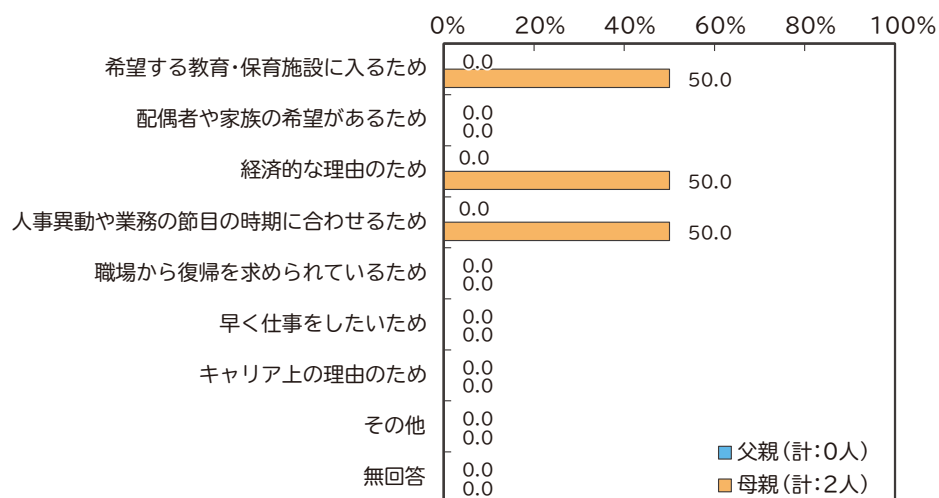


こどもが0歳かつ「育休中」と回答した方

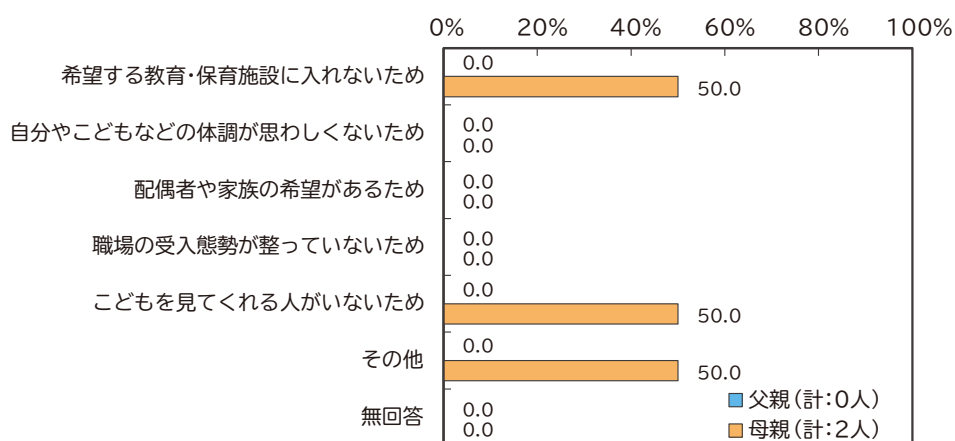
希望する育児休暇の取得期間



1歳になるまでに復帰したい理由



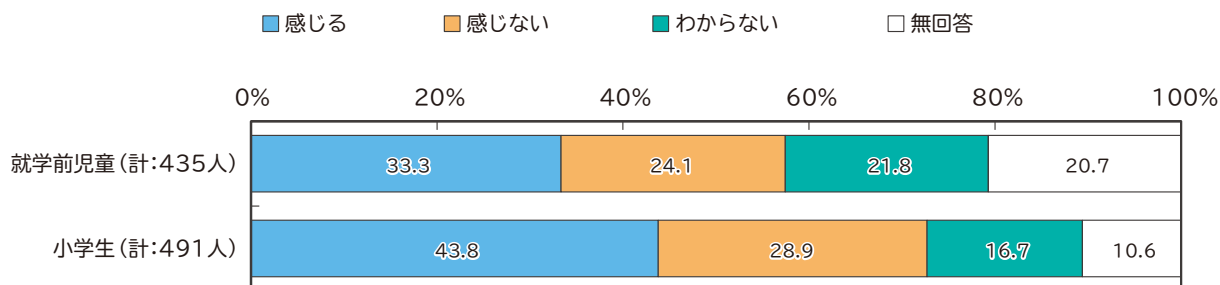
1歳を超えて育児休暇を取得したい理由



就学前児童 問15

小学生 問12

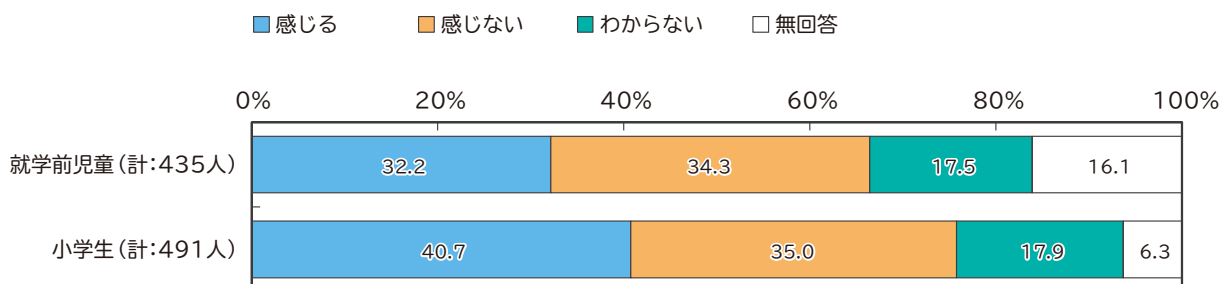
あなたは、仕事と生活の両立が図られていると感じますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



就学前児童 問16

小学生 問13

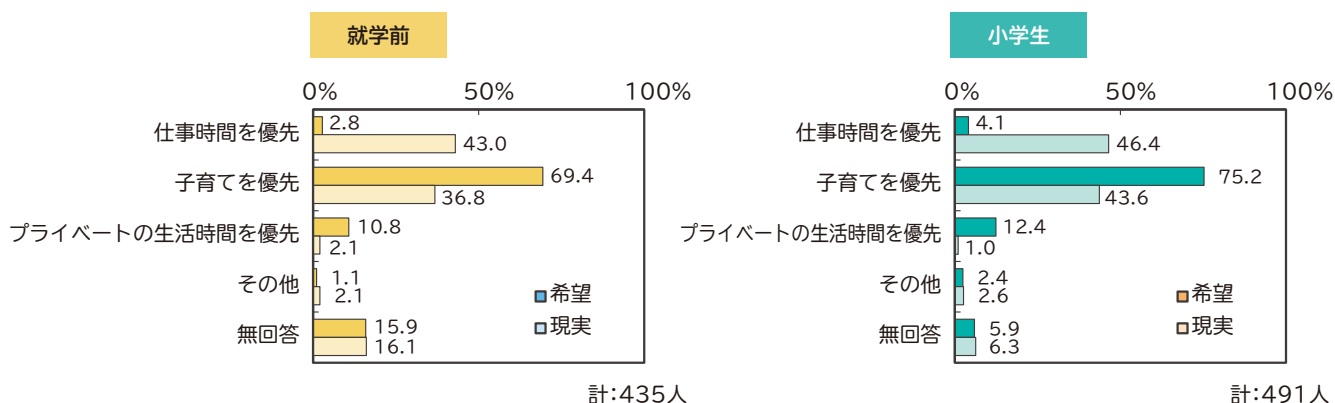
あなたは、こどもとの時間が十分取れていると感じますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



就学前児童 問17

小学生 問14

あなたの生活の中で「仕事時間」、「子育て」及び「プライベートの生活時間」の優先度についてお伺いします。
【希望】と【現実】それぞれについて、一番優先するものとして当てはまる番号1つに○をつけてください。

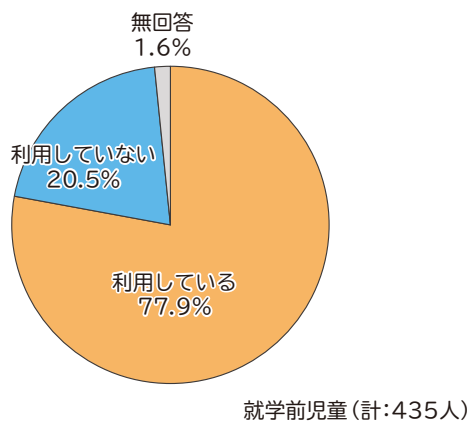


(6) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

あて名のお子さんは現在、定期的な教育・保育サービスを利用していますか。

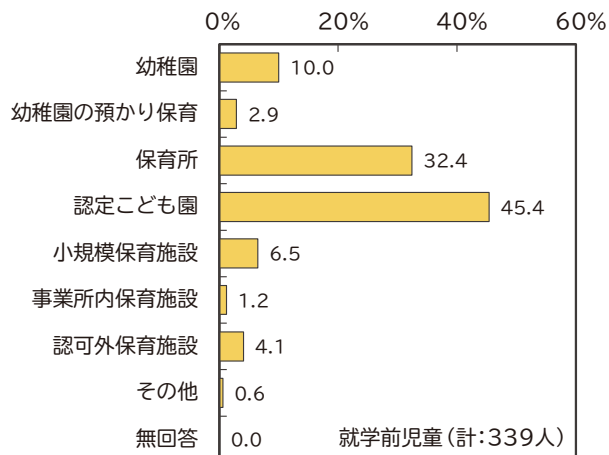
利用状況

就学前児童 問18



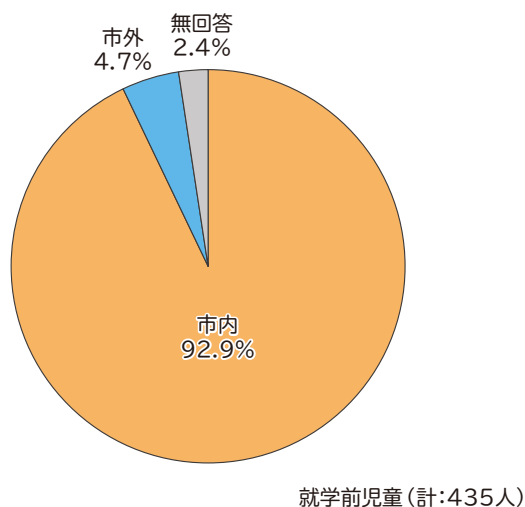
平日に利用しているサービス

就学前児童 問18-1



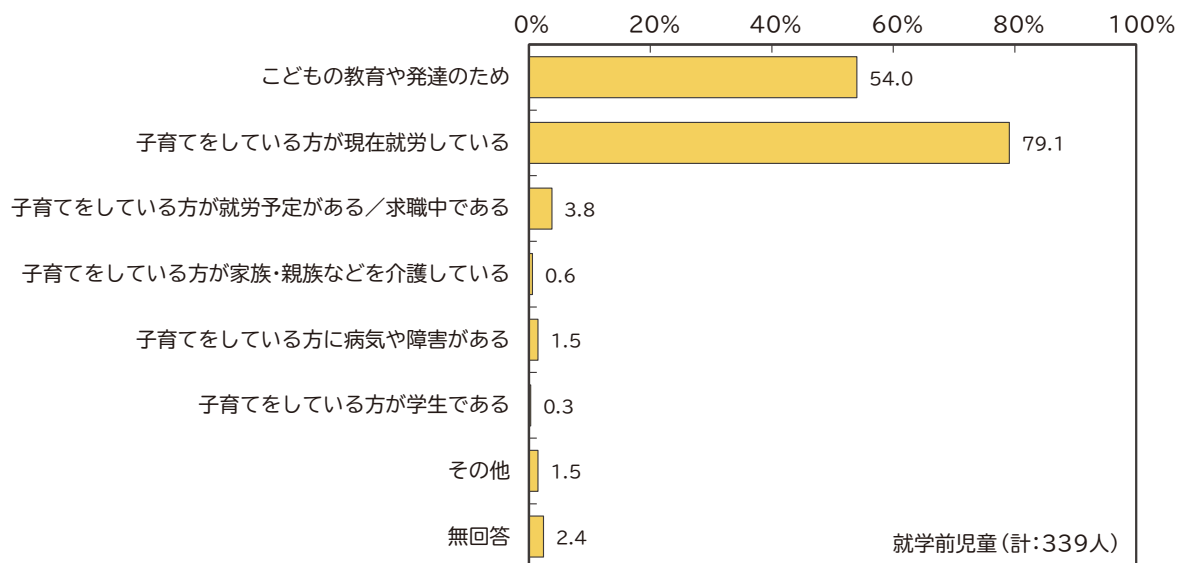
教育・保育サービスの実施場所

就学前児童 問18-3



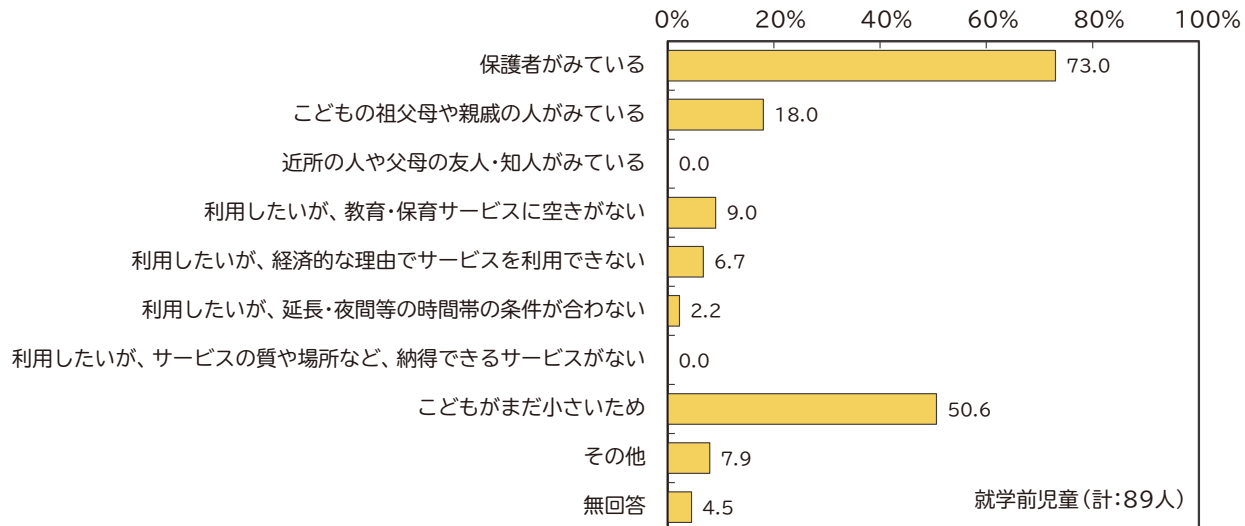
平日に定期的な教育・保育サービスを利用されている理由

就学前児童 問18-4



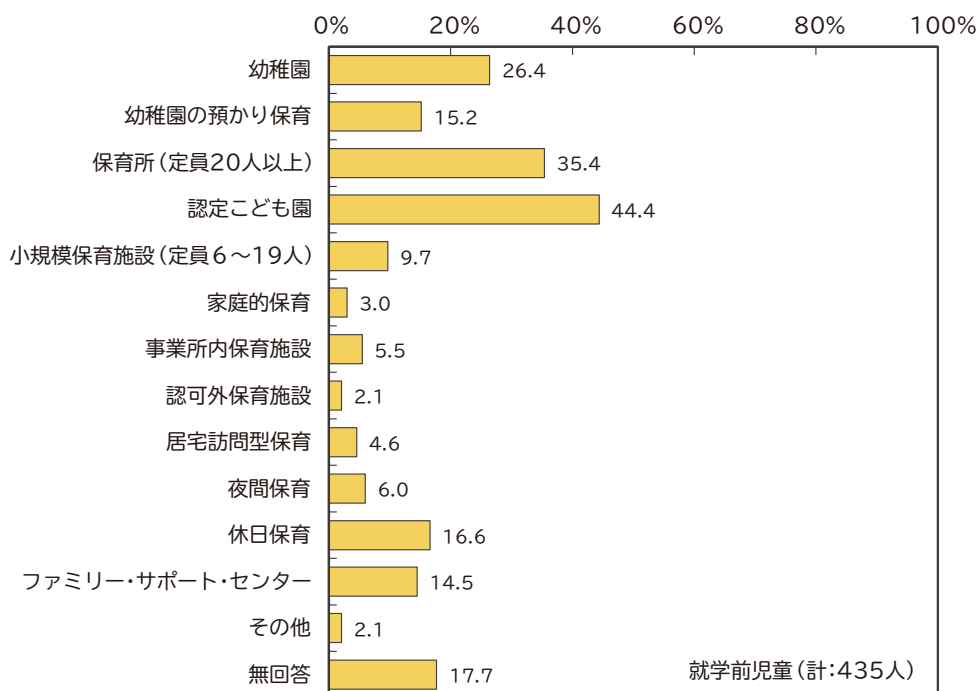
利用されていない理由

就学前児童 問18-5



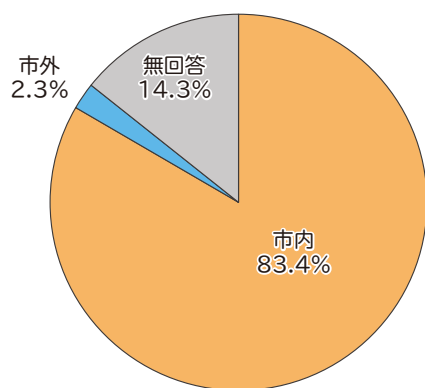
就学前児童 問19

現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的な平日の教育・保育サービスで利用したいサービスをお答えください。当てはまる番号全てに○をつけてください。



利用したい場所

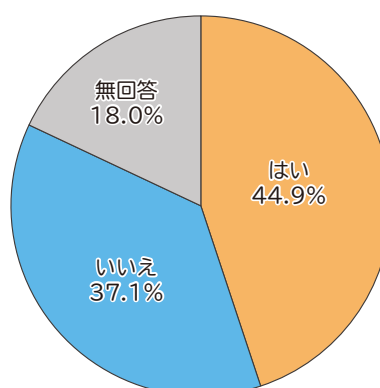
就学前児童 問19-1



就学前児童(計:435人)

幼稚園の利用をとくに強く希望する

就学前児童 問19-2

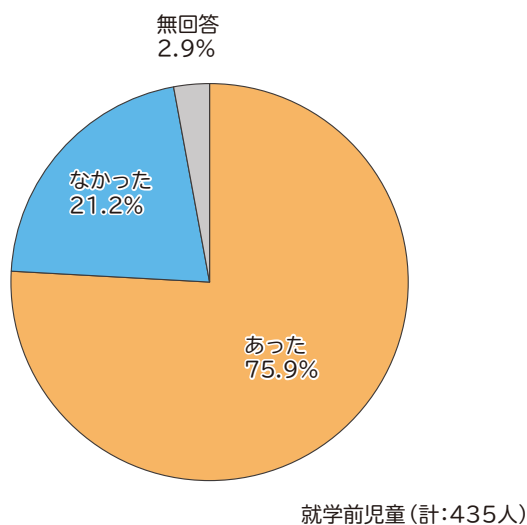


就学前児童(計:435人)

(7) 病気の際の対応について(平日の教育・保育を利用する方のみ)

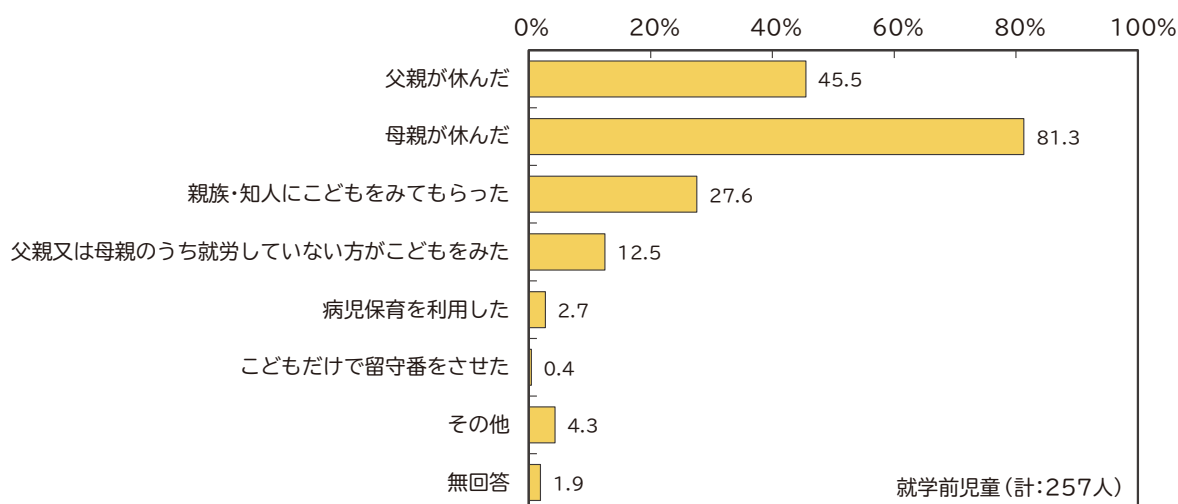
就学前児童 問20

(定期的な教育・保育サービスを「利用している」と回答した人)この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで定期的な教育・保育サービスが利用できなかったことはありますか。

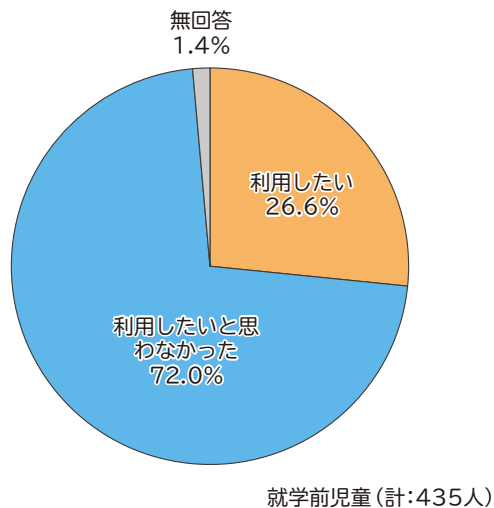


就学前児童 問20-1

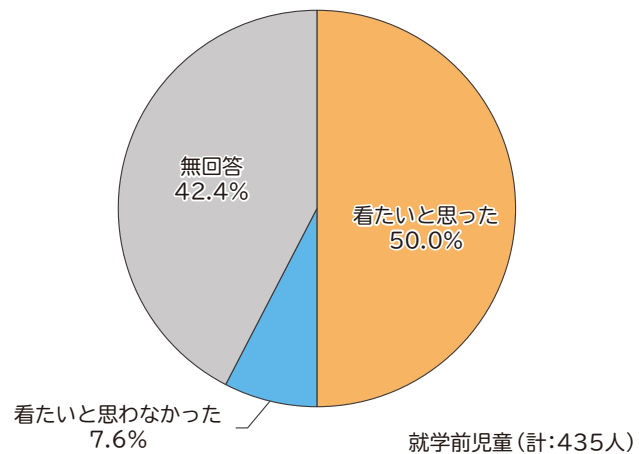
あて名のお子さんが病気やけがで定期的な教育・保育サービスが利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれですか。



病児保育の利用意向



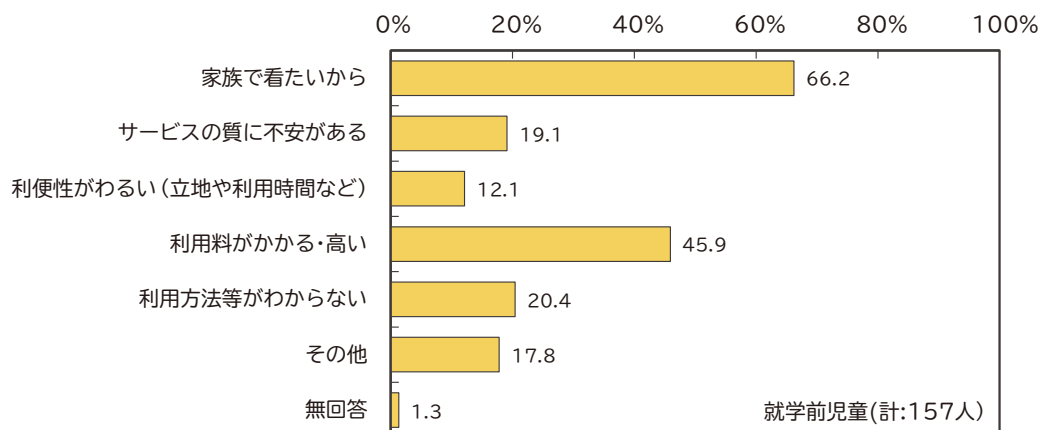
父母のいずれかが仕事を休んで看たい



就学前児童 問20-2

(病児保育について「利用したいと思わなかった」と回答した人)

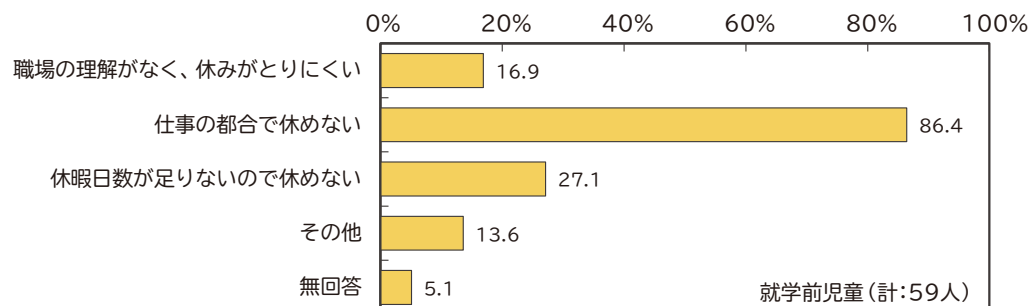
利用したいと思わない理由について当てはまる番号全てに○をつけてください。



就学前児童 問20-3

(父母のいずれかが仕事を休んで「看たいと思った」と回答した人)

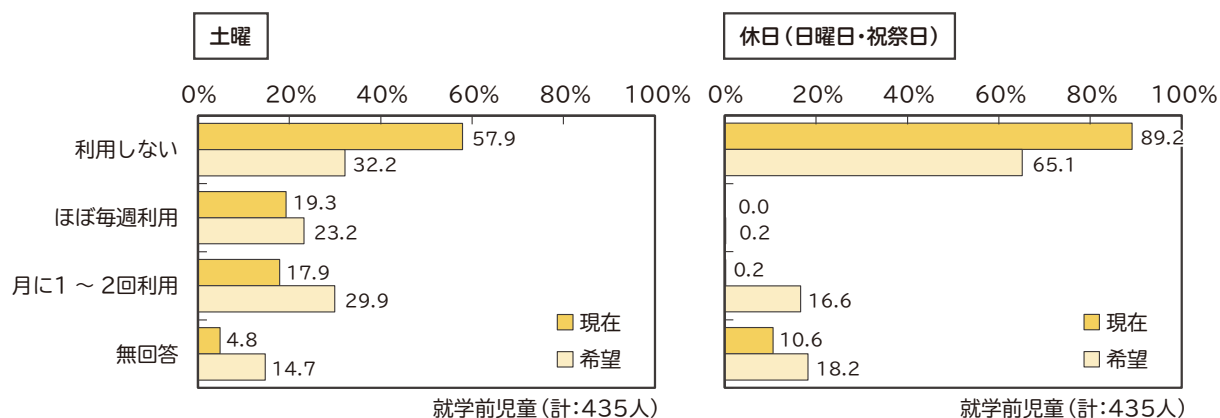
休んで看ることができなかった理由について、当てはまる番号全てに○をつけてください。



(8) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育サービスの利用について

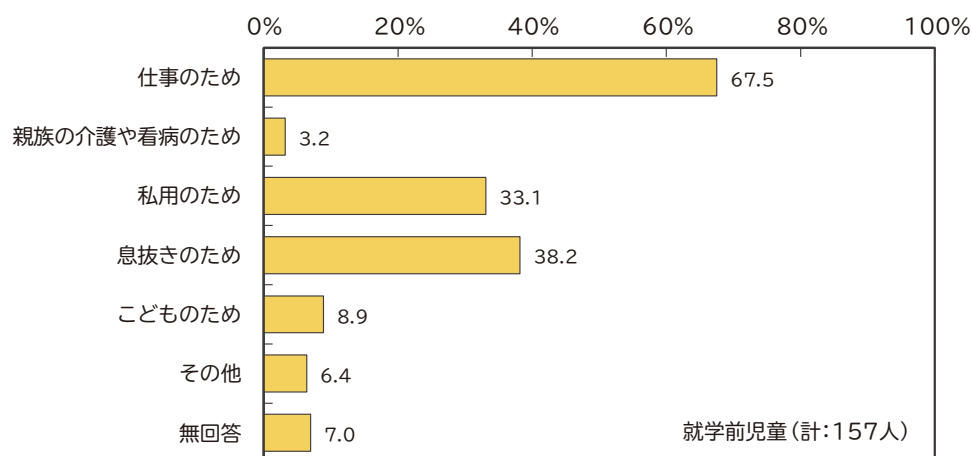
就学前児童 問21

あて名のお子さんは、土曜日、日曜日又は祝日に定期的な教育・保育サービスを利用していますか(一時的な利用は除きます。)。また、今後の利用希望はありますか。



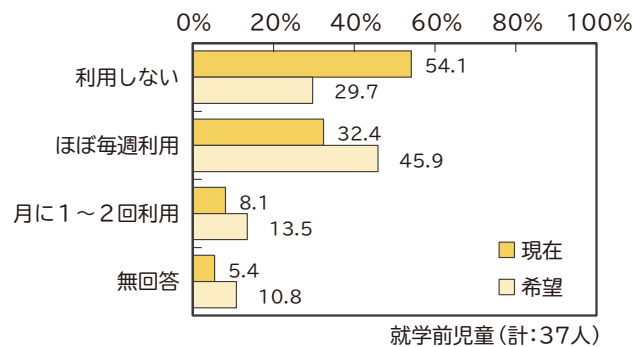
就学前児童 問21-1

(土曜・休日に「月に1～2回利用したい」と回答した人)毎週でなく、月に1～2回利用したい理由は何ですか。当てはまる番号全てに○をつけてください。



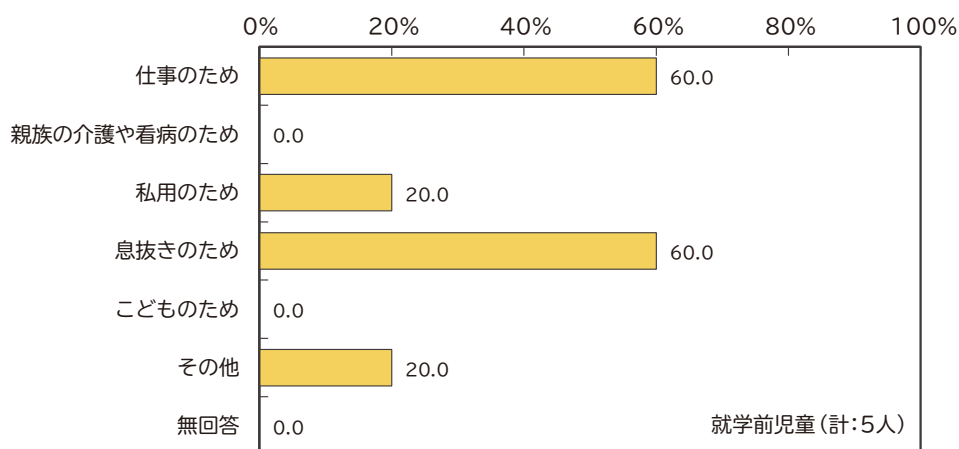
就学前児童 問22

（「幼稚園」を利用している人）あて名のお子さんは、夏休み、冬休みなどの長期の休暇期間中に定期的な教育・保育サービスを利用していますか。また、今後の利用希望はありますか。



就学前児童 問22-1

（長期の休暇期間中の幼稚園の利用について「月に1～2回利用したい」と回答した人）毎日でなく、週に数日利用したい理由は何ですか。当てはまる番号全てに○をつけてください。

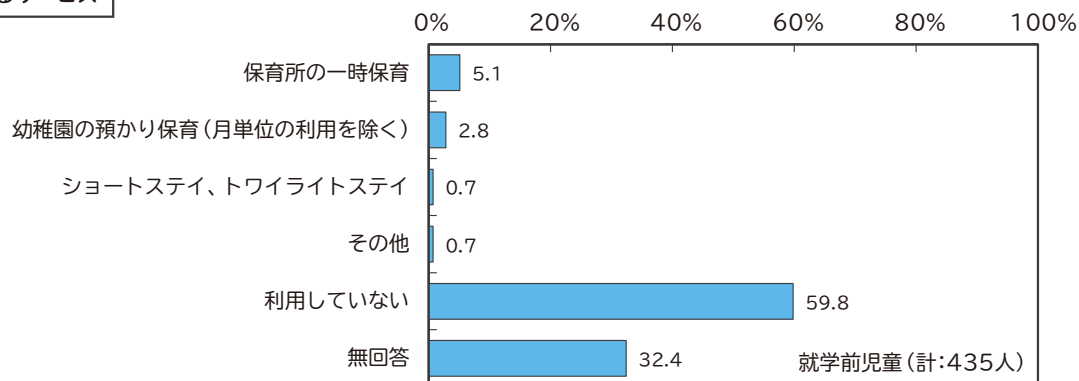


(9) 不定期的な教育・保育サービス等の利用について

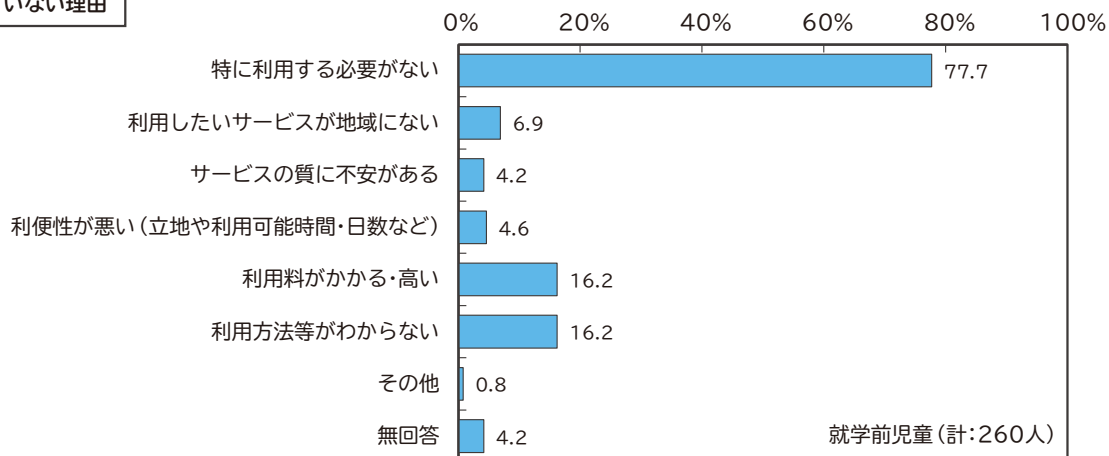
就学前児童 問23

あて名のお子さんは、日中に定期的な教育・保育サービス以外に、不定期に利用しているサービスはありますか。

利用しているサービス

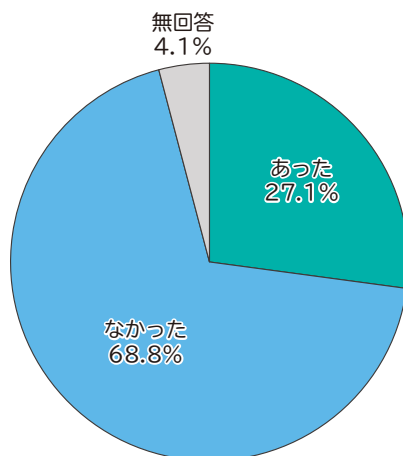


利用していない理由



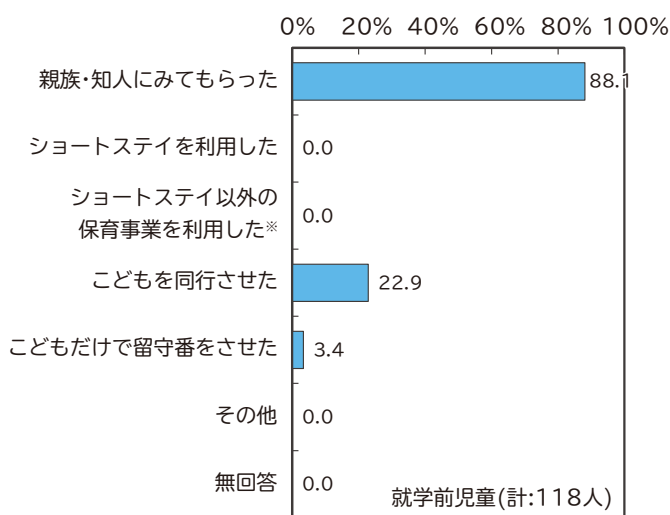
就学前児童 問24

直近1年間に、保護者の都合(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、あて名のお子さんを長時間、家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか(預け先が見つからなかった場合も含みます)。



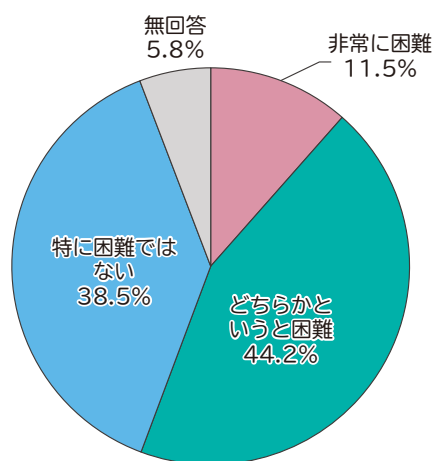
就学前児童(計:435人)

対処法



※認可外保育施設、ベビーシッター等

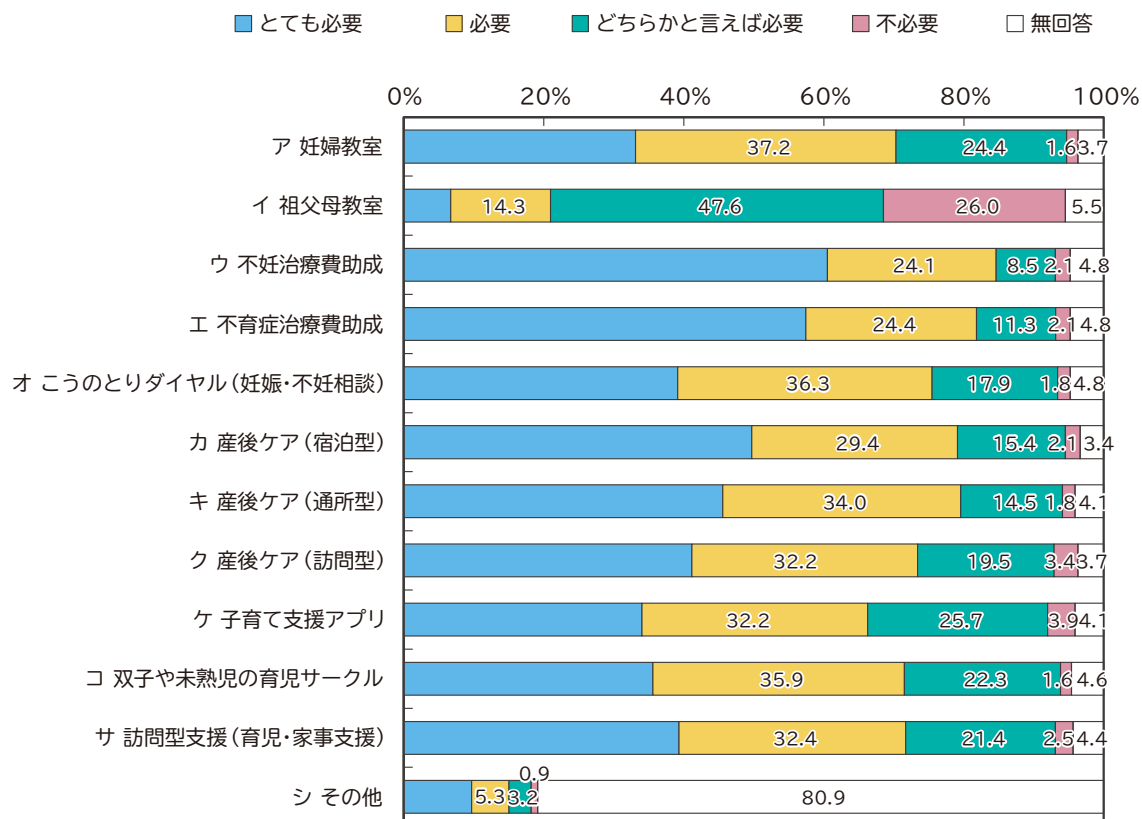
親族・知人に依頼する際の困難度



就学前児童(計:435人)

就学前児童 問25

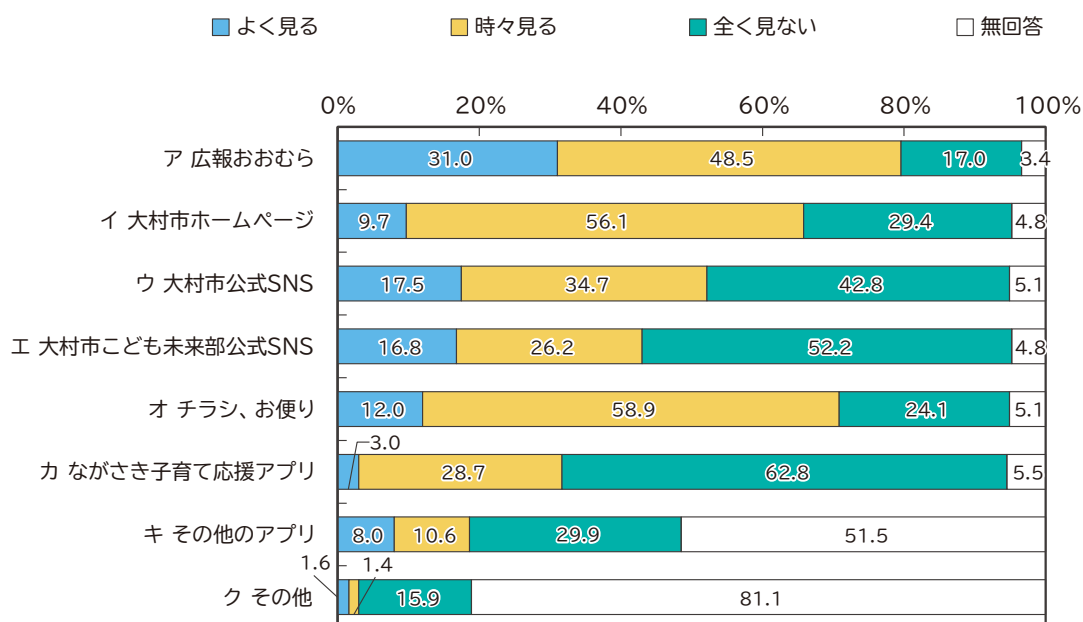
妊娠期・出産期・子育て期における下記の事業やサービスが必要だと思いますか。



就学前児童(計:435人)

就学前児童 問26

日頃、子育てに関する情報をどのように得ているかお伺いします。

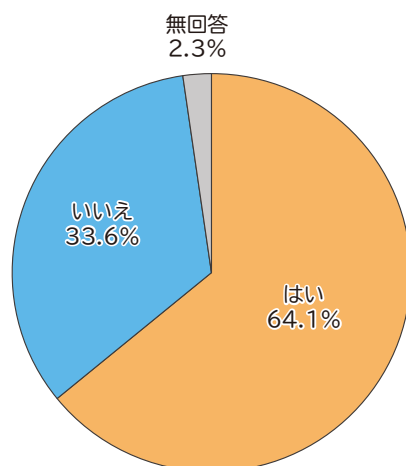


就学前児童(計:435人)

(10) こども誰でも通園制度について

就学前児童 問27

国が検討している「こども誰でも通園制度(仮称)」が創設された場合、利用したいと思いますか。あて名のお子さんの年齢を問わず、制度対象のお子さんがいらっしゃる想定でお答えください。

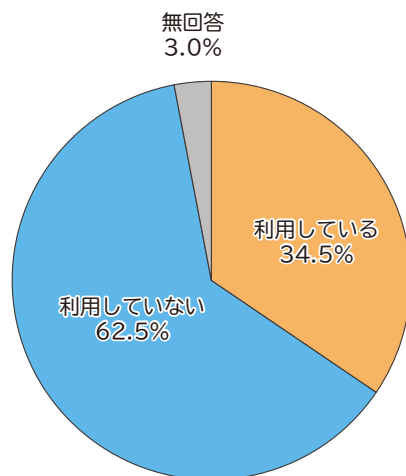


就学前児童(計:435人)

(11) 地域子育て支援センターについて

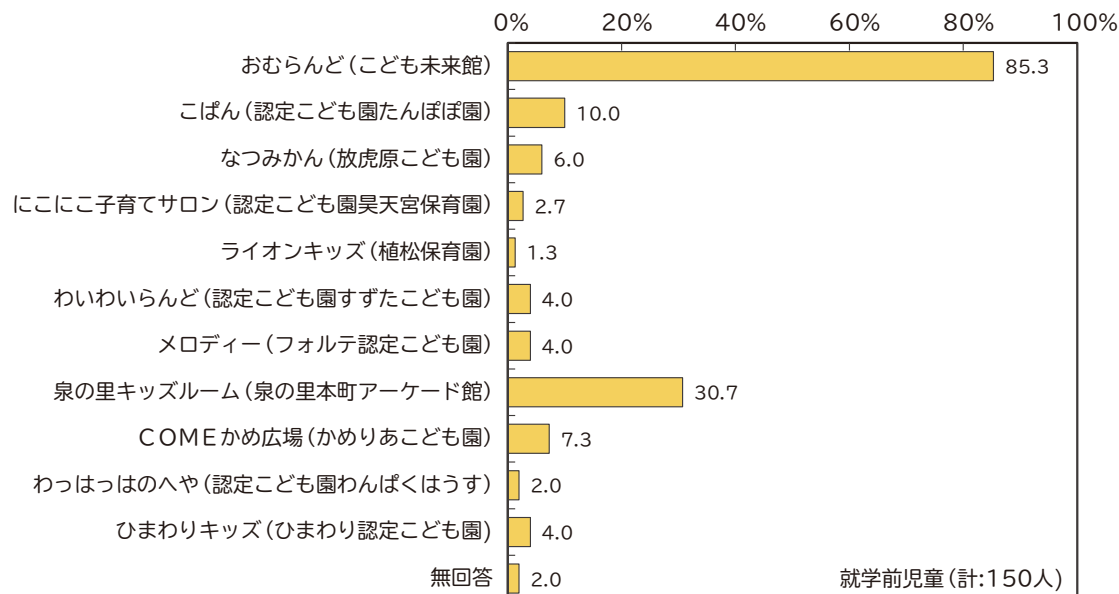
就学前児童 問28

あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援センターを利用していますか。

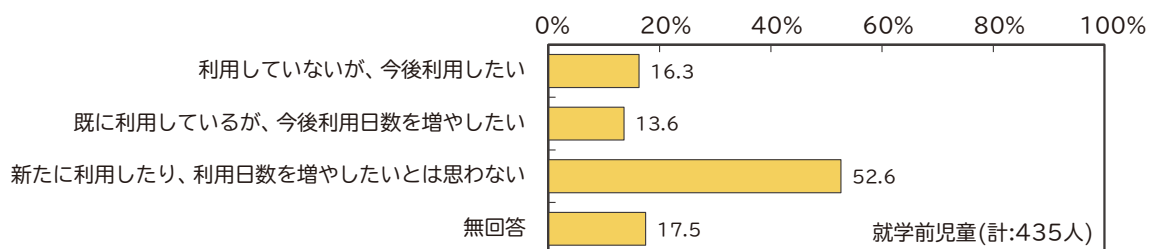


就学前児童(計:435人)

利用している地域子育て支援センター



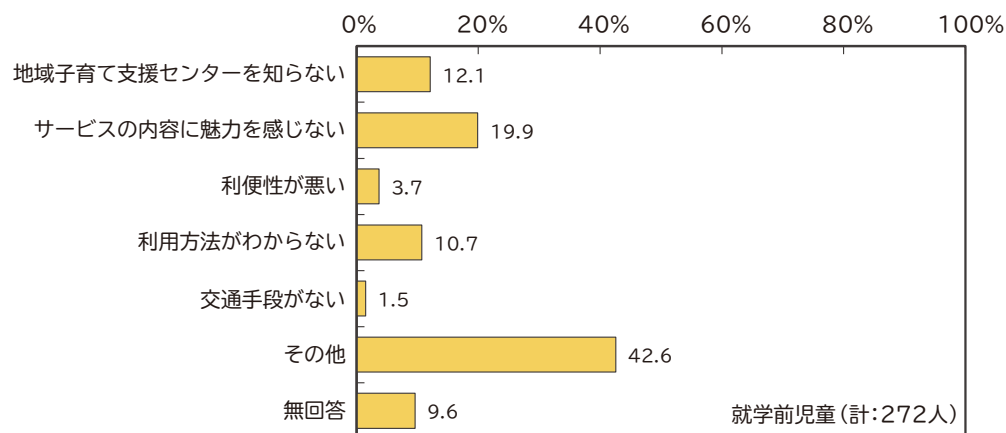
今後の利用意向



就学前児童 問30

(地域子育て支援センターを「利用していない」と回答した人)

地域子育て支援センターを利用していない理由は何ですか。

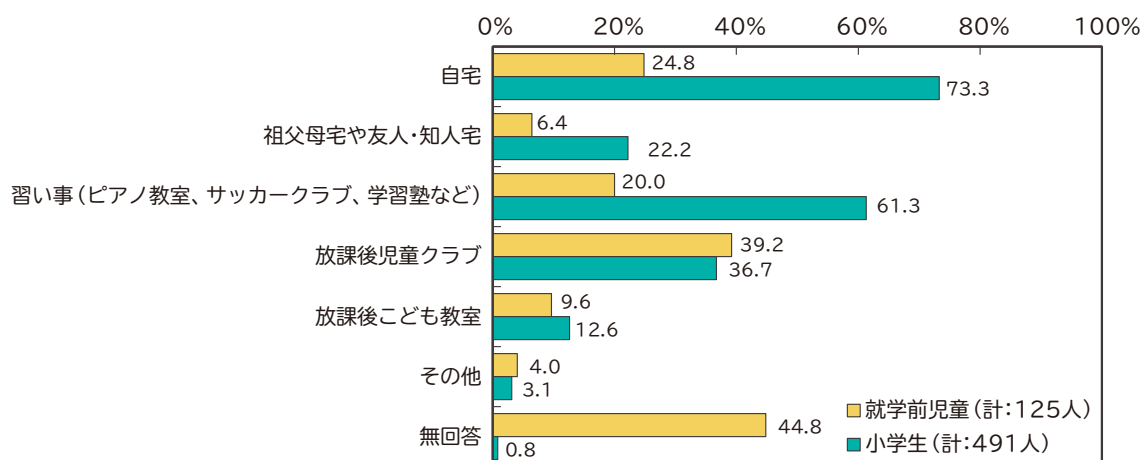


(12) 放課後の過ごし方について

就学前児童 問31

小学生 問15

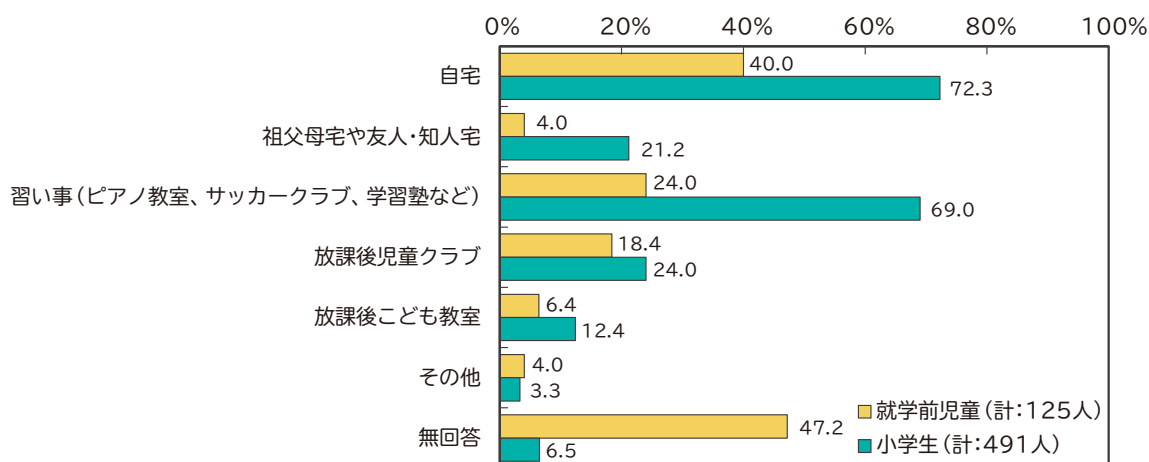
あて名のお子さんが小学校低学年(1～3年生)の間、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



就学前児童 問32

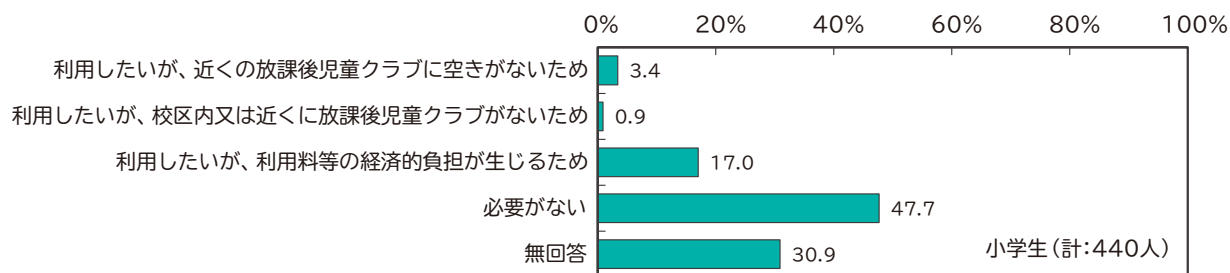
小学生 問16

あて名のお子さんが小学校高学年(4～6年生)の間、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。



就学前児童 問33

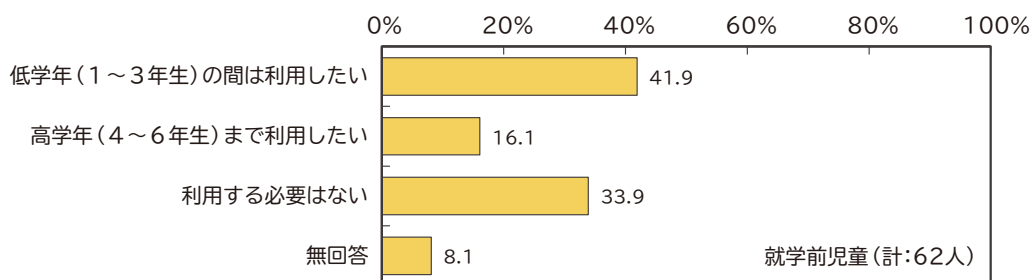
(「放課後児童クラブ」と回答した人)あて名のお子さんについて、土曜日に放課後児童クラブの利用希望はありますか。



就学前児童 問34

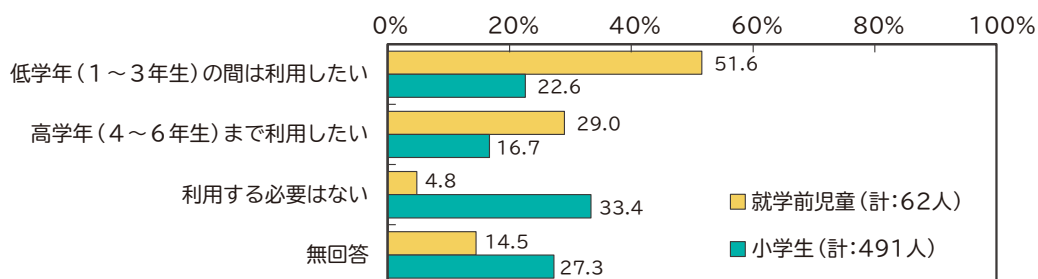
小学生 問18

あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中のみ放課後児童クラブの利用希望がありますか。



小学生 問17

(現在、放課後児童クラブを利用していない人)放課後児童クラブを利用していない理由で当てはまる番号1つに○をつけてください。

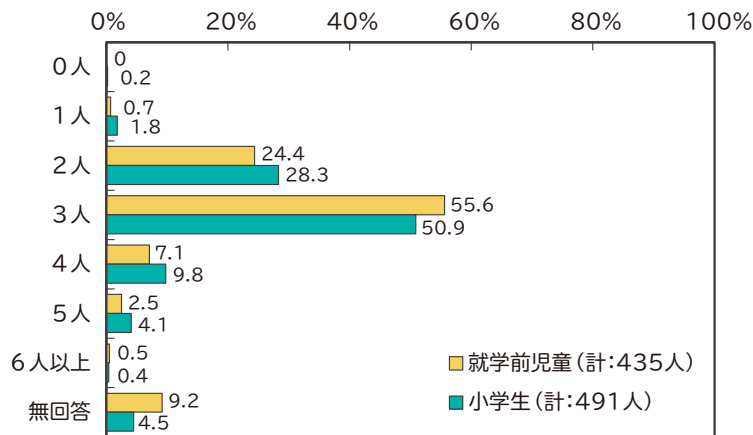


(13) 理想のこどもの数について

就学前児童 問35

小学生 問19

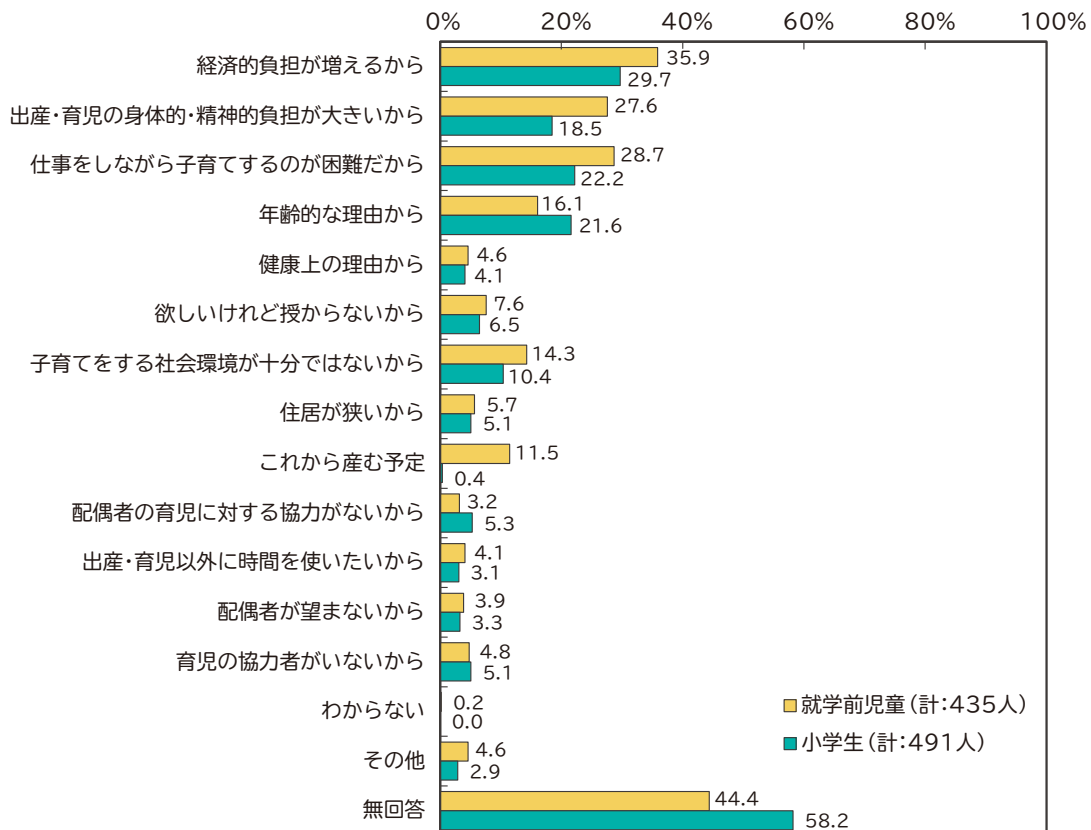
あなたの理想のこども数を記入ください。



就学前児童 問35-1

小学生 問19-1

(実際のこどもの数が理想のこどもの数より少ない人)実際のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由についてあてはまる番号全てに○をつけてください。



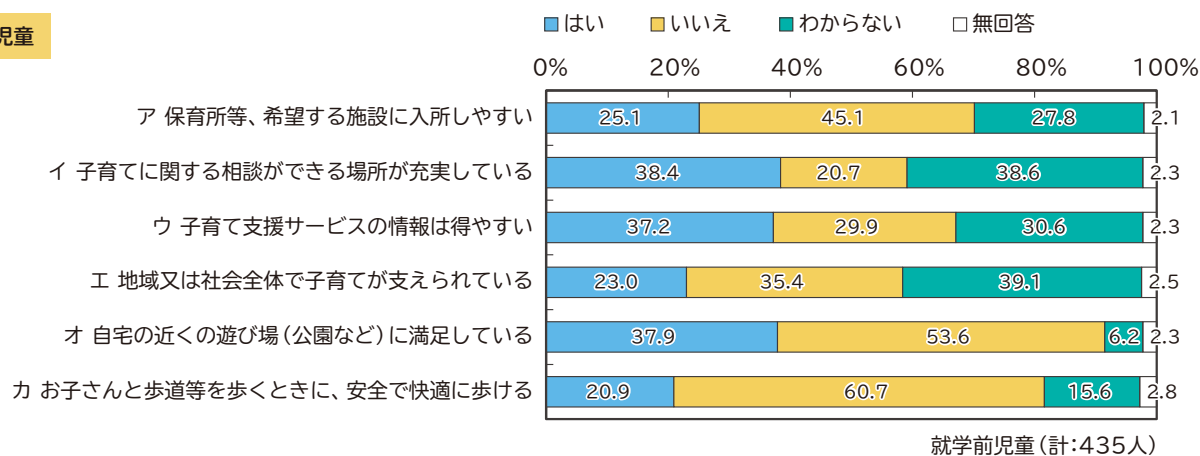
(14) 子育てに関する満足度について

就学前児童 問36

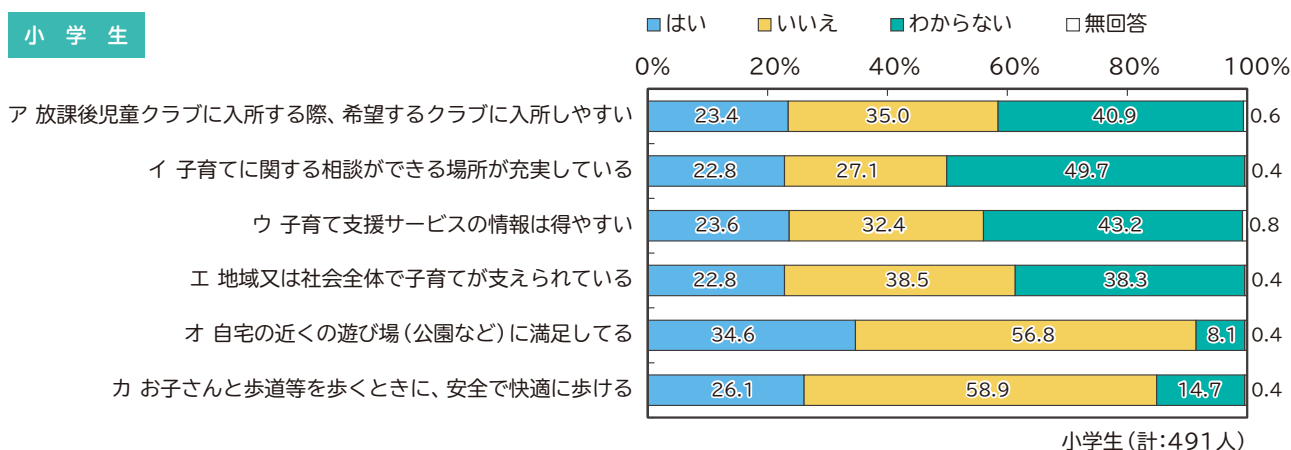
小学生 問20

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。

就学前児童



小学生



就学前児童 問37

小学生 問21

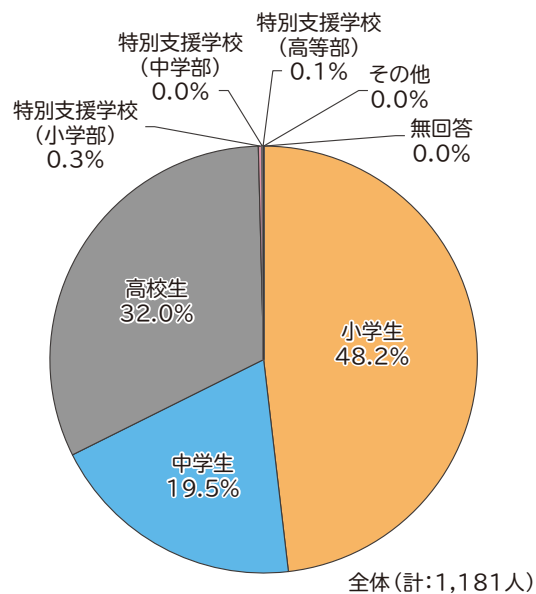
自由意見(子育てに関して)

- 希望する保育園に入れない。保育園の数が足りていない。
- こどもが遊べる場所を充実させてほしい。
- 保育料が高い。経済的な負担が大きいため、もっと支援がほしい。
- 交通量に対して歩道が狭かったり、車の運転が荒い運転手がいって通学路で危険を感じる。
- もっと男性の育児への参加を促す取り組みをしてほしい。
- 夏休みや冬休みなど、長期休暇の際のこどもの預かり場所を充実させてほしい。
- 物価高騰により、経済的な負担が大きいため、給食費を無料にしてほしい。
- ミライon図書館は、親子共に学びとりフレッシュの場になっており、ありがたい。
- こどもに習い事の際に、安価で送迎をしてくれる公的なサービスがあるととてもありがたい。

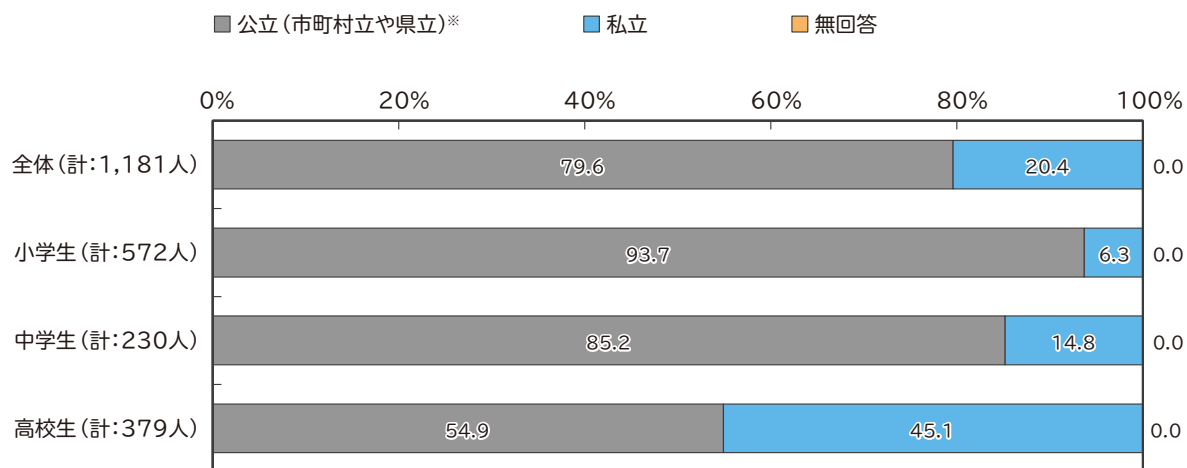
1-2 長崎県子どもアンケート（小学生・中学生・高校生）

（1）学校について

どの学校に通っていますか？

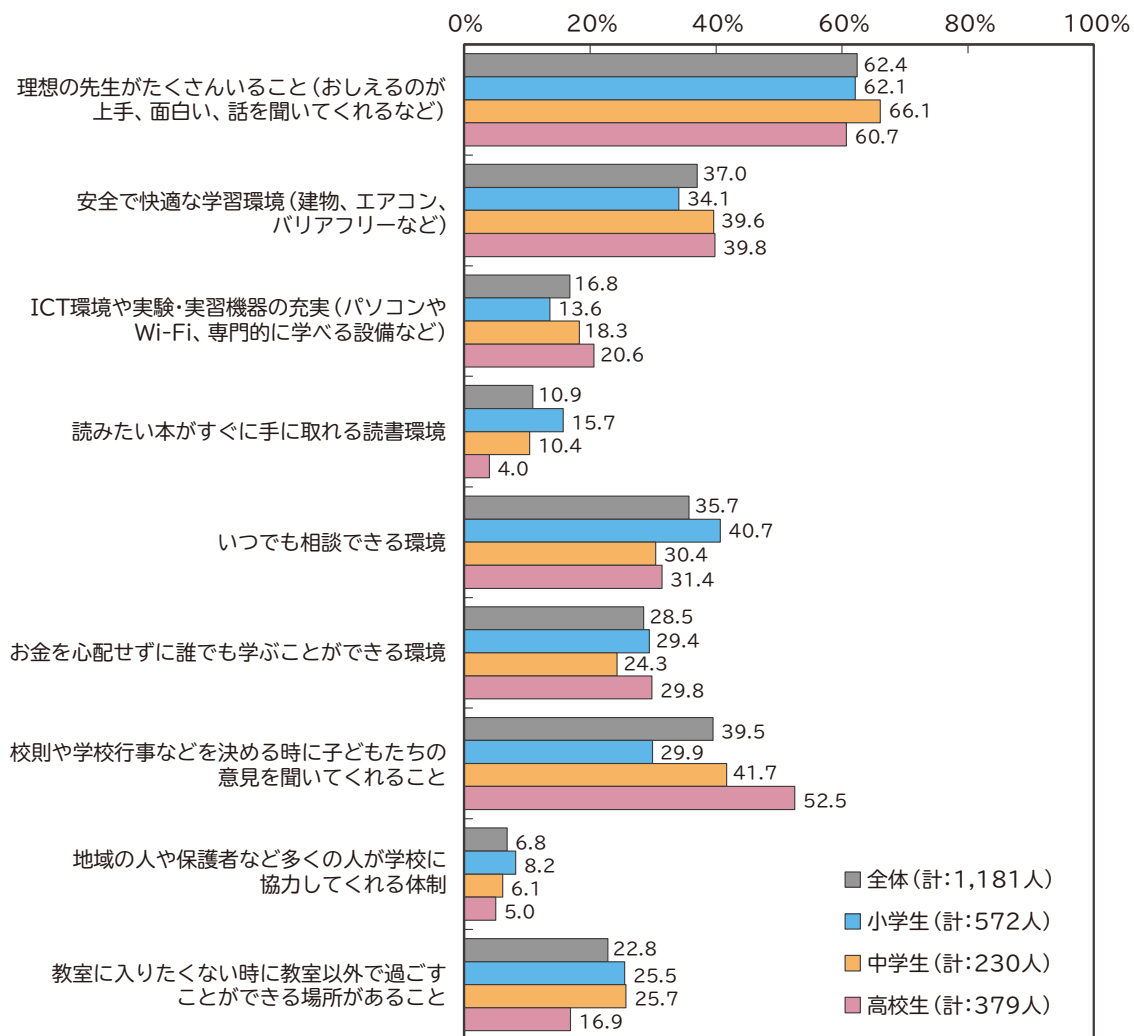


通っている学校は公立ですか、私立ですか？



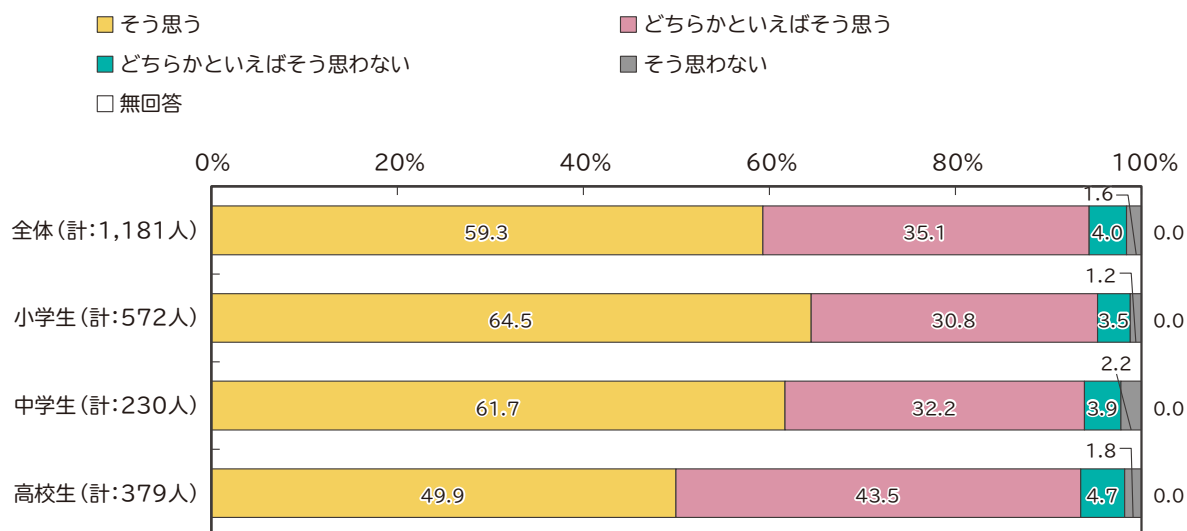
※特別支援学校を含む。

より良い学校・教育のために何が必要だと思いますか？

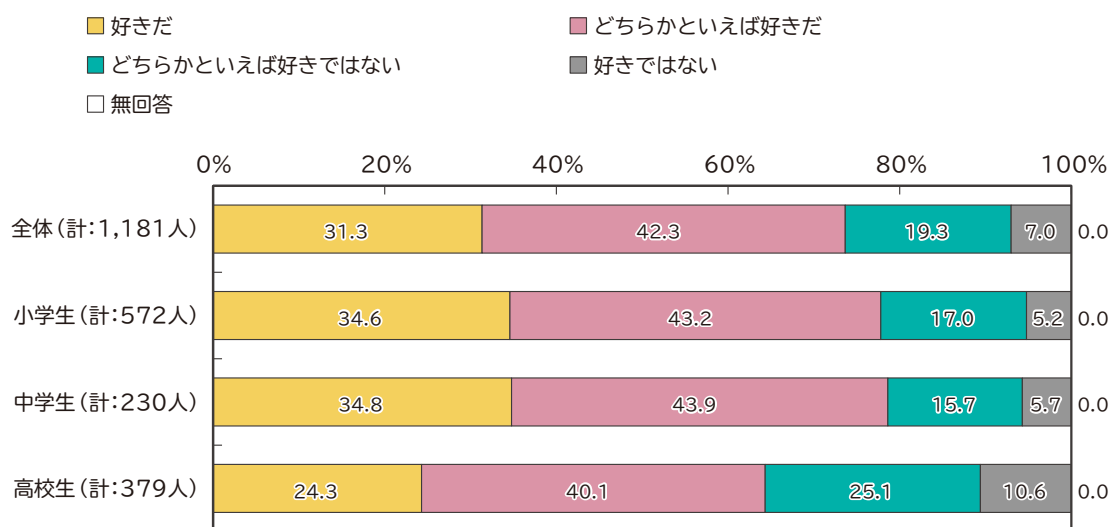


(2) 普段の生活の状況について

今、自分は幸せだと思いますか？

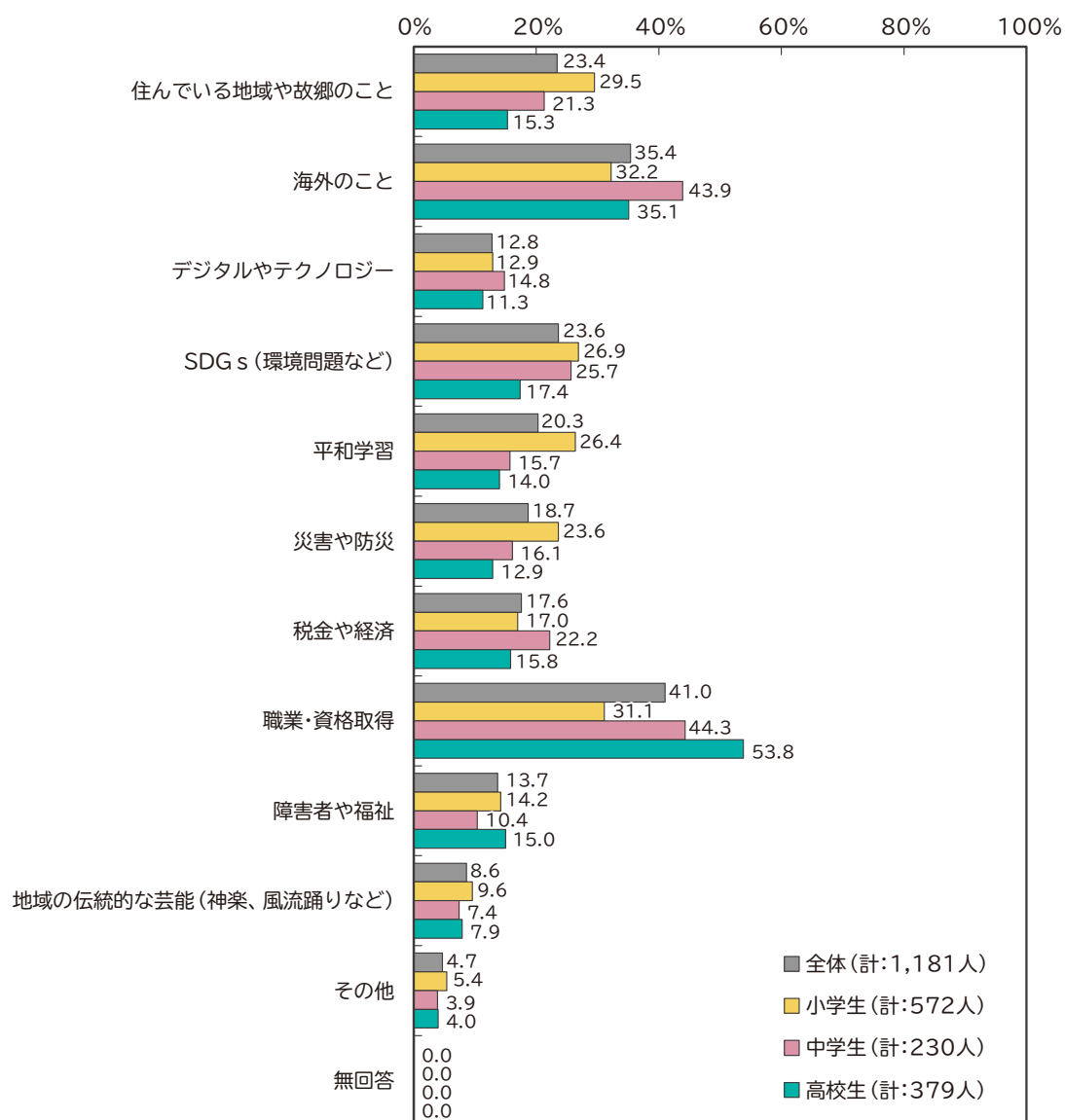


今の自分が好きですか？

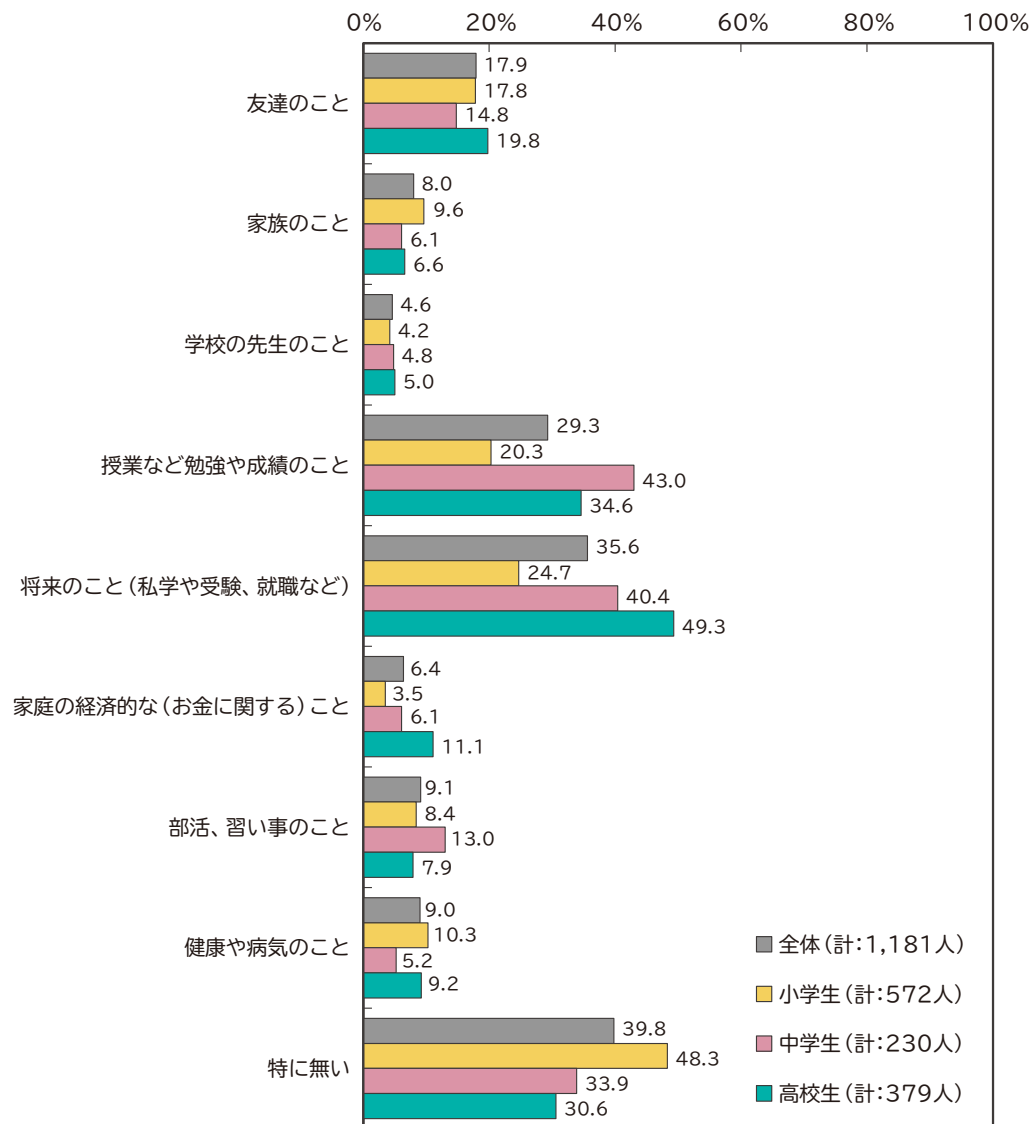


興味・関心があり学びたいことはどんなことですか？

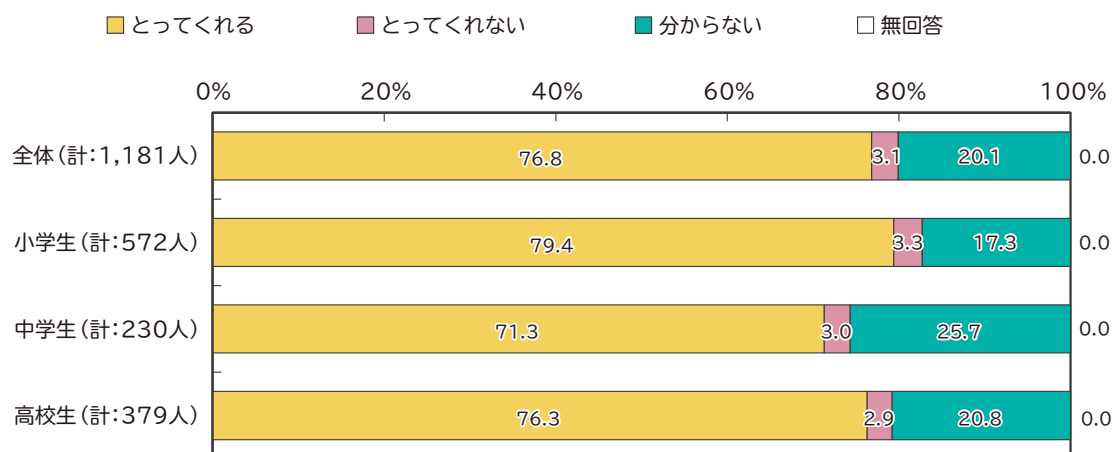
<総合的な学習(探究)で取り組みたいことなど>



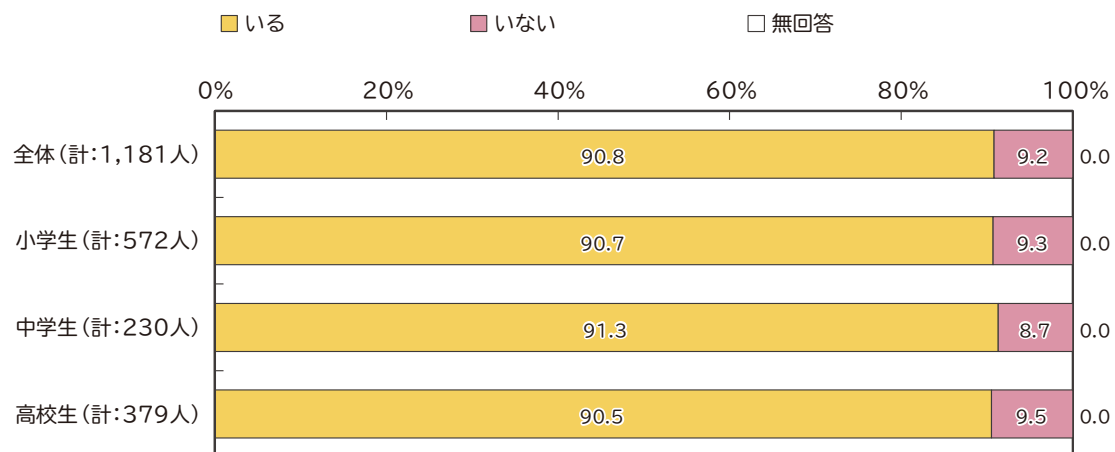
生活の中で困っていること、心配に感じる事はどんなことですか？



あなたの家族は、あなたと向き合う時間を十分にとってくれますか？

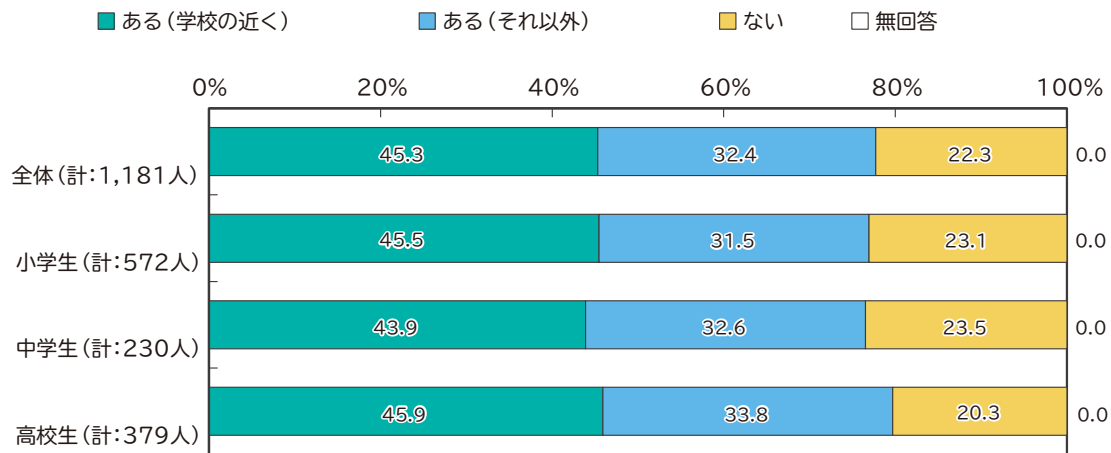


困ったときに相談できる人がありますか？

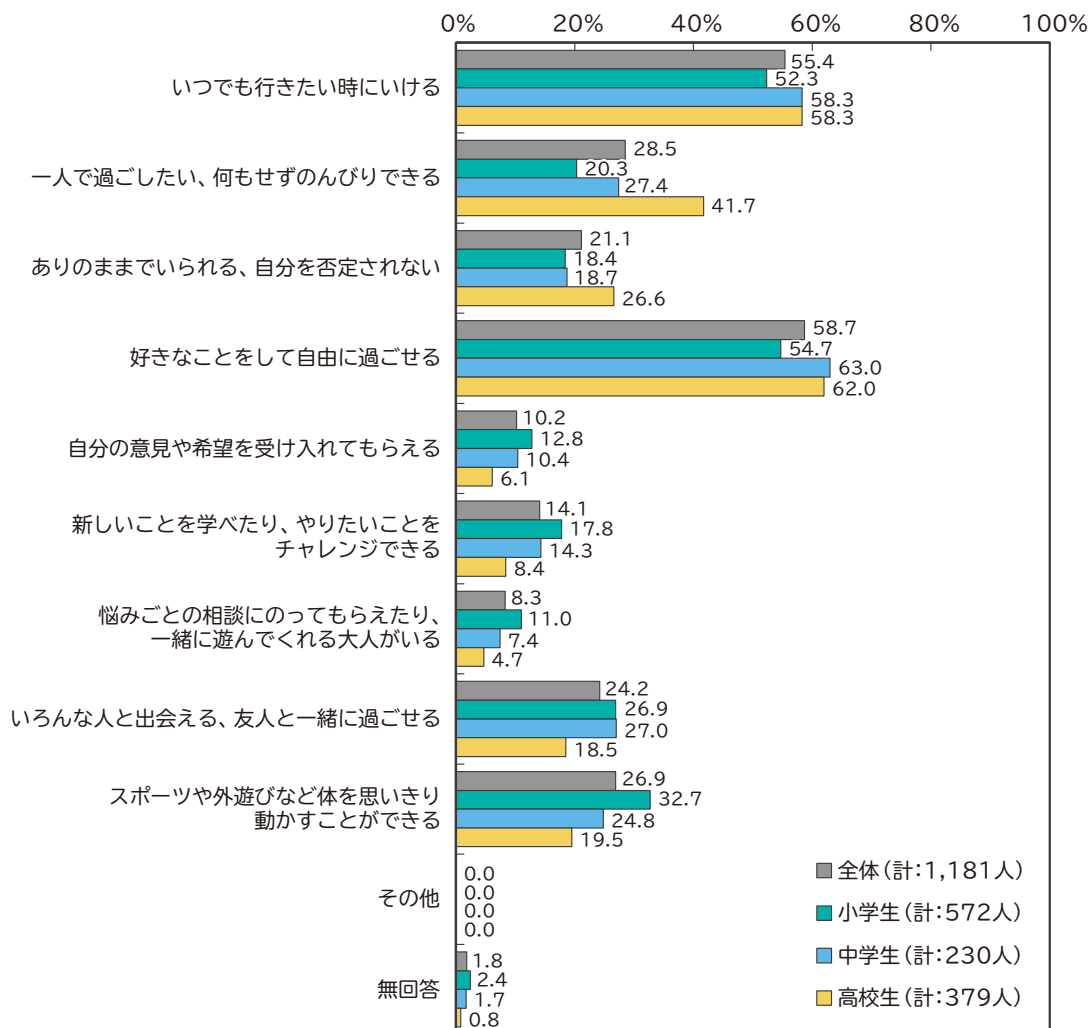


(3) 放課後の過ごし方について

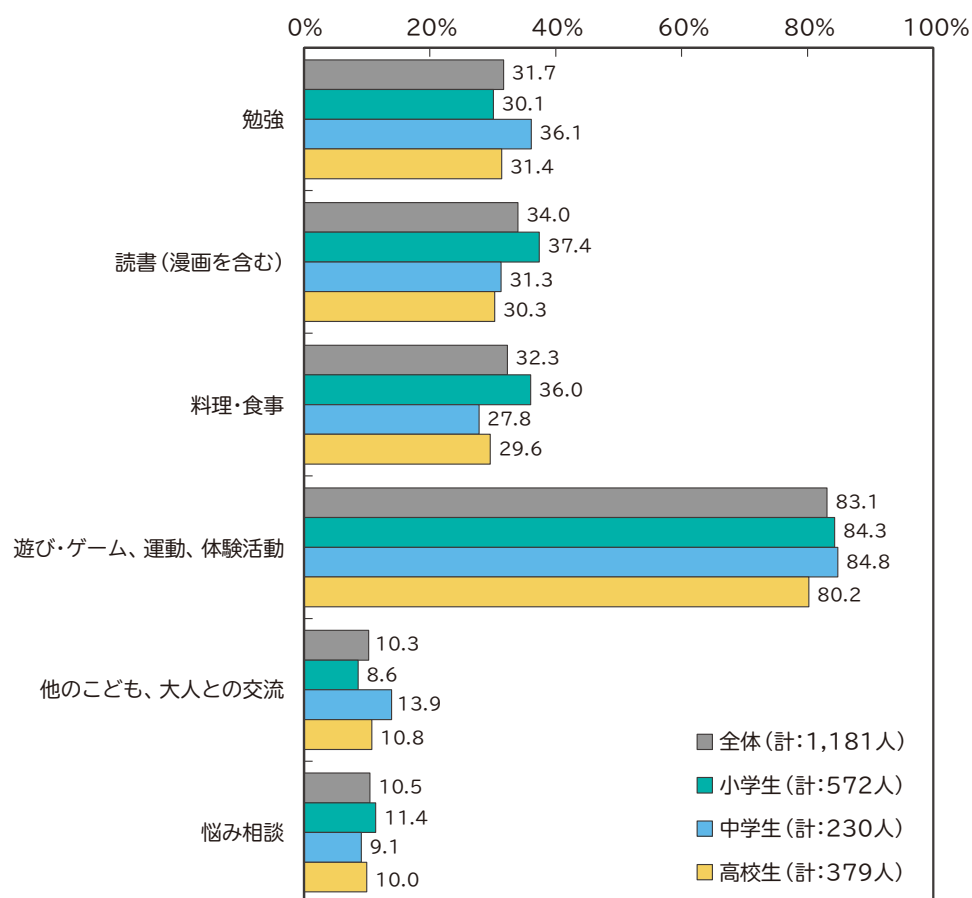
自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所が身近にありますか。



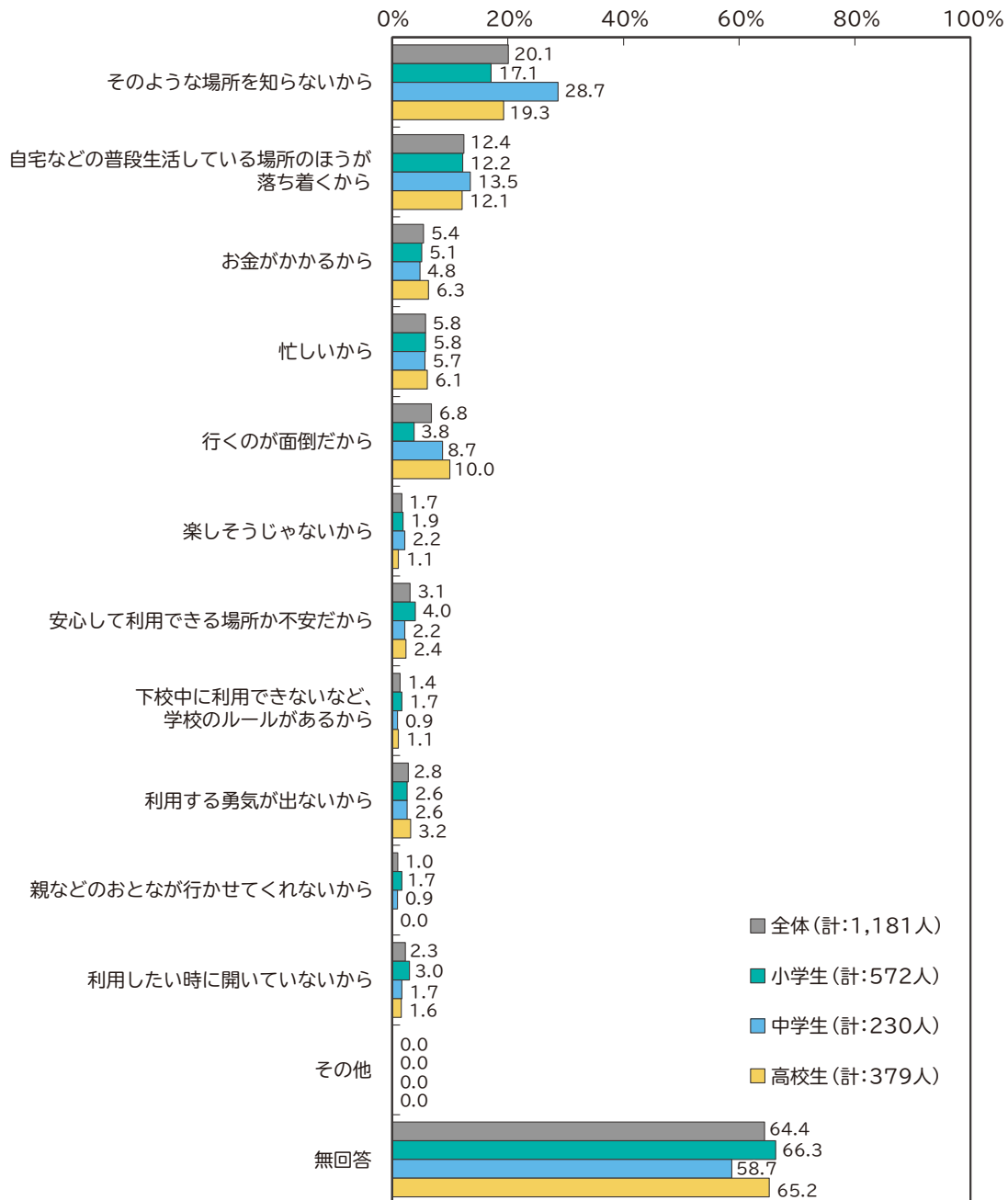
自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所として、あれば利用したいと思うのはどんなところですか。



自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所で、あなたは何かできると嬉しいです？

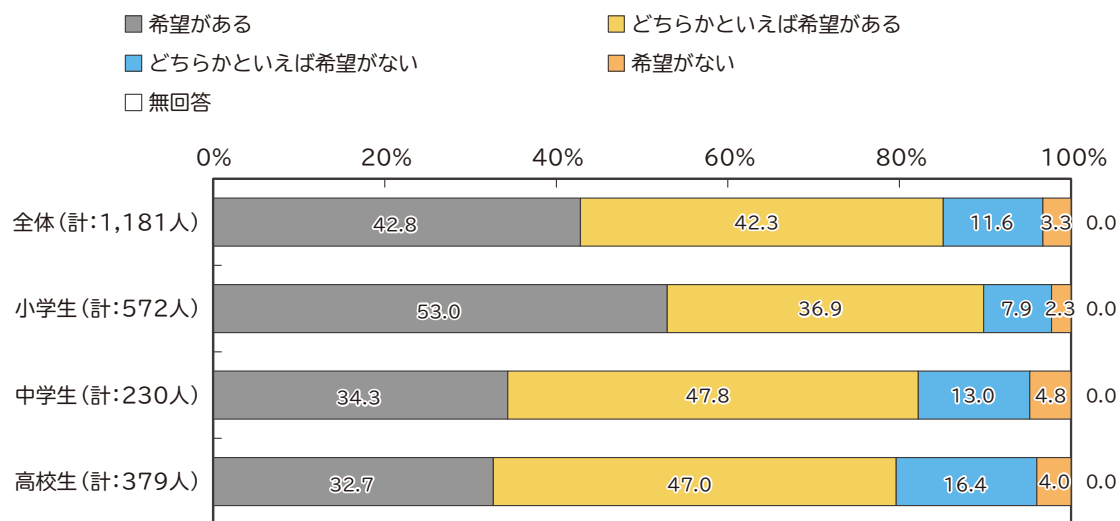


自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所を利用したことがないという方にお聞きします。(利用したことがあるという方は回答不要です)そのような場所を利用したことの理由は何ですか。

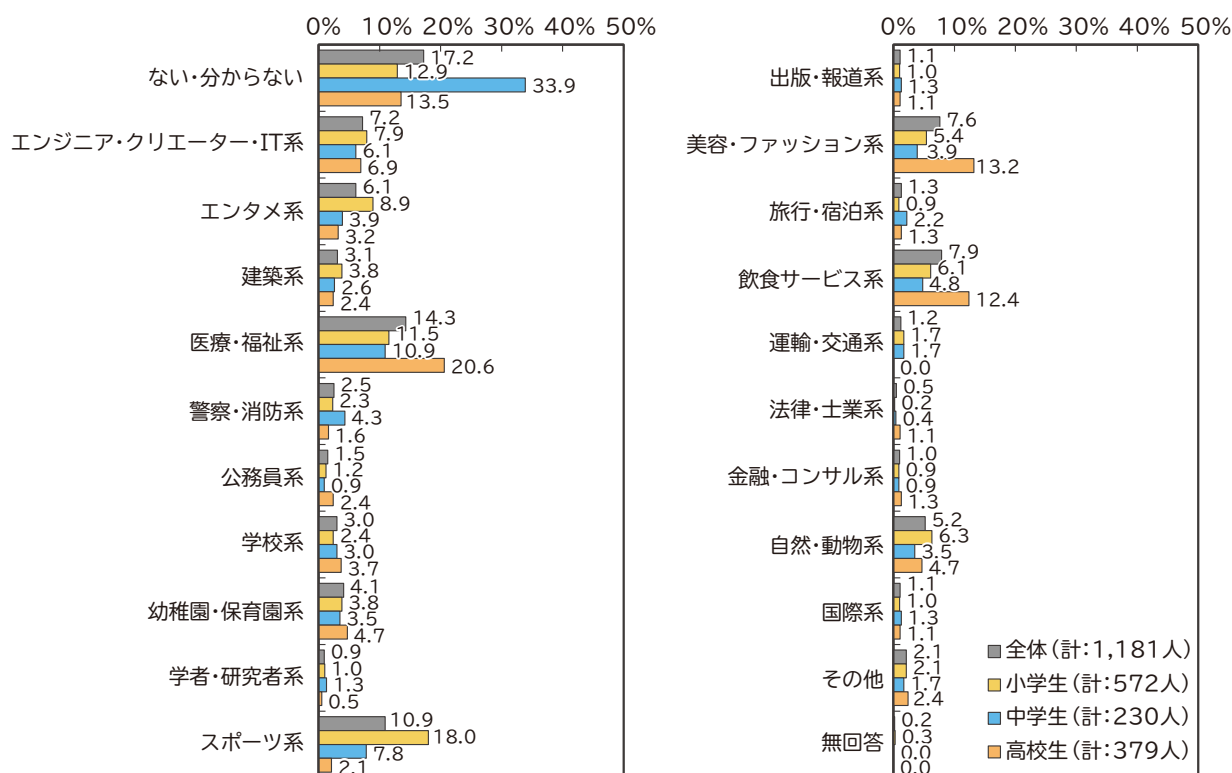


(4) これからの生活や将来について

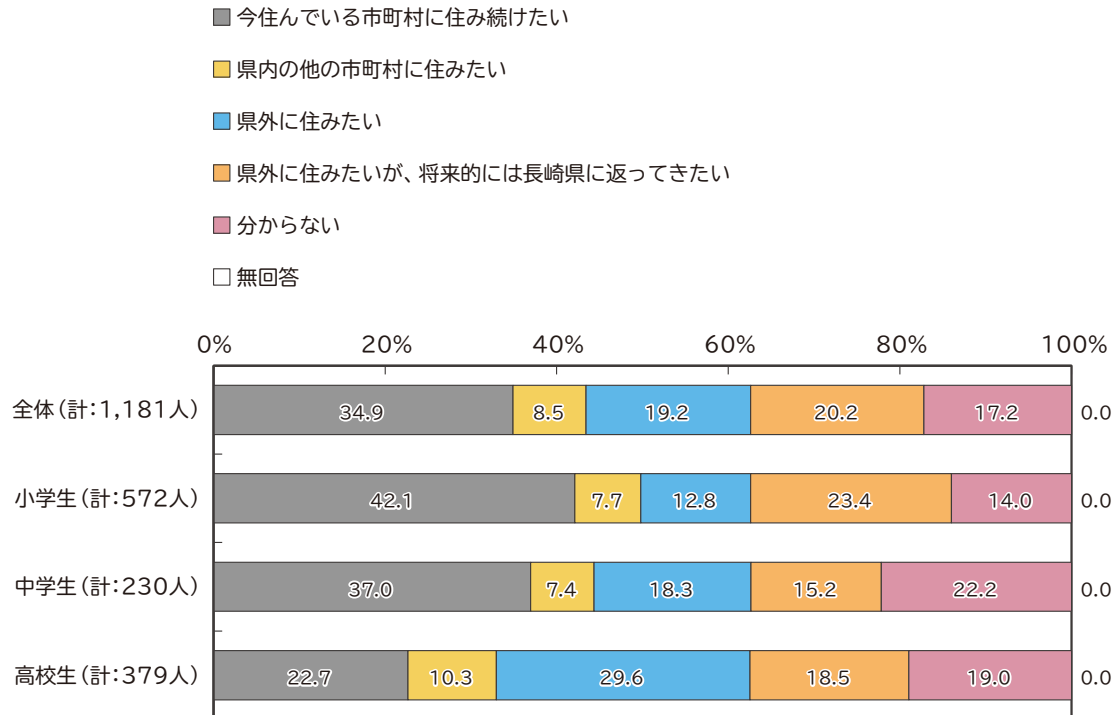
自分の将来について明るい希望を持っていますか？



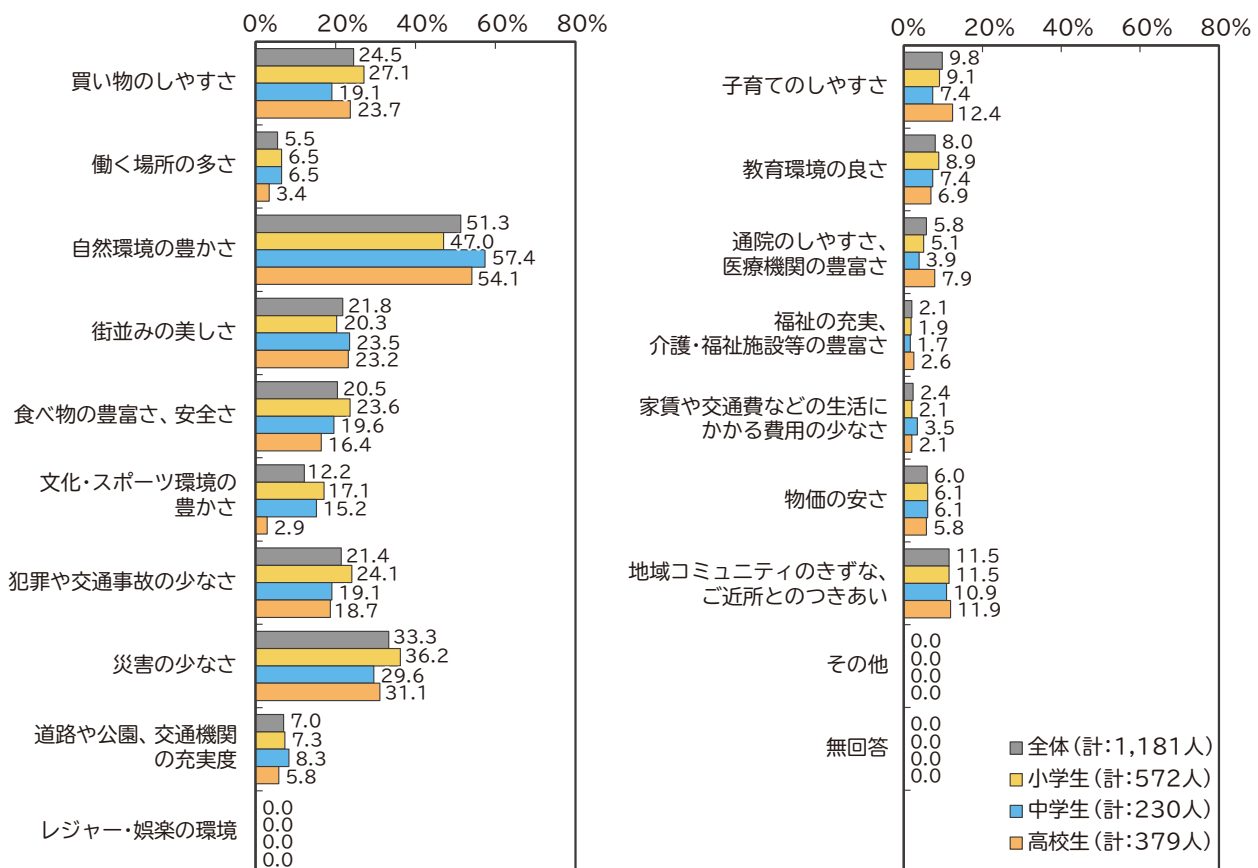
将来、就きたい職業は何ですか？



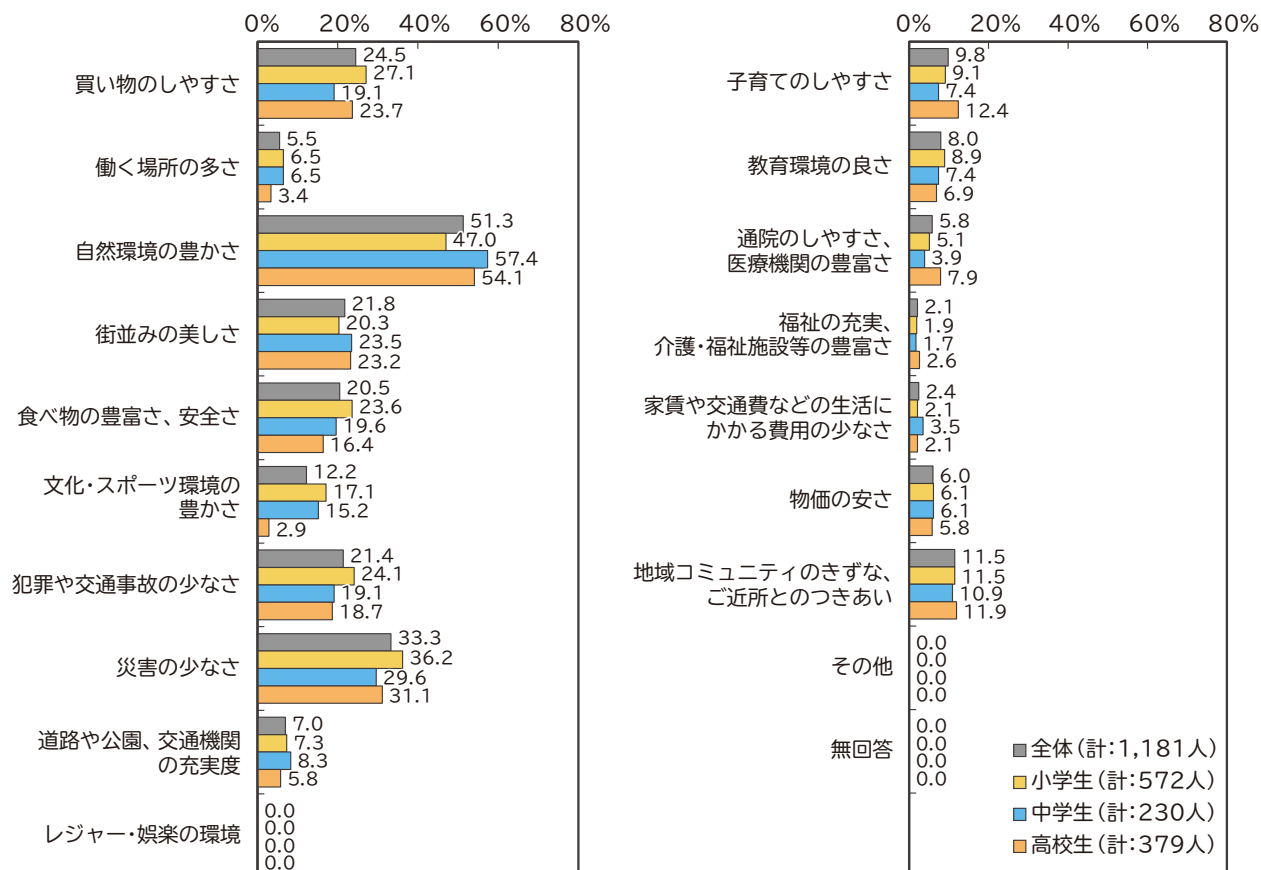
これから長崎県に住み続けたいと思いますか？



将来、住む場所を選ぶうえで、特に大事にしたいことは何ですか？



あなたは長崎県の良さはどんなところだと思いますか？



自由意見(県が目指す「こどもが主役」の社会を実現するためにできたらいい・あったらいいと思うもの等)

- こどもたちで意見を言い合う機会があり、そこで決まったことを大人に訴えることができるといいと思います。
- こども議員のように新しくこどもの意見を取り入れ、それを大人や周りの人たちで実現できるようにしてほしい。
- 公共交通機関を増やしてほしい。
- 図書館の勉強フロアのようなところをもっと増やしてほしい。
- 障害などがあってもみんな一緒に交流・遊んだりできる場所がほしい。
- 雨の日でも遊べる屋内施設があったらいいと思う。
- 色々な職業の体験会のようなものがあればいいと思う。
- お金を気にせず、誰でも行きたい学校(私立含む)に行ける権利があるとよい。

2 大村市内の教育・保育施設等

○は一時預かり実施園 ◇は預かり実施園 ※は延長保育実施園 ◆は休日保育実施園

教育・保育施設

■ 保育園

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
かめりあ富の原保育園	※	50	—	36	14	北
わかば保育園	※	120	—	58	62	北
いるか保育園	※	60	—	36	24	中
植松保育園	○※	160	—	90	70	中
かしのき保育園	※	30	—	22	8	中
かめりあ天空の森保育園	※	105	—	69	36	中
萱瀬保育園	○※	60	—	42	18	中
このみ保育園	※	55	—	33	22	中
桜馬場保育園	※	110	—	65	45	中
諏訪保育園	※	90	—	50	40	中
おひさま保育園	※	30	—	15	15	南
かたまち保育園	※	110	—	60	50	南
久原保育園	※	60	—	36	24	南
サラナ保育園	○※	35	—	12	23	南
三城保育所【公立】	※	50	—	27	23	南
千木の森やまびこ保育園	○※	50	—	40	10	南
常盤保育園	○※	155	—	87	68	南
ぷれり恵光保育園	※	30	—	15	15	南
三浦保育園	○※	60	—	33	27	南
ゆりかご保育園	○※	120	—	60	60	南

■ 認定こども園

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
いけだ認定こども園	◇※	95	15	60	20	北
かめりあこども園	◇※	190	60	76	54	北
たけまつこども園	○◇※	90	10	51	29	北
認定こども園キッズランド	◇※	57	6	36	15	北
認定こども園昊天宮保育園	○◇※	250	90	90	70	北
認定こども園たんぽぽ園	◇※	115	15	51	49	北
フォルテ認定こども園	◇※	85	15	36	34	北
福重みょうせんじこども園	◇※	105	15	54	36	北
松原リトルフォレストこども園	○◇※	76	6	38	32	北
エミー認定こども園	◇※	54	24	18	12	中
新城認定こども園	◇※	140	10	70	60	中
ふるまちこども園	◇※	120	15	54	51	中
放虎原こども園【公立】	◇※	165	70	53	42	中
くじら認定こども園	◇※	90	10	45	35	南
認定こども園すずたこども園	◇※	115	15	60	40	南
認定こども園わんぱくはうす	◇※	105	15	48	42	南
ひまわり認定こども園	○◇※	131	21	60	50	南

■ 地域型保育事業

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
小規模保育園キッズホーム	○※	12	—	—	12	北
小規模保育所たけまつちっち保育園		19	—	—	19	北
ちぎのもり保育園	※	19	—	—	19	北
小規模保育所つぼみのおうち	※	12	—	—	12	北
小規模保育所とみのほら保育園	○	12	—	—	12	北
院内保育園さくら保育園	※	14	—	—	14	中
かめりあ上諏訪保育園		12	—	—	12	中
かめりあ三城第二保育園		12	—	—	12	中
かめりあ保育園		12	—	—	12	中
ちいさな保育園マーナ	※	12	—	—	12	中
小規模保育園まつぼっくり	※	12	—	—	12	中
かめりあ三城保育園		14	—	—	14	南
すこやか保育園		12	—	—	12	南
小規模保育園どんぐり	※	12	—	—	12	南

■ 幼稚園

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
大村聖母幼稚園	◇	180	180	－	－	中
向陽幼稚園	◇	315	315	－	－	南
長崎星美幼稚園	◇	180	180	－	－	南

■ 認可外保育施設

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
長崎星美保育事業所		15	－	－	15	南

■ 事業所内保育事業

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
ヤクルト大村サービスセンター託児室	※	27	－	27		中
ヤクルト諫早サービスセンター託児室	※	35	－	35		南
長崎医療センターくるみ保育園	※	50	－	25	25	南

■ 企業主導型保育事業

施設名	実施事業	定員	1号	2号	3号	地域
大川田キッズ保育園		12	－	3	9	北
おろぐち保育園	※	48	－	27	21	北
ぱれっと保育園		12	－	0	12	北
泉の里保育園	◆	60	－	34	26	南
星のおか保育園		60	－	30	30	南
みなみの保育園	※	12	－	0	12	南

放課後児童クラブ

クラブ名	定員	地域
いちご児童クラブ	40	北
福重児童クラブ	40	北
くさぶえ児童クラブ	40	北
ほうこ児童クラブ	40	中
らっこ児童クラブ	40	中
ことら児童クラブ	40	中
スポキッズ学童クラブ 古賀島校A	32	中
スポキッズ学童クラブ 古賀島校B	35	中
スポキッズ学童クラブ 富の原校	35	北
学童クラブ いろり端きっず	40	北
学童クラブ いろり端きっず二番館	40	北
学童クラブ いろり端きっず三番館	23	北
福重まなびっこ児童クラブ	30	北
福重まなびっこ児童クラブ2	40	北
さくらんぼ児童クラブ	40	中
ぶどう児童クラブ	24	中
くすのき児童クラブ	45	中
西大村遊学館	45	中
キノコ児童クラブ	40	中
三城児童クラブ	36	南
三城第二児童クラブ	31	南
とまと児童クラブ	39	南
放課後児童クラブプチとまと	40	南
うきうき青空児童クラブ	55	南
放課後児童クラブ FRIENDS	40	南
おひさま学童クラブ	40	南
ときわ学童クラブ1	40	南
ときわ学童クラブ2	45	南
ときわ学童クラブ3	40	南
ときわ学童クラブ4	45	南

クラブ名	定員	地域
昊天宮学童保育 ゆめっこクラブ	45	北
昊天宮学童保育 にんじんクラブ	45	北
かめりあ児童クラブA	40	北
かめりあ児童クラブB	40	北
かめりあ児童クラブC	40	北
二丁目学童クラブ 富っ子	40	北
二丁目学童クラブ 竹っ子	40	北
寺子屋学童クラブ はあと	40	北
寺子屋学童クラブ よつば	40	北
妙宣寺学童保育 寺子屋	40	北
妙宣寺学童保育 寺子屋第2学童	40	北
たけまつ学童なかよしクラブ	45	北
たけまつ学童げんきクラブ	40	北
b & g おおむら	25	北
放課後児童クラブ GoodSmile	35	中
スポキッズ学童クラブ 松並校	35	中
植松ニコピンクラブ	40	中
学童保育すわん子クラブ	40	中
BASE CAMP IKEDA	40	中
学童保育鈴っ子クラブ	50	南
学童保育第二鈴っ子クラブ	40	南
ひまわり児童クラブA	40	南
ひまわり児童クラブB	40	南
ひまわり児童クラブC	40	南
かめりあ三城児童クラブ	40	南
キッズホームゆりかごA	40	南
キッズホームゆりかごB	20	南
第1三浦学童クラブ	35	南
泉の里学童クラブ	40	南

地域子育て支援センター

施設名	地域
COMEかめ広場(かめりあこども園)	北
こぼん(認定こども園たんぼぼ園)	北
にこにこ子育てサロン(認定こども園昊天宮保育園)	北
メロディー(フォルテ認定こども園)	北
なつみかん【公立】(放虎原こども園)	中
ライオンキッズ(植松保育園)	中
泉の里キッズルーム(泉の里保育園)	南
こども未来館おむらんど【公立】(プラザおおむら)	南
ひまわりキッズ(ひまわり認定こども園)	南
わいわいらんど(認定こども園すずたこども園)	南
わっはっはのへや(認定こども園わんぱくはうす)	南

病児保育

施設名	対象児	地域
さわ小児科	0歳～小学6年生	北
野口内科こども医院		中
田川小児科		南

ショートステイ・トワイライトステイ事業

施設名	対象児	地域
大村子供の家	2歳～17歳	北
光と緑の園 乳児院	0歳～1歳	中
光と緑の園 向陽寮	2歳～17歳	中
こころホーム	7歳～17歳	中
友永ホーム	5歳～17歳	市外

3 大村市子ども・子育て会議

(1) 大村市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、大村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)

(2)子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者

(3)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 大村市子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和5年11月1日～令和7年10月31日

	委員氏名	所属等
1	石司 貴弘	校長会
2	小川 哲央	青年会議所
3	柿田 多佳子	公認心理師・長崎純心大学非常勤講師
4	川本 良美	連合長崎大東・杵岐・対馬地域協議会
5	桐山 絵理奈	学童保育連合会
6	五瀬 梨沙	市民公募委員
7	小西 美代	P T A連合会
8	高濱 広司	青少年健全育成連絡協議会
9	田川 正人	医師会
10	西川 義文	保育会
11	古川 恵子	民生委員児童委員協議会連合会
12	松尾 智洋	長崎こども・女性・障害者支援センター
13	宮崎 佳奈	市民公募委員
14	山下 浩司	社会福祉協議会

※令和7年3月時点、氏名五十音順

令和7年度～令和11年度

第3期おおむら子ども・子育て支援プラン

発 行 日 令和7年3月

発行・編集 大村市 こども未来部 こども政策課

〒856-0832 長崎県大村市本町413番地2

TEL 0957-54-9100/FAX 0957-54-9174

